

季刊 社会保障研究

貸
出
用

Vol. 41

Summer 2005

No. 1

研究の窓

- | | | |
|--------------------|------|---|
| 老後の不安と社会的リスク | 新川敏光 | 2 |
|--------------------|------|---|

特集＜老後の不安とは何か：実態の多元的把握と政策への期待＞

- | | | |
|----------------------------------|------|----|
| 老後の不安—不安要因のトレンドと規定要因の変遷— | 西村幸満 | 4 |
| 都市における老後の不安 | 直井道子 | 12 |
| 農村における老後不安—京都府美山町2集落の事例報告— | 相川良彦 | 22 |
| 年金給付水準の低下が老後用貯蓄に及ぼす影響 | 浜田浩児 | 35 |
| 福祉と政治不満とニューシニア | 神江伸介 | 45 |

判例研究

- | | | |
|--|-------|----|
| 社会保障法判例 | 脇野幸太朗 | 57 |
| 一労働者災害補償保険法所定の年金給付基礎日額について最高限度額を設定した
同法及び同法施行規則の各規定は憲法14条に違反するものではないとして、
当該各規定に基づいてなされた遺族補償年金等支給処分が適法とされた事例— | | |

書評

- | | | |
|------------------------------|------|----|
| 三井さよ著『ケアの社会学—臨床現場との対話』 | 立岩真也 | 64 |
|------------------------------|------|----|



国立社会保障・人口問題研究所

季刊
社会保障研究

Vol. 41 Summer 2005 No. 1

国立社会保障・人口問題研究所

研究の窓

老後の不安と社会的リスク

私のカナダ・トロント大学時代の恩師は日本政治研究者で、数年に一度は一月ほど日本に滞在する。しかも常に東京の決まったエリアに滞在する。その彼が昨年末日本を訪れた際、私に意味ありげに「自分と妻（実際はファースト・ネームで呼ぶ）が、今回発見したことがある。なんだかわかるか」という。私が怪訝な顔をしていると、「高齢化だよ！ 街にお年寄りの姿が目立つ。気がつかないか」というのである。いわば定点観測を続けている彼の言であり、素直に「なるほど」とうなずいた。

たぶん人並み以上に高齢化について考える機会が多いはずなのに、日ごろ大学で若い学生を相手にしていると、うかつにも高齢化が街の風景を変えてしまっていることに気がつかなかった。これは、何も大学人だけの問題ではあるまい。介護や医療など、限られた職場を別にすれば、職場で高齢化の現実を目の当たりにすることはない。いったいどれだけの人が、自分の住む街の風景が高齢化によって変わってしまっていることに気がついているだろうか。いわんや高齢者が日常生活のなかでどのような問題に直面し、どのような不安を抱えているのかについて思いを馳せることなど、ほとんどないのであるまい。

日本は世界一の長寿国である。その理由は様々挙げられようが、長者を敬い、長寿を祝う慣わしがこの社会にあったことは確かであろう。しかし今日こうした社会的「美風」が崩れつつあるようだ。長寿が稀な時代には長者は尊ばれるが、多すぎる高齢者は社会問題とみなされる。高齢化は経済成長にマイナスであり、財政を肥大させ、世代間の不公平を生むという。年金にしろ、医療にしろ、財政からみた「持続可能性」（本来は維持するかどうかの政策判断のはずであるが）のみが議論される昨今の風潮からは、老後の生活はどうあるべきかという「そもそも論」が欠落している。世代間不平等論についても、高齢者のこれまでの経済的・社会的貢献をどのように考えるかという視点がない。なによりも気になるのは、誰にも不可避的に訪れる老後への配慮（ケア）と社会的連帯の精神が感じられないことである。

もとより近代産業社会においては、伝統的な相互扶助精神が必然的に衰退していく。しかし人間の英知は、対面的関係のなかでのケアの衰退を匿名性のケア（福祉国家）によって補うを見出した。ところが、いまやグローバル化を背景とした市場原理主義の隆盛のなかで、福祉国家はもっぱら財政的お荷物として扱われるようになった觀がある。一方において家族・近隣社会の相互扶助ネットワークが衰退し、他方福祉国家的プログラムも縮小されるとなれば、社会的リスクは個人化され、老後の不安はいやが上にも増すことになる。老後不安は、物質的欠乏や精神的ストレスから、極端な場合には高齢者の自殺にもつながるであろうし、高齢者のみならず国民全体の消費行動を萎縮させることにもなる。

このように考えると、老後不安は社会全般の活力に影響を与える大問題である。しかしながら、そもそも老後不安とはどのようなものであり、いかに問題に取り組むべきかについて、これまで

研究の蓄積がほとんどない。制度や政策の問題を、主観的な老後不安の指標とすることはできない。かといって高齢者の意識調査が包括的になされているわけでもなく、個別ケースの臨床的研究の蓄積があるわけでもない。このような極めて困難な状況の中で、なお問題の重要性を鑑み、研究の端緒を切り開こうとしたのが、本号特集である。

そもそも老後不安の意味するところは何かができるだけ明確にし、それが地域的な違いによって異なるのか、年金という老後生活の支柱の給付水準が低下することによって老後用貯蓄はどのように変化するのか、高齢者はどのような政治意識をもっているのか、等々について、様々な角度から検討されている。もとより取り上げられている問題群は包括的というよりは選択的であり、問題設定自体が現在利用できるデータによって限定されている。方法的にも定量分析に限られており、老後不安の実態を知るために今後臨床的分析が必要となろう。このように残された課題は多いが、本号特集各論文が老後不安研究の重要性と意義を十分明らかにしていることは疑いない。

新川敏光
(しんかわ・としみつ 京都大学教授)

老後の不安 ——不安要因のトレンドと規定要因の変遷——

西 村 幸 満

I 漠然とした不安と確実な不安

少子高齢社会の到来と相俟って、われわれの社会は、以前の経験から将来を十分に見据えることができない状態にあるのかもしれない。年金、医療、教育など社会におけるさまざまなシステムが露呈した信頼の揺らぎと、個人へと帰する責任問題の明確化との狭間にあって、われわれの生活はいまも不安にさらされている。不安を吸収するはずの社会保障システムは、移行期のいまにおいては不安を払拭するのに十分な効果をもたない。個人がとるべきオプションも、社会システムが不安定のままではリスクが大きく感じられる。現実問題として考えれば、漠然とした不安はなかなか現実には訪れないものの、確実な不安は徐々にではなく突然訪れるものであり、予測することができない。すると、われわれがふだん感じている不安の中身は、漠然としているのが当たり前であり、その払拭は難しい。不安要因としては、むしろ漠然としているがゆえに強固に日常生活を拘束していると考えられる。

本論文の目的は、日本人が抱える漠然とした不安問題について、そのトレンドを性・年齢コホート別に確認したうえで、とくに高齢世代(65-89歳)にとって不可避である健康不安を取り上げてそれを規定する要因分析を現役世代(20-64歳)との比較に基づいておこなう。また、本論文は以下に示すような文脈に位置づけられる。

これまで意識変数を用いた分析は積極的な位置づけを与えられてこなかった。それは、漠然とし

ていることが強調され、そこから不安の特質をクリアにすることは不可能だと思われたからである。健康変数については、これまで意識という主観的な性質を測定することから生じる曖昧さを、具体的な動作・症状などの回数測定により解消する方向(=機能的健康という)で操作されてきた¹⁾。この手続きは、正確さという意味では間違いないものの、その測定方法だけでは、健康という問題に内在する問題をすべて網羅することは不可能であり、限られた動作指標の測定方法自体が排除する不安を見過ごしてしまう可能性もある。とうぜん、主観的な健康指標と客観的(であるが限定的)な指標との相関関係は低いことが指摘されてきた²⁾。その理由は、主観的な健康指標が測定指標としては曖昧であり、その指標が客観的な状況(実態)を反映していないためだと理解してきたのである。すなわち、特定の動作を客観的に測定したことに基づく機能障害が健康不安を生じている、というある意味強引な仮定を支持しつつ、過去に不安を感じていなかつた健康時の自分と比較した現状についての個々の判断について、それを信用のほかないものとしてきたのである。

本論文では、むしろこれまで取り扱われなかつた、個々の回答者の不安が、自分が抱いている健康判断と密接に関係していることを重視する。さらに健康に対する加齢と健康満足度との関係を考慮したうえで、健康に対する主観的な判断に対して、主観性をできるだけ制約して分析をおこなう³⁾。この手続きによって、意識変数の弊害を取り除くよう試みながら、健康意識へのアプローチを積極的におこない、老後特有の不安問題の抽出

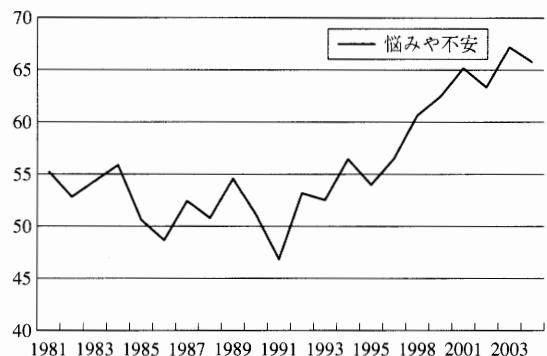
をおこなう。

本論文の構成は以下の通りである。つづくⅡでは、不安意識のトレンドを長期的に概観する。Ⅲでは、以降の分析に用いるデータの解説と予見される変数のクロス集計表分析をおこなう。Ⅳでは、健康不安を規定する要因の先行性と同時性を考慮した因果モデルによる分析結果を示し、さらに高齢者世代と現役世代の比較をおこない、健康不安の構造を明らかにする。Ⅴでは、分析結果の要約と考察をおこなう。

II 不安化社会

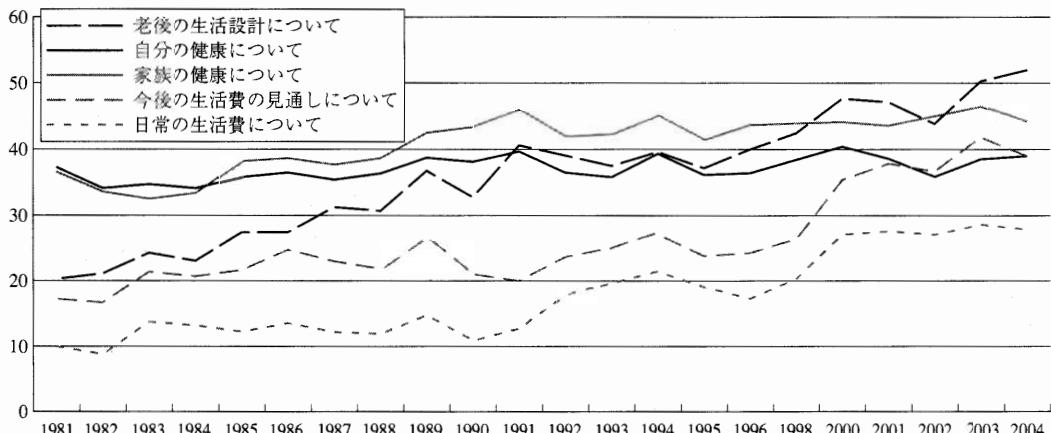
まず意識変数に現れる不安のトレンドを確認しておこう。図1は「国民生活に関する意識調査」に基づいて作成したものである。不安について確認できる1981年から2004年までのうち、1990年以降は一貫して不安傾向は高まっている⁴⁾。具体的な不安の項目についてみた図2においては、調査期間内で一貫して不安の高まりが確認できる。この25年間における不安の高まりは、「老後の生活設計」、「今後の生活費」、そして「日常の生活費」の3項目は2.8倍、「自分の健康」は1.4倍、「家族の健康」は1.2倍になっている。経済的な側面と健康面は、不安の主構成因であることがわかる。

紙幅の関係で表は省略するが、この傾向を全体平均を基準にして10歳刻みの年齢コホート別に確認すると、長期的にはほとんど平行線を描くことができる。すでにみたように、長期的な不安は高まっているので、この傾向はどの年齢においても不安が高まっていることを示している。「老後の生活設計」の場合は、50歳コホートがもっとも不安が高く推移し、60歳コホートと40歳コホートがつづく。以下のコホートは全体平均より低い。70歳コホートと30歳コホートが同じくらいで推移して、20歳コホートは一番低く推移している。すなわち、経済的な要因では、高齢世代に入る前に不安がもっとも高まる。また、「自分の



資料) 内閣府「国民生活に関する世論調査」各年版より。

図1 日常生活での悩みや不安(男女計: 1981-2004)



資料) 内閣府「国民生活に関する世論調査」各年版より再集計。

図2 社会不安の内容とそのトレンド(全サンプル, 男女計: 1981-2004)

「健康」の場合は、年齢が高まるほど不安が高まることがわかる。なかでも男性よりも女性のほうが、全体平均と比較して年齢ごとの不安の程度は広がる。われわれが感じる不安は、このように年齢という側面だけからみても、複数のピークをもつ構造であることがわかる。このことが不安を漠然とする一因であると考えられる。

以上のように長期的な不安の高まりと年齢の上昇に対応して高まる不安について、本論文では「健康」に焦点をあてて分析をおこなう。健康不安はいったいどのような要因によって規定されているのであろうか。次節以降では、この2つのトレンドを留意しながら分析を続けることにしよう。

III データ、分析方法、素描

1 データ

健康を規定する要因を検討する前に、分析に使用するデータについて説明をしておこう。本論文では、大阪商業大学と東京大学が実施した「生活と意識に関する全国調査」(以下、JGSS調査)の2000年と2001年調査を使用して分析をおこなう⁵⁾。本データの特徴は、なによりも、特定目的・意図を強調しない調査設計をしており、健康変数についても前後の項目との独立性が強い編成になっている。この点は、分析上重要な要件を満たしている⁶⁾。調査対象者は、日本の20~89歳を母集団とする5683名の男女となっているので、現役世代と高齢世代の問題と比較するのにも適したものになっている。

健康については、2つの変数を用いている。ひとつは主観的に現在の健康状態を示す項目であり、「あなたの現在の健康状態は、いかがですか」について、「良い」から「悪い」の5つのスケールで回答する。もうひとつは、「生活面に関する以下の項目について、あなたはどのくらい満足していますか」の中で、「自分の健康」については「満足」から「不満」のこれも5つのスケールで回答を得ている。

ところで、健康について決定的な影響をもっているのは年齢である。われわれは誰もこの事実を

避けることができない。健康不安への課題は、必然的な加齢の影響を抑制する共通の要因をみつけ出すことにより、漠然とした不安の解消を狙うのではなく、その不安を低減し現実化を遅らせることがある。それは、少しでも快適な生活の継続をするための予防法と同じである。すなわち、本分析の手続きは個別の要因ではなく共通の要因の探索なのである。

以上のこととを念頭におき、ここではわれわれのほとんどが経験をする変数を組み入れた次のような因果モデルを検討することにしたのである。すなわち、健康状態を規定する要因として先行性を考慮して、年齢、教育、職業、そして経済的要因である世帯収入という基本的な変数を組み込み、さらに健康満足度⁷⁾を投入して主観的な健康状態の恣意性を排除したモデルとしたのである(図7~12を参照)。

このモデルの具体的な検証の前に、投入した変数の組み合わせから読み取れる特長をとくに高齢世代に注目して確認しておこう。

2 教育・年齢別にみた健康状態

図3と図4は、高齢世代(65~89歳)のサンプ

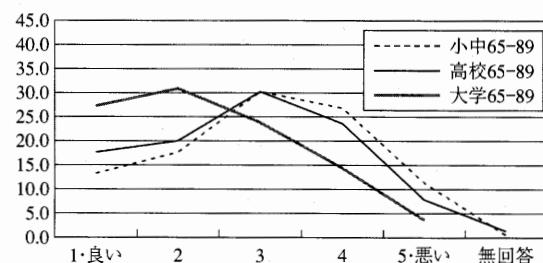


図3 学歴別年齢別健康状態(男性 65~89歳)

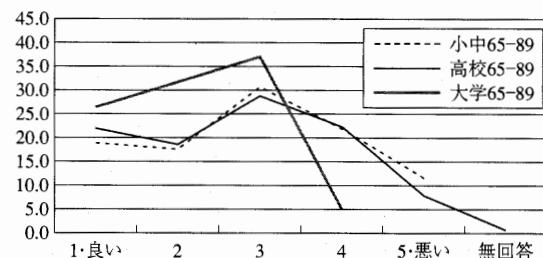


図4 学歴別年齢別健康状態(女性 65~89歳)

ルを教育レベル別にみた健康状態の回答分布である。教育レベルは小中レベル、高校レベル、そして大学レベルの3つに分けてある⁸⁾。現役世代(20-64歳)では、教育レベルごとの健康状態の分布は似通っておりほとんど重なっているものもある。その分布は凸型であり、両端の「良い」と「悪い」の回答する比率をみると、「良い」が「悪い」と回答する比率よりも明らかに高い。これに對して図3と図4をみれば、男女ともに高齢世代では大学レベルの回答分布が明らかに「良い」と回答する方向に比重があることがわかる。教育レベルが社会現象のさまざまな格差を生みだす要因であることは、よく知られている。もちろん、教育の高低が健康問題を直接規定していると考えるのではなく、教育レベルが継続的な努力、生活習慣あるいは情報収集の面でよりよい状態を維持・更新していることのひとつの指標となっているのであろう。

3 世帯構成・収入と健康状態

つづいて図5と図6は、各回答者の世帯構成ご

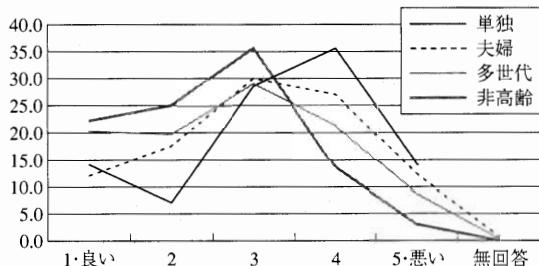


図5 世帯構成別にみた健康状態(男性)

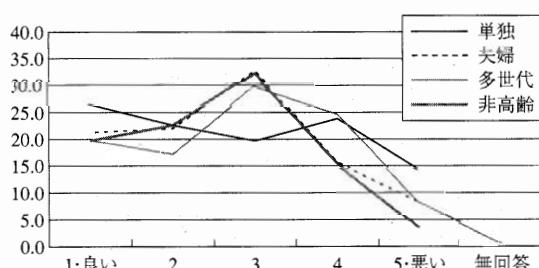


図6 世帯構成別にみた健康状態(女性)

とにみた健康状態の分布である。世帯構成は、高齢者のみの世帯である「単独」と「夫婦」という2つと、高齢者を含む「多世代」、そして高齢者を含まない「非高齢」の4つである。うえん、非高齢世帯において、健康状態の回答分布は左側(良い)に比重があり、高齢世代の単独・夫婦世帯は右側(悪い)に比重をおく。男性の場合には凸型の分布であるが、女性の場合には、単独世帯だけがフラットに近い型(中間の回答が低い)の分布になっている。

さらに世帯構成別に不安の一要因である経済的要因である世帯収入をみると(表1)、高齢者のみ世帯が非高齢世帯のわずか4分の1程度であることがわかる。白波瀬(2002)は、「国民生活基礎調査」の再集計結果から高齢者を含む世帯比率が1986年の28.2%から1998年の37.2%まで上昇していることを示し、「高齢者有世帯の増加とは、高齢者のみ世帯の増加」(pp.75)であると指摘する。そのうえでジニ係数を用いてこの高齢者のみ世帯の不平等度が「高齢者無世帯」と「高齢者有世帯」と比較して大きいものの、期間中に一貫した所得格差拡大はみられず、安定(わずかに縮小傾向)していることを確認している。とくに女性の単独世帯が国際的にみて恵まれていないという(白波瀬 2002, pp.80-81)。本分析の結果は、測定方法が違うものの、高齢者のみ世帯の世帯収入が非常に小さいことを示しているが、性別による格差は確認できなかった。また、収入の格差の大きさの割には健康状態の分布(図5と図6)に大きな違いがあるようにはみえない。

表1 世帯構成別にみた高齢者の収入状況

	単独世帯	夫婦世帯	多世代世帯	非高齢世帯
男性	30	276	205	1374
世帯収入	202.0	383.3	621.8	750.2
対非高齢比	26.9	51.1	82.9	100.0
女性	115	225	163	1410
世帯収入	197.2	390.6	569.5	746.9
対非高齢比	26.4	52.3	76.3	100.0

IV 健康を規定する要因

III-1で示したように、本論文では、主観的な健康要因を規定する因果モデルを想定してOLSを用いて男女別に推計をおこなった。その結果を全サンプルでみたものが、図7と図10である⁹⁾。同様に、高齢世代(65-89歳:図8と図11)と現役世代(20-64歳:図9と図12)に分けて表示している¹⁰⁾。

男女に共通した特徴は、IIIで想定したように、

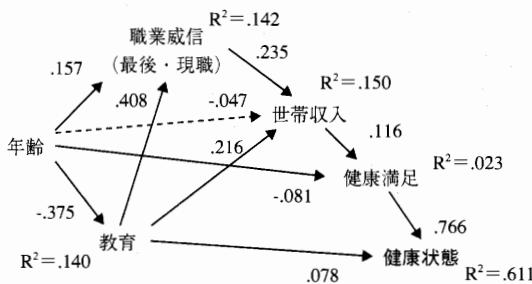


図7 健康状態を規定する要因(男性 20-89歳)

年齢の健康状態への直接効果(以下、効果と示す)が確認できる場合には職業威信へのパスを除いてマイナスを示す。このとき、男性の場合には、年齢の健康状態への効果は確認できない。教育効果も想定したとおり、男女ともに職業威信と世帯収入へ有意な効果(+)をもつ。さらに、男性の場合において教育は健康状態に有意な効果(+)をもっている。女性と比べて男性の場合は、教育・職業などの社会システムの利用レベル(社会会員)が高いほど健康状態の良好さに有意な影響を与えるのである。

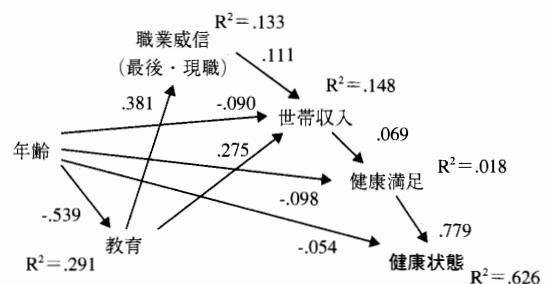


図10 健康状態を規定する要因(女性 20-89歳)

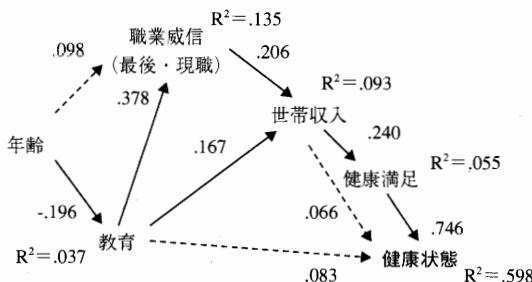


図8 健康状態を規定する要因(男性 65-89歳)

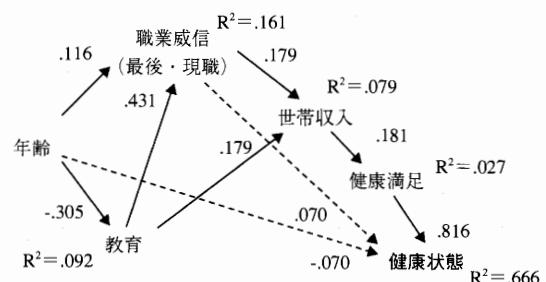


図11 健康状態を規定する要因(女性 65-89歳)

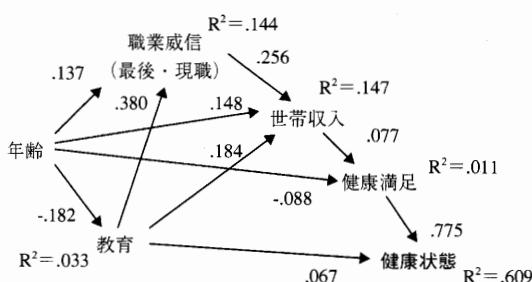


図9 健康状態を規定する要因(男性 20-64歳)

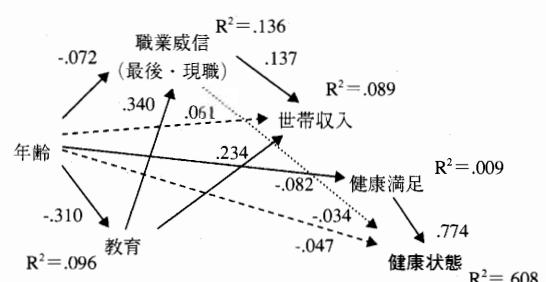


図12 健康状態を規定する要因(女性 20-64歳)

世代別の特徴を確認するために、男性の結果から検討しよう(図7～図9)。全サンプルでみると、年齢は世帯収入と健康満足に有意であるが弱い効果(−)をもっている。ところが、高齢世代になるとこれらの効果は消失する。うえん、現役世代で2つの変数は有意な効果をもつものの、世帯収入への効果は反転しプラスを示す。年齢が高いほど世帯収入が高くなるという構造を現役世代がもっていることが確認できる。

さらに、高齢世代においては、弱いながらも唯一、世帯収入から健康状態への効果(+)を確認することができる。男性の場合、年齢の世帯収入への効果は現役時代には正の相関関係をもつものの、高齢期に入ると日本型の雇用から離れるためこうした傾向が瓦解することがわかる。一般に日本の収入構造は年功的に構造化される傾向にあり、この結果はそのことを一部支持している。そして収入構造が健康状態をプラスに規定していることから、努力指標である教育達成、社会的な評価の高い職業、経済的な評価の高い収入をえることが累積してその後の健康状態をより良くすることに寄与していることがわかる。また、調査の回答によれば、高齢期の生活は、最後職が被雇用の場合には年金主体になる¹¹⁾。一方、自営業の場合には年金に貯蓄と高齢になっても働き続ける収入が加わることもある。雇用者と違い引退の遅い自営業の場合などは働き続けることが健康状態と関わっている可能性もある。

女性の場合は、男性とのキャリアのあり方が異なるため、健康状態に対する教育・職業・世帯収入を合わせた就業の効果は男性よりも小さい(図10～図12)。直接効果の大きい年齢がマイナスなので、間接効果¹²⁾を合わせた総効果を比べても、健康状態へのプラス効果は小さくなる。全サンプルでみた場合、年齢は世帯収入、健康満足、そして健康状態にマイナスの効果をもっている。高齢世代になると、年齢からの世帯収入と健康満足への効果は消失し、代わりに職業威信から健康状態の効果(+)をもつ。ここには年齢から職業威信への効果(+)の影響が関係している。高齢世代では年齢が高くとも職業威信の高いことが健康状

態を維持する1つの要因であることを示している。男性同様に女性も現役の頃の働き方の蓄積が、高齢期の健康を引き上げる可能性があることを示す。ところが、現役世代では高齢世代とは状況が反転する。年齢が若いほど良好な就業機会をえているため、職業威信は高くなる。職業威信の高さは収入を高めても健康状態を向上するほどには現役世代の女性の就業は開かれていなかいか、世代内に異ったメカニズムが働いているのかもしれない。とくに、ここでは一貫して就業しなかった女性が除かれていることも重要な影響をもっている¹³⁾。また、高齢世代では、女性の農業従事者あるいはパートなどに比べて職業威信が高い職業への雇用機会は少ない。

なお、世帯構成の効果を確認するためにダミー変数を作成してOLSに投入した結果、単独世帯と他の世帯構成の間に有意な効果は確認できなかった。

V 要約と今後の課題

本分析の結果を要約して、今後の課題について検討する。この25年間に人びとの不安は高まっている。中高年は老後の経済的な側面に、健康については加齢により不安が高まっている。クロス集計をみると、健康状態を規定する要因は、高い教育レベル、高齢者以外を含んだ世帯構成、そして世帯収入(経済的側面)の高さである。因果モデルによる分析の結果、直接効果としては、年齢要因が強く健康状態を引き下げていることを改めて確認し、教育、職業、そして世帯収入といった要因が、健康状態を引き上げていることも確認した。ただし、年齢による間接効果(−)によってこのプラスの直接効果は減じられ、健康満足度を除くと本分析のモデルでは健康状態を引き上げる総効果は小さいものになっている。クロス集計では確認できた、女性における健康状態の教育への直接効果、単独世帯の効果は確認できなかった。

高齢世代の男性においては、健康状態に対する年齢の直接効果のパスはなく、教育と世帯収入からの直接効果が確認できる。高齢期には経済原則

が機能しない生活が始まるために、現役時代の就業状態の良さが、高齢になってからの健康状態を引き上げるのに効果をもっているのである。高齢世代の女性においても、健康状態への年齢の直接効果を残して他のパスは消失する。また、男性とは異なり、職業威信の直接効果が顕在化する。金額には現れないものの、就業状態にあることが健康状態を引き上げる効果をもっている点では男性と同じなのである¹⁴⁾。

本分析で用いたモデルは、非常にシンプルなものであり、個々のおかれた状況をあまり反映していない。このモデルの限界によって排除された要因については、今後一層の特定化が必要である。また、高齢世代と現役世代では、明らかに生きてきた時代が異なっている。とくに女性の動向は今後予測のつかないものになる可能性がある。それは、男性同様に就業を含む社会参加による健康状態の引き上げ効果が確認されてもその効果は比較的小さいこと、かつ加齢効果（-）が男性よりも強く各変数に影響を与えていていること、この2つがありながらも女性のほうが寿命が長いという事実から導き出される。女性の雇用化という社会進出の高まりが与える老後の生活への影響は、本データでは確認できず、縦断的なデータによる分析が必要であり、これは今後の課題である。

[Acknowledgement]

日本版 General Social Surveys (JGSS) は、大阪商業大学比較地域研究所が、文部科学省から学術フロンティア推進拠点としての指定を受けて（1999-2003年度），東京大学社会科学研究所と共同で実施している研究プロジェクトである（研究代表：谷岡一郎・仁田道夫，代表幹事：佐藤博樹・岩井紀子，事務局長：大澤美苗）。データの入手先は東京大学社会科学研究所日本社会研究情報センター SSJ データ・アーカイブである。

注

- たとえば，Liu, Liang, Muramatsu, and Sugisawa (1995) では、「お風呂に入る」「階段を2, 3段昇る」「2, 3丁（200-300メートルくらい）歩く」について、「まったく他人の手助けな

しに行うことができる」「すこし難しい」「かなり難しい」「非常に難しい」「まったくできない」の5つのスケールで測定する。3項目すべてに「まったく他人の手助けなしに行うことができる」と回答したものを「障害なし群」（健常者群）として、それ以外を「障害あり群」（障害者群）としている。部分的に主観性を含んでいる。

- 深谷（2001, pp. 53-54）によれば、「手段的自立」「状況対応」「社会的役割」を含んだ13項目によって作成した「老研式活動能力指標」による客観的健康と「よい・まあよい」「ふつう・やや悪い・悪い」によって測定した主観的健康を比較して、それぞれ71.0%と55.2%という数値を算出している。主観的健康の方が若干小さめに算出されている。一方で、杉澤（1996）によれば、身体的健康指標群が健康度自己評価の変動をもっとも多く説明していたという。
- 主観的指標がもつ測定誤差について検討した岩本（2000, p. 112）は、この誤差が実証研究を妨げるほど深刻でないことを指摘している。
- とはいっても留意する点はある。1981年に有効回収率は83.5%であったものが、2004年では70.1%にまで低下している。この回収率の影響は、回答分布に影響を与える。仮に2004年時に回収率が83.5%であり、その増分13.5%（1350人）が悩みや不安を感じていないそのまま加わった場合、悩みや不安を感じるのは56.2%となり、1980年代の前半レベルと同等になる。もちろん非現実的な仮定の話であるが、決して無視できる問題ではない。
- JGSS-2000調査の場合は、version 6のデータセット、JGSS-2001調査の場合は、version 3のデータセットを使用している。
- 最近の調査の傾向は、予見として高齢者のおかれた状況が劣悪であることを確認するかのような設計に基づいている（例：高齢者対象；健康、介護、経済的基盤関連の調査）。もちろん、こうした調査が不的確であるというのではなく、各質問ができるだけ独立しているものが望ましい。
- 健康満足度（満足＋まあ満足）の年齢コホート別の特徴は、20～30歳コホートで20～30%の間にあり、40～84歳コホートまでは15%前後で安定的に推移し、85歳で急激に低下する。この傾向は、性別による差異はほとんどない。また、健康状態（良い十まあ良い）と健康満足度（満足十まあ満足）の組み合わせについて、5歳刻みの年齢別の推移をみると、20-24歳コホートの60%から85-89歳コホートの35%までほぼ線形で低下することがわかっている。
- 小中レベルは、旧制の高等小学校レベルと新制の中学校レベルまでである。大学レベルは、旧制高校以上、新制短大・専修学校以上を含んでいる。

- 9) 調査時点での収入をともなう就業経験が無いのは男性 0.68%、女性では 6.81% である。無就業率は、男性の 60~89 歳で 2% まで上昇する。女性は 50~59 歳で 10.6%，60~89 歳で 20% まで上昇する。このため、女性の高齢世代では無就業者の影響が大きい。
- 10) 各変数に対する残差変数のパス係数は、非決定係数の平方根を算出することでえられる。すなわち、 $\sqrt{1-R^2}$ で求めることができる。
- 11) 男性と女性では若干の違いがある。女性の場合には、高齢初期では配偶者の収入、高齢後期では、家族・親族からの収入がある。
- 12) 間接効果の計算方法は、直接効果 * 直接効果となる。年齢効果が基本的には (-) なので、各パスを経由すると間接効果分を直接効果から差引いた分が総効果になる。
- 13) 注 9) を参照のこと。
- 14) 前節でも触れたように、この分析からは就労経験のないものは除外されているので、とくに女性においてその影響が大きい。

参考文献

- 秋山弘子 (2004) 「ジェンダーと健康維持要因：15 年間の全国高齢者縦断調査から」東京都老人総合研究所『後期高齢期における健康・家族・経済のダイナミクス II』, pp. 77~85。
- 岩本康志 (2000) 「健康と所得」国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』、東京大学出版会, pp. 95~117。
- 大石亜希子 (2000) 「高齢者の就業決定における健康新要因の影響」『日本労働研究雑誌』No. 481, pp. 51~62。
- 近藤克則 (2002) 「社会的経済的格差による健康の不平等」『経済』82, pp. 27~37。
- 杉澤秀博 (1996) 「高齢者における健康度自己評価の関連要因に関する研究—質的・統計的解析に基づいて」『社会老年学』No. 38, pp. 13~24。
- 芳賀 博・七田恵子・永井晴美・須山靖男・竹野下訓子・松崎俊久・古谷野亘・柴田 博 (1984) 「健康度自己評価と社会・心理・身体的要因」『社会老年学』No. 20, pp. 15~23。
- 深谷太郎 (2001) 「健康と心身機能」平岡公一編『高齢期と社会的不平等』、東京大学出版会, pp. 51~59。
- 松浦克己 (2003) 「高齢者の幸福感を支えるもの」斎藤毅憲・藤野次郎・松浦克己・南知恵子『アクティブ・シニアの消費行動』、中央経済社, pp. 1~35。
- LaRue, A., Bank, L., Jarvik, L., and Hetland, M., (1979) Health in Old Age: How Do Physicians' Rating and Self-rating Compare? *Journal of Gerontology*, 34, pp. 687~91.
- Liu, X., Liang, J., Muramatsu, N., and Sugisawa, H., (1995) Transition in functional status and active life expectancy among older people in Japan, *Journal of Gerontology: Social Sciences*, Vol. 50 B, No. 6, S 383~S 394.
- Ware, J. E., Brook, R. H., Davis-Avery, A., Williams, K. N., Stewart, A. L., Rogers, W. H., Donald, C. A., Johnston, S. A., (1980) *Conceptualization and measurement of health for adults in the health insurance study: Vol. 1, model for health and methodology*, The Rand Corporation, Santa Monica, C. A.
- (にしむら・ゆきみつ 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第 2 室長)

都市における老後の不安

直井道子

I 本稿の目的

高齢者に老後の不安について尋ねた調査はいくつもあり、[内閣府 2003, p. 141] [内閣府 2004, p. 101] [東京都 2000, p. 175]、その結果は、質問文や選択肢の種類、選択のさせ方などで非常に異なって見える。表1に示した調査では5割が「心配事はない」としているが、別の調査では8割が不安を感じている。このような差異はあってもある程度共通にいえることは、不安がある者の中で「自分の健康」が高率であること、「家族の健康」「経済的な不安」「介護」「配偶者との死別」などについての不安が挙げられていることである。ただし、このような不安に都市規模別に差異があるのかを見ると、表1のように自分の健康不安などには都市規模別で驚くほど差異がない。すなわち、健康不安は都市の高齢者も（他の

地域に住む高齢者同様に）持っている不安、いいかえれば高齢者一般の不安なのだということができよう。

今回の特集で私に与えられた役割は都市の高齢者の不安を農村等の高齢者と対比して論じることであり、すなわち高齢者一般の老後不安ではなく、都市高齢者に特有の老後不安を論じることであろう。しかし、私はそのような不安について詳細を尋ねたオリジナルデータは持っていない。そこで本稿では、都市高齢者に特有の老後不安に関するデータ分析を行うことは諦め、そもそも都市高齢者に特有の老後不安としてどのような不安があるのか、都市のどのような要素がその特有の不安を生み出すのか、を考察することから始めたい。この考察から、都市高齢者特有の老後不安が生み出されるメカニズムについての仮説を提示することをIIで行う。そしてIIIでは都市のどのような要素が不安を生み出すのか、その要因を仮説的に述

表1 あなたには、現在、心配ごとや悩みごとがありますか。この中からいくつでもお答えください

	総数	自分の健康のこと	配偶者の健康のこと	病気などのとき、面倒を見てくれる人がいないこと	一人暮らしや孤独になること	配偶者に先立たれた後の生活のこと	生活費など経済的なこと	貯金や不動産などの資産管理のこと	現在住んでいる家の老朽化による修理や建替のこと	安心して住める家がないこと	趣味や生きがいがないこと	その他	心配とはない	回答計
	2307	33.5	16.7	5.2	3.8	4.9	7.0	1.9	3.1	0.5	0.7	3.3	52.5	133.1
大都市	412	32.9	19.6	5.6	3.0	4.4	7.0	2.9	2.9	0.5	0.2	3.0	51.6	133.7
中都市	799	34.9	17.6	5.9	4.0	5.9	7.1	1.8	4.0	0.4	0.7	3.3	51.8	137.3
小都市	450	35.3	16.7	5.5	3.9	3.5	7.0	1.4	2.2	0.7	0.8	4.0	52.7	133.6
町村	646	30.8	13.8	3.8	4.2	5.1	7.0	1.7	2.6	0.5	1.0	2.9	53.9	127.3

出典) 内閣府『高齢者の健康に関する意識調査』2003, p. 141。

べる。IVでは色々な不安を羅列的に列挙しながらこれまでに行われた調査から、この仮説に適合するデータを集めて傍証として示す。Vでは不十分ながらもこれらの不安を解消する方策について私見を述べる。

さて、都市とは何かを論じる前に、本稿でどのような都市を念頭におくのか、についても述べておきたい。都市と一口に言っても中世の都市、世界の都市まで含めて多種多様であり、都市としての共通性を持つとしても差異も大きい。本稿で念頭におくのは現代日本の都市のみである。さらに、日本の都市人口割合はおよそ8割といわれており、都市と農村の区別はあいまいになってきていることから、最も都市らしい都市として大都市のみをとりあげる。ここで大都市というとき、後に詳しく述べる都市としての特徴を備えた地域を指すのであって、必ずしも行政区画としての都市を指すわけではないが、データを示す場合には行政区画としては政令指定都市を指すものとする。さらに場合によっては都道府県単位での比較を行うこともある。また、大都市に対比される地域は「農村」が望ましいが、これも表1ですでにそうしたように、データで示す場合には行政区画としての「町村」と対比することにする。

データは必要に応じて既存の調査を活用するが、主に使用するのは内閣府が行った調査である。国勢調査や国民生活基礎調査などのようなより大規模な調査は社会的属性については詳しく調べられていても、不安に関するデータがあまり含まれていないので内閣府の調査を用いることにした。

II 都市特有の老後不安はどのように生まれるか

ここでは都市特有の老後不安が生まれる背景を仮説的に考察する。都市社会学では都市的環境が

都市住民の生活やパーソナリティにどのように影響を与えるのか、ということについては三つの立場があるとする [Fisher, 1984=1996, pp. 42-61]。一つは決定理論と呼ばれ、都市は直接的に住民の生活に影響を与えるとするもので、人口密度が高く、多様な人々が触れ合う都市という環境に順応するために人々は互いに距離をおき、孤立したアノミー状態になるという。この立場にたてば高齢者にとっても都市という環境そのものが直接的に不安を引き起こすという説明も可能であろう。

二つ目の下位文化論と呼ばれる立場は Fisher の立場でもあるが、人は都市に集まる大量の匿名的関係の中から親密な社会関係を築き、下位文化を形成しているとする。第三の立場は構成理論と呼ばれ、都市に集まっている人々の特徴（高学歴、専門職など）が都市独特の生活や心理的傾向を説明するのであって、都市の環境それ自体によって説明できるものではない、とする。この立場にたつと、都市高齢者の老後不安は、それぞれの高齢者がもっている条件（とくに資源の多寡など）によって異なるという点が強調されることになるだろう。

以上の三つの立場のいずれが正しいかは、データ分析で確認されるべきことがらであろうが、もしかすると個々の都市の状況によっても異なるのかもしれない。いずれにせよ、ここではそれを検証する適切なデータもないことから、この三つの立場を参考にして図1のような説明のための図式を考えてみた。ここでAとBは地域の変数である。都市の定義Aから公共交通機関の発達のように、ある範囲の地域に共通な都市的社会的特徴をBという変数で表す。Cの都市的生活とはBの特徴によって影響を受ける高齢者個人の生活に関する変数である。日本の都市社会学では「都市的生活様式」という概念が多用されており、これ

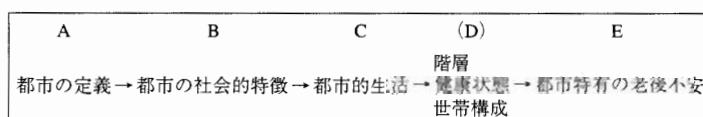


図1 都市高齢者の不安の説明枠組

は都市では多くの人々が集まるために生活の自家処理能力が低くなり、専門機関による処理に任せなければならなくなることを強調する。本稿でいう都市的生活とはそれだけではなく、たとえば住宅が狭いなどの、より広範な都市らしい生活の状況をさしている。

ところが、この都市的生活の状況はある高齢者にとって大きな不安をもたらすが、別な高齢者にとっては不安ではなく、かえって不安を軽減する場合がありうる。たとえばIIIの最初に触れる大都市では土地・住宅の価格が高い、ということと不安の関連を考察してみよう。都市の高齢者の多くは土地の価格が高いために狭い路地に建つ狭い家に住み、地震のときには家具やブロック塀の下敷きになる恐怖を感じている可能性が高いとすれば、これはかなりの程度大都市居住高齢者に共通の不安だといえよう。しかし、一方、土地の価格が高いことのもたらす結果はすでに広い持ち家を取得した高齢者と民間賃貸住宅に入居している高齢者では全く逆の可能性がある。広い持ち家の高齢者はいざとなればこれを貸したり、売ったりして生活費の足しにできるので経済的不安を減少させることができる。しかし、民間賃貸住宅入居者は賃料が払えなくなる、ホームレスになる、入居を拒否されるなどと不安に感じているだろう。すなわち、高齢者の階層、健康状態、家族構成などによって都市の環境は異なった効果を生むとい

うことである。これをDという変数として図式の中に位置づけた。階層、健康状態、世帯構成などの位置にはほかの変数も入り得るが、Dはあくまで個人の変数であり、都市の社会的特徴と不安の媒介変数となる。

ところで前述した構成理論によれば、都市には特定の属性をもった高齢者が集まりやすい。たとえば、大都市には農業者は少ないし、組織の管理機能や行政の中核が存在するために高学歴者、専門・管理職などが多い。都市の特徴だと見えるもののいくつか、たとえば合理的思考、ドライな人間関係などといわれる特性は、実はこれら高学歴者や専門職者の特徴に過ぎない可能性も大きい。この図式の中のDはそのような可能性を検証できる点でも有効である。しかし、厳密にいえばCはDの一部ともいえるので→で結ぶのは適切でないかもしれない。そこでDだけはカッコでくくってある。

Eの老後不安はあくまで個人の変数であるが、都市という環境から必然的に都市居住高齢者に生まれる共通の不安もあるし、特定の階層や世帯構成の人々が強く感じる不安もあることを前提としている。

以下ではこの図にしたがって、より詳しく変数の説明をしていく。以下の説明の簡単な見取り図を表2に示した。変数のCは都市住民にかなり共通、変数Dは個人によって異なることを前提

表2 都市高齢者の不安発生の見取り図

I 都市の環境的特徴		II 都市高齢者の生活の特徴		III 心理的特徴	
A 都市の定義	→B 都市の社会的特徴	→C 都市的生活	→(D 都市居住高齢者に 多く特に不安な層)	→E 老後不安	
1 人口密度の高さ	4 土地・住宅価格の高さ	狭い家、高層住宅、 狭い路地	賃貸住宅居住者 特に低所得、一人暮らし	1) 住宅についての不安	
2 規模の大きさ	5 公共交通機関の発達	混雑 複雑な乗り換え 階段 歩道橋 複雑な地下街	* (健康状態の悪い者)	2) 外出不安 閉じこもり	
3 非農業世帯の多さ	6 分業・専門機関の発達	自給自足的生活の困難 現金の必要性	* (低所得者)	3) 経済不安	
	7 地理的移動性大	匿名的人間関係 近隣交際少	一人暮らし * 男性	4) 孤立不安 緊急時不安	
	8 非通念的文化 (非伝統的)	子どもと同居しない 子どもに頼らない	一人暮らし	5) 介護への不安	

*はとくに都市に多いわけではないが、大都市の環境によって特に不安を持つと考えられる層

としており、本来は表で横に並ぶよりは、Cの一部として下に書くべきものであるが、紙面の都合上、横に並べた。

III 都市の社会的特徴（表2のA, Bの説明）

そもそも都市とは何か？ 都市の定義には制度的な定義、文化的定義などいろいろあるが、ここでは人口学的な定義を用いる。人口学的定義として都市社会学で最も一般的なのは（松本 1992），1、人口密度が高い、2、人口規模が大きい、の2点であるが、特に2は近代都市になって顕著だという [Fisher, 1984=1996, p. 43]。さらに3、非農業者の集まり、という点を付加してもよいのではないだろうか。これを表2のAに都市の定義として示した。

これらの人口学的な特徴の帰結として都市にはいくつかの社会的特徴がもたらされる。それを表2のBに示した。まず人口密集の効果として4、土地・住宅が高価、という特徴をあげよう。都市は人口が密集するから土地の価格が上昇してしまう。そのために住宅は買うにせよ、借りるにせよ農村と比較して高価なものとなる。これと関連して5、公共交通機関の発達、という特徴をあげておこう。都市住民は非農家であるから農業生産物などが周辺から運び込まれるために（場合によっては工業生産物を外へ運び出すために）公共交通機関が発展している。また多くの人々が集まるために分業が発達し、職住分離するために、人々はこの交通機関を利用して住宅と職場を行き来する。

次に非農業者が大量に集まることからくる特徴として自給自足的生活が困難であり、かわりに分業が発達して6、専門機関が発達するという特徴をあげよう。農村ではある程度米や野菜を自給し少ない現金で生活することが可能だが都市高齢者にはこれは不可能で何をするにも現金がより必要である。物価も一般に都市では農村より高い。これと裏腹に都市では分業が発達し、それぞれの機能を満たす専門機関が発達している。ここでいう専門機関とは清掃局のような行政機関の場合もあるし、大きな市場が存在することによって成立す

る多様なビジネスを意味することもある。

さらに都市では7、移動性が高いということをあげておきたい。そもそも都市は農村からの流入によって成立するのだから、生まれたときから住んでいる人は少ない。内閣府の調査では〔内閣府2004〕「生まれてからずっと」は大都市では2%，町村では13%とちがいがある。しかし、大都市に多くの若者が流入した高度経済成長期からすでに30年以上がたっているので、居住年数「30年以上」は大都市で50%，町村で64%と、大都市でも居住年数は長くなっている。しかし、近年、日本では移動は沈静化の方向にあるのに、高齢者の移動だけが増えており、また男性より70歳以上の女性の移動率が高い〔エイジング総合研究センター 2002, p. 33〕。その理由としては、東京を例に取ると地価が高いために定年を契機とする住宅取得が地方より多いことや、高齢者施設が郊外にあることも一因だという〔中林一樹ほか 1994, p. 25〕。また転入の理由として大都市では「子どもと同居するため」がかなり高率なところもあり〔エイジング総合研究センター, 2000〕、移動と老後不安の関連が推定できる。

最後に都市の社会的特徴として8、非通念的文化をあげておきたい [Fisher, 1984=1996, pp. 263-286]。非通念的とは、世の中で通念として認められていることに反すること、たとえば非伝統的なこと、逸脱的なことなどを指す。それはある場合にはファッショニズムに表れ、別な場合には政治的ラディカルや新興宗教であり、また離婚や婚外子、性的な逸脱の形をとる。なぜこれが都市の社会的特徴であるのかの説明には再び前述した決定理論、構成理論、下位文化論の三つの説明が可能である。とくに、構成理論の都市に集まるのは若い未婚者、高学歴、専門職の人々が多く、その人々が非伝統的考え方の持ち主なのだという議論は説得的である。また人口量が多いために逸脱的な人々も同類を見つけ下位文化を形成しやすいという説明も説得力がある。都市の犯罪率が高いことをこの延長で説明できるのか、それとも人間関係の匿名性などから説明するのがよいのかはわからない。しかし、事実としておおむね大都市ほど犯

罪率が高いという傾向は見られる。日本に関して都道府県別犯罪の認知件数を人口1万人あたりでみると東京都と大阪府に集中する(法務省2003)。都道府県単位の結果であって厳密な意味で大都市部だけの数値ではないが、大都市で犯罪の認知件数が多いことはたしかであり、これも高齢者に不安をもたらす都市の社会的要因として數えてよいだろう。

以下ではこれらの都市の特徴から、より具体的な都市的生活の状況について述べ、それがどのような都市特有の老後不安が生み出されるのかを仮説的に述べると同時に、発見できたものについてはそれらを裏付けるデータを記すことにする。表2では左側に都市の特徴、右側にそのことから生まれる不安を仮説的に書いたが、必ずしも1対1で対応しているとはいえない。またDの部分には都市高齢者のなかでもとくに不安を感じると思われる人々について書いてある。以下で若干の説明を加えておきたい。

IV 都市特有の老後不安(表2のC,D,Eの説明)

1 住宅についての不安

都市とは人口が密集した地域であり、そこでは土地や住宅の単位あたりの価格は高い。したがって家は狭いか、しばしば中・高層住宅になる。また都市には人生途中での流入者が多く、親から土地や家を相続する可能性は低い[内閣府2002, p.166]('現在の不動産は自分または配偶者が築いた'大都市で73%, 町村45%)。したがって大都市高齢者の持ち家率(79%)は町村(97%)に比して低い[内閣府2001, p.6]。

このことから生じる住宅についての不安と関連する問題は三種類ある。一つは住宅や路地の狭さ。地震などで家具や屏の下敷きになる可能性は大きく、この不安はかなり多くの高齢者が共有するだろう。第二は、中・高層住宅に住むことからくる不安。地震のとき大丈夫か、火事のときエレベーターが止まつたら階段をおりきれるか、など。そして第三は賃貸住宅に住んでいる場合[内閣府2001, p.6](大都市で21%, 町村で3%)の不安

である。大都市で、とくに民間賃貸住宅の家賃が生活費を圧迫すること、そのために最悪の場合にはホームレスにもなりかねないことと、さらに高齢の一人暮らしの場合はなかなか貸してもらえない、という問題があり、少数の人々とはいえ大きな不安につながる。

住宅についての不安は、しばしば介護不安や経済不安と関連する。これは後に介護不安のところで詳しく述べるが、さまざまな老後不安を子どもとの同居で解決しようとするのは今なお高齢者にとっては一般的な方法である。しかし、住宅は大都市のほうが狭く[内閣府2001, p.9](20坪以下は大都市31%, 町村10%), 子どもとの同居を望む場合にはこれも大きな障害になる可能性はある。

2 外出不安

外出頻度は大都市高齢者のほうが町村よりやや高いように見える[内閣府2001, pp.36-7](「ほとんど毎日外出する」は大都市56%, 町村48%)。外出の理由は「買い物」が地域にかかわらず一番多く、散歩や趣味などは大都市のほうが高率である。このように見えてくると大都市高齢者は外出の不安から外出を抑制するには至っていないと判断できる。

ただし、外出の手段(複数回答)には地域差が見られ[内閣府2001, p.39], 大都市では徒歩(大都市71%, 町村52%)やバス(38%:12%), 電車(35%, 6%)が町村より高率で、町村では自分で運転する自動車(大都市23%, 町村41%), 家族が運転する自動車(8%:29%)と自動車が高率である。すなわち、町村では家から目的地まで自動車で直接行くのに対し、大都市ではバスや電車を乗り換えることも少なくないということである。この外出手段のちがいが農村、都市それぞれで高齢者に異なる種類の外出困難や外出不安をもたらしていることは十分想像できる。ただし、この点について大都市と町村を比較するデータではないので、筆者が以前参加した東京の前期高齢者調査から「外出した時に困ったこと」「時には困った」「いつも困っている」の比率を表

表3 外出したとき困ったこと

	時には 困った	いつも 困っている	(%)
駅などにトイレが少なくて	15.7	4.9	
バスの行き先や乗り場がわからなくて	19.3	5.5	
地下鉄の入口や出口がわからず、迷って	30.0	7.1	
電車や地下鉄の切符を自動販売機で買うのに	13.6	5.5	
電車の乗り降りがこわくて	4.8	4.8	
階段や歩道橋の昇り降りがきつくて	21.2	12.4	
人ごみで押されたり危険な目にあって	10.4	5.7	
デパートや地下街でどこを歩いているのかわからなくて	20.7	4.8	
町のようすが変わって、どう歩いたらよいかわからず	19.4	4.2	
なじみの店がなくなって	11.5	4.1	
エスカレーターに乗るのがこわくて	2.1	4.2	
人ごみで友だちや家族とはぐれて	3.4	3.4	
ベンチなど休む場所がなくて	17.0	6.4	
横断歩道を青信号のうちに渡りきれず	5.1	3.9	

注) 他に「困ったことはない」「わからない」を加えると 100%になる。

出典) 直井道子(1994)「余暇行動と幸福感」p. 155。

森岡清志・中村一樹編『変容する高齢者像』、日本評論社、(60 歳～75 歳 東京区部の二地域)。

3に掲げておく(直井 1994)。比率が高いのは「地下鉄の入り口や出口がわからず困って」「階段や歩道橋の昇り降りがきつくて」「デパートや地下街でどこを歩いているのかわからなくて」などは比較する数値はないにしてもいずれも大都市ならではの困難である。この調査では選択肢にあげなかつたが、ラッシュアワーの混雑、複雑な乗り換え、よく変化する町並みやターミナル、歩道を走る自転車、回転ドアなどすべて大都市高齢者により不安を与えていたものと想像される。この調査は前期高齢者を対象としたものであるから、後期高齢者を対象に調査すればより高い数値が得られたであろう。健康状態そのものは大都市のほうがむしろよい(健康状態「よい」が大都市 32% 町村 23%) [内閣府 2003 A, p. 103] が、都市の環境ゆえの外出の困難があるといえよう。

さらに大都市では公共交通機関の利用が広域にわたるため、一度外出すると交通費が 1000 円、1500 円を越えるのはまれではない。経済的負担や肉体的負担も大きいものと考えられる。

3 経済生活への不安

高齢者の経済的不安について見る前にまず経済状態を簡単に見ておこう。1カ月の平均収入の分布を比較すると大都市のほうが町村より収入が高いほうに偏っている[内閣府 2002, p. 32]。月収 25 万円以上は大都市 34%に対し農村では 27%, 月収 15 万円未満は大都市 20%に対し、町村 33% である。都市の高齢者は被用者が多く[内閣府 2001, p. 102] (最長職 農林漁業は大都市 3%, 町村 29%), したがって都市の高齢者は厚生年金、共済年金の受給者が多く、平均的には年金額が高い。収入のちがいの大きな理由は年金額のちがいからしているのである。しかし、年金で生活費をまかなえるかと問うと、「まかなえる」はむしろ町村がやや高い[内閣府 2002, p. 27] (大都市 31%, 町村 36%)。すなわち、大都市では収入が高いにもかかわらず、経済生活はそれに見合うほどには安心ではない、ということが読み取れる。実際、「経済的な暮らし向きへの不安」が「心配である」とする者は大都市でも町村でも差異はない[内閣府 2002, p. 9.] (ともに 31%)。また、老後に貯蓄がいくら必要かという問い合わせして大

都市では3000万円以上とするものが30%にも上るのに町村では16%にすぎないのも [内閣府 2002, p. 158], 貯蓄可能性の差異もさることながら、経済的不安の表れとも見受けられる。このような不安は都市の中でも収入の低い層で顕著であろうことは容易に想像できる。

このように収入は町村よりも高いのにもかかわらず大都市の高齢者の経済不安が高い背景として考えられる理由は二つある。第一は、農村などでは食料を栽培したり親族や近隣からもらうなど、やや自給自足的生活が可能なのに対して大都市では現金がないと最低限の生活さえ困難であること。第二は大都市では子との同居率が低いことや、大都市高齢者のほうが非伝統的な意識を持ち、子どもに頼りたくないという気持ちが強いことなども関連していると思われる。この二つの傍証として生活費が年金では足りないと答えたおよそ半数の人に「どのように対応するか」を聞いた回答(3つまで回答)をあげておこう [内閣府 2002, p. 29]。「生活費を節約して間に合わせる」は大都市で66%, 町村で75%と町村のほうが高率であり、貯蓄が少ないということもあるが、自給自足的に節約可能な点もあるのではないかと推測される。また、「子どもと同居して助けてもらう」は大都市で36%, 町村では55%と開きがあった。

4 孤立不安

そもそも大都市では大量の人口が集まり大量の人々と接触するために、匿名的人間関係が当たり前であり、農村部のように住み慣れた地域、顔見知りとのネットワークなどとはちがった都市的人間関係が形成される。とくに近隣とのつきあいにおいてこの差異は明確である。大都市の近所づきあいは [内閣府 2001, p. 46] (以下の%は大都市と町村の順) 「お茶や食事を一緒にする」(23%, 42%) 「趣味を共にする」(10%, 21%) 「相談事があったとき相談する」(15%, 23%) 「外でちょっと立話をする」(45%, 50%) などでいずれも町村より低く、とくに男性で低い。また別な調査 [内閣府 2004, p. 11] で近所の人と「親しくつきあっている」は全体で52% (大都市41%, 町

村63%) であるが、その比率は1988年の調査では64%, 1993年60%, 1998年54%と低下の一途をたどってきたことがわかる。別な角度からみると「親しい友人・仲間との関係」を聞いた質問で [内閣府 2004, p. 138] (複数回答), 最も高率なのは「近所の人」で大都市では57%, 町村では76%だが、反対に大都市のほうが高率なのは「学校時代の友人」「職場の同僚」などで、人間関係の作り方は都市社会学でいわれてきたとおり都市と農村で異なっているようである。

このような近所づきあいの少なさからくる不安をここではとりあえず「孤立不安」と名づけたが、さびしさ、生きがいの無さ、頼れる者がいない不安などの感情だと思われる。これらについてのデータはあまりないが、「生きがいを感じている」は大都市79%, 町村89%といずれでも高いながら、親しい友人をたくさん持っている人のほうが(93%)いない人(40%)よりもずっと高率であることは一つの傍証になるだろう [内閣府 2004, p. 92]。もう少し想像を広げて、急な病気やけがなどのときに頼るのは「遠くの親類より近くの他人」であることを考え合わせると、介護不安とも関連しているかもしれない。とくに一人暮らし高齢者などにとって近所づきあいのないことは大きな不安につながっていると想像できる。

5 介護についての不安

健康や介護についての不安は高齢者に一般的なもので大都市と町村であまり大きな差異はない。「あなたは、将来身体が虚弱になって、日常生活を送る上で排泄等の介護が必要な状態になるのではないか、と不安になることがありますか?」という質問に対して、「ある」は大都市と町村でともに40%前半でほとんど差異が見られない [内閣府 2002, p. 146]。ただし、この不安の強さは世帯構成によって異なると考えられる。一人暮らしと夫婦世帯は大都市に多く [内閣府 2003, p. 102] (一人暮らし、大都市18%, 町村9%, 夫婦二人世帯は大都市40%, 町村30%), 三世代世帯は町村でより高率(大都市15%, 町村36%)であるから、介護についての不安は大都市

表4 自分が寝たきりのとき介護してほしい人

		家で配偶者	子供と同居	家で福祉サービス	施設・病院	その他	わからない
東京	男性	49.9	9.1	11.5	23.5	0.5	5.6
	女性	8.7	21.7	19.6	42.1	1.0	6.9
	合計	26.2	16.3	16.1	34.2	0.8	6.4
山梨	男性	66.8	16.8	4.7	6.0	1.3	4.3
	女性	22.7	47.8	6.4	11.4	3.3	8.4
	合計	42.0	34.3	5.6	9.0	2.4	6.6

出典) 直井道子(2001)『幸福に老いるために』p. 171, 勤草書房(対象は65歳以上)。

により多い不安だといえる。一人暮らしでは過半数が介護についての不安が「ある」と答えており、他の世帯類型より14%ほど多くなっている。大都市の一人暮らしは近隣づきあいも少ないと、「子どもに頼らない」という規範が強いことなどもありまつてこれが不安になる可能性は大きいようと思われる。

ただし、身体が不自由になったときの対応として思い浮かべる方法は地域によって大きな差異がある。表4は東京都全体と山梨県全体の比較であるので、厳密には大都市と町村を比較したものとはいえないが、子どもに頼るのかサービスに頼るのかの大きな違いが見られる。特に男性はどちらの地域でも配偶者に期待しているが、女性は東京では施設・病院、山梨では子どもに期待している。これを見ると、介護に関する不安の内容は、東京では施設サービスが行き届いたものであるのか、料金が払えるか、といったものであって、農村では「子どもに介護してもらう」と思っていてもはたしてそれが実現できるかどうか、といったようにかなり内容が異なる可能性もある。このことは今後さらに検討すべき課題だといえよう。

6 その他の不安

他にいくつかの種類の不安についても大都市特有のものがあるかを検討してみた。たとえば、大地震などに被災する不安が大都市で町村より大きいのかどうかである。データで確認できるのは、災害の対策をとっている比率は大都市高齢者のほうが高いということである〔内閣府 2001, p. 18〕。「非常食や避難用品の準備をしている」は大

都市で30%, 町村で15%と開きがあり、数値は略すが「避難場所を決めている」「家具などの転倒予防」などで大都市のほうが高率になっている。大都市高齢者のほうが情報に敏感であるとか、合理的に物事に備える高学歴者が多いなどの構成理論で説明される部分もありそうだが、やはり大都市の人口圧力、すなわち救援がきても数が足りないかもしれない、という意識が自分で準備することを促進している、狭い家が家具の転倒予防をさせている、と思えてならない。子どもとの同居率の低さや、近隣とのつきあいの少なさも、このような不安に拍車をかける可能性がある。さらに高層住宅住民はエレベーターが止まつたらどう避難するか、などの不安を持っていると想像できる。

犯罪にまきこまれる不安についても大都市のほうが大きいかどうか検討した。一人暮らし高齢者を対象とした調査でしかこれに関するデータを発見できなかったが〔内閣府 2000, p. 11, 2003 B, p. 13〕大都市と町村で明確な差異はなかった。またその比率も小さく、あまり多くの高齢者がこの不安を感じているようには見えない。しかし、その比率は2000年の2%から2003年の4%へと増大しており、振り込め詐欺被害などを考慮すると今後増大していく恐れがある。

そのほかに全くデータが見つからないのであるが、大都市には新しい時代の流れがいち早く集まってくる、という特徴があり、これが高齢者に対して脅威を与えたり不安を感じさせることもあるのではないか、と考えている。新しい時代の流れ、という中には回転ドアや複雑なタイプの自動販売機のような「もの」もあるし、すでにBの8で

述べた「非通念的文化」なども含まれるかもしれない。大都市には外国人が多く集まり、店名などにも多くの外国語が用いられているという状況に對して、とくに外国語が不得意な高齢者などが不安を持つ、といったことも考えられる。

以上、いくつかの不安について大都市高齢者の特徴を仮説的に述べてきた。ある程度の傍証を挙げることに成功している不安もあれば、介護不安のように今後その内容について検討する必要がある不安もある。重要な点は、これらの不安は特定の高齢者の中で相互に深く関連していることである。たとえば健康状態がよくなく、一人暮らしで経済的にも苦しい高齢者にとっては、住宅の不安、介護への不安などはすべて経済不安とも密接に関連している。そして現に一人暮らしの女性は経済的にも貧困であることや、経済状態と健康は関連することが知られている。そして近所づきあいが相対的に少ない大都市で孤立不安を深めている可能性が高い。

V 都市高齢者の老後不安の解消のために

以上述べたことからもわかるように、大都市居住高齢者に特有の不安は根深いものであり、そう簡単に解消できるものではない。しかし、都市高齢者には収入や学歴が高い余裕のある高齢者も多く、老後不安に対して合理的に対応するという特性ももっているだろう。そして都市では専門機関が発達し、高齢者特有のニーズに対応したサービスなども提供しやすいというメリットもある。したがって高齢者特有の不安をよく把握し、それに対応した専門処理機関を作ることによってかなりの部分を解決できる可能性がある。この場合の専門処理機関は、役所の一下部機関でもよいし、地域やNPOの取り組みであってもよいし、ビジネスとして成り立つのならばそれでもよい。以下では部分的とはいえ取り組まれている対応策をあげつつ、今後を展望してみたい。

例えば外出不安に対しては交通バリアフリー法、ハートビル法などが対応策としてスタートし、移動を基本的人権と位置づける考え方も出てきてい

る。そしてエスカレーターやエレベーターも急速に整備されつつあるが、混雑や地下街の複雑さなどはまだ解消されていない。またコミュニティバスなども各地で取り組まれているが、今のところ区役所などを中心にした近距離のものが多いようである。これと関連して都市部の商店街が高齢者の休憩所を設けることによって集客する試みなどもある。これらがネットワークを組むことなどによってしだいに大きな範囲にまで広げていくこともある程度可能ではないだろうか。

孤立不安については一人暮らしなどに対する通報システムがいろいろ工夫されている。その形も「一声牛乳」のように人間に頼る方法、魔法瓶やトイレの使用で健在をチェックする方法、緊急通報ペンダントなどいくつかの試みがある。しかし、一人暮らしでなくとも日中は一人という高齢者は多い。近所づきあいの希薄な都市の高齢者で心細い思いをしている健康が優れない人は今後も増えていくのだから、高齢者同士で自発的に安否確認をすることなどに取り組んでいく必要性もあるのではないか。筆者はアメリカのある高齢者アパートで一定時刻に高齢者がロビーに集まって相互の安否確認をしている光景を見て、一人暮らし先進国の経験を教えられた気がした。このような取り組みと地方自治体などの関与をうまくつなげていく必要性も増していくように思われる。

住宅不安に対する取り組みはかなり困難かもしれない。居住安定法ができて、高齢者に貸す場合の保証などをするようになってきた。だが、多くの家主が一人暮らし高齢者に住宅を賃貸するのをためらうのは、家賃が払ってもらえない心配よりは病気や死亡時の世話を恐れているといわれる。このあたりについては公共住宅のようなものを増やすしか、対応策はないのではないか？ 大都市部では財政的にも大きな支出であって、簡単には取り組みにくいのかもしれない。子どもが減っていく学校跡地の利用などの工夫で何とか推進してほしい政策である。

一番困難なのは経済的不安に対する取り組みであろう。まさに国の最重要課題の一つであるので、ここで軽々に論じることはさしひかえたい。しか

し、高額な介護費や医療費が必要となる人は決して多くはないのに、多くの高齢者がその不安から長い老後を楽しまずに貯蓄に励んでいるといわれる。だとすれば最悪の場合の不安を取り除くことで多くの高齢者が救われ、大都市の多様な文化を楽しめることになるのではないか。

結局、高齢者にとって住みやすい都市は若い人にも住みやすい都市であるということになりそうである。高齢者の比率は増大していくのだから、高齢者の住みやすい都市環境を標準装備するつもりで都市づくりをしていく必要があるのではないか。

参考文献（調査報告については対象者の年齢を付記した）

- エイジング総合研究センター（2000）『江戸川区高齢者・子育て世代の移動実態調査報告』。
 ——— (2002) 「都道府県の新将来推計人口と市町村の人口動向」『エイジング』2002—秋号。
 内閣府（2000）『高齢者一人暮らし・夫婦世帯高齢者に関する意識調査結果』一人暮らしは60歳以上。

- (2001) 『高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査結果』60歳以上。
 ——— (2002) 『高齢者の経済生活に関する意識調査結果』60歳以上。
 ——— (2003 A) 『高齢者の健康に関する意識調査結果』65歳以上。
 ——— (2003 B) 『一人暮らし高齢者に関する意識調査結果』65歳以上。
 ——— (2004) 『高齢者の地域社会への参加に関する意識調査結果』60歳以上。
 直井道子（1994）「余暇行動と幸福感」森岡清志・中林一樹編『変容する高齢者像』、日本評論社、東京都23区の一部に居住する60-75歳。
 ——— (2001) 『幸福に老いるために』、勁草書房。
 中林一樹・矢野桂司（1994）「高齢化進む東京大都市圏」森岡清志・中林一樹編『変容する高齢者像』、日本評論社。
 法務省（2003）『平成15年犯罪白書』。
 松本 康（1992）「都市は何を生み出すか—アーバニズム理論の革新」森岡清志・松本康編『都市社会学のフロンティア2—生活・関係・文化』、日本評論社。
 Fisher, Claude S. (1984) *The Urban Experience*, Harcourt Brace & Co.
 松本 康・前田尚子訳 (1996) 『都市的体験—都市生活の社会心理学』、未来社。
 (なおい・みちこ 東京学芸大学教授)

農村における老後不安 ——京都府美山町 2 集落の事例報告——

相 川 良 彦

る。

I 課題と調査方法

日本の農村家族は、直系家族の典型として代々、親夫婦と後継夫婦とが同居するのを原則としてきた。その親子同居の居住原則が、現在かなり急速に崩れつつある。それは一つに、高度経済成長以降に都会へ転出していった後継たちが、親が老い、また一人暮らしになってしまって郷里へもどって来ないからである。二つに、後継が幸いに自宅から通えるところへ就職、或いは自営業（農業を含む）を継いでいても、自宅に近い場所で別居（近居）する者が増えているからである。三つに、ここ 20 年の趨勢として、結婚しない後継が多くなっているからである。こうした現象は、勤め先が周辺に乏しい山村や農山村、或いは都会的なライフスタイルの影響が大きい都市近郊農村、そして、おしなべて後継者の結婚難に悩まされる地域にとりわけ強く現れる。

その結果、山村や農山村では過疎高齢化が深刻な状況にある。この過疎高齢社会のなかで高齢者はどのような老後意識と不安を抱きながら過ごしているのか。本論は、山村集落の事例として京都府美山町の 2 集落（北集落、田歌集落）の調査¹⁾を通して、この課題を究明する。本論の記述構成は、次の通りである。

II で、調査地の概況と集落の社会的性格を概観する。ここで利用するデータは、2003 年 12 月に実施した 2 集落の聞き取り調査結果で、北集落 46 戸のうち 35 戸、田歌集落 29 戸のうち 25 戸、2 集落併せて調査総数 60 戸（総戸数の 80%）であ

III-1 で、まず、聞き取り調査 60 人の定住志向（地元に住み続けたいという意識）に対する回答者の属性や家族・集落などの影響を明らかにする。**III-2** で、次に、老後不安に対する属性や家族・集落などの影響を明らかにする。ここでのデータは、聞き取り調査世帯（60 戸）の 60 歳以上者を対象として行った郵送アンケート調査（2005 年 2 月実施）結果である。当調査は、自記式調査表を集め世話役から配布、記入（無記名）後は各自ポストに投函する形で、北集落対象総数 54 人、回収 54 人、田歌集落対象総数 25 人、回収 22 人、2 集落併せて有効回収総数 76 人（有効回答率 96%）であった。このアンケート調査の特徴は、設問項目を国が 5 年毎に実施した『高齢者（老人）の生活と意識—国際比較調査結果報告書一』と一致させることにより、調査結果を日本全国と比較できるところにある。

II 調査地の概況²⁾ と集落の社会的性格

1 美山町の概況

美山町は、京都府の中央部東側に位置し、福井県と滋賀県に境を接する。面積 340 km² で近畿地方の町村では 2 番目に大きく、96 パーセントを山林が占める山間地域である。芦生原生林を源とする由良川が中央部を満々と水をたたえながら日本海へ向け流れ、その支流を含めた川沿いに 57 の集落が散在している。歴史的には、京都と小浜を結ぶ交易ルート（通称：鰐街道）の街道沿いであったが、高度経済成長期以降において、鉄

道がなく、また京都駅からのバスも隣町までしか来ないため、陸の孤島のような状況におかれていった。

そのため人口（と高齢化率）は、1960年10,035人（8.1%）→1975年6,278人（15.3%）→1990年5,479人（22.8%）→2000年5,231人（32.3%）へと推移した。この40年間に人口は凡そ半分に減少し、高齢化率は4倍に上昇したことになる。このように急激な過疎化と高齢化が進行したが、他方で、京都市の60km圏にあるという距離的な中間性や広大な共有林の存在とその権利放棄への躊躇などが村人の拳家離村をやや抑制した側面もある。

これら幾つかの条件の相互作用の結果、当町には昔ながらの茅葺き家屋と山紫水明の自然（とそこに住み続ける高齢者）が残されることとなった。それが1980年代以降に、美しい日本の原風景が残る農村として都会の人々に見直される。当町は、道路とモータリゼーションの整備により、京都市や小浜市から車で80～90分の観光地へと変わったのである。町役場も町内の北集落（本調査の対象）を条例により「茅葺きの里（伝統的建造物群保存地区）」に指定（1993年）し、観光を推進した。かくして、当町の観光事業は飛躍的に発展し、入り込み客数（と宿泊者数）も、1985年118,500（8,300）人→1990年268,100（18,800）人→1995年406,000（28,480）人→2001年539,100（35,557）人へと急増している。

そして、それと平行して都会からの移住者が始める。それは社会的人口増（転入者と転出者の差し引き）が、1965年▲177人→1975年▲95人→1985年▲24人の出超であったのが、1990年代の10年間は年平均で+6.2人の入超へ転じたことに現れる。

2 調査集落（北、田歌）の概況

調査対象に選んだ北、田歌集落は、当町のなかでも山深い福井県境にある。過疎・高齢化が着実に進む一方で、1980年代に都市の移住者が急増した。ちなみに、2集落併せた農家数：非農家数：農家人口に占める60歳以上者の割合は、

1970年60戸：15戸：23.8%→1980年45戸：20戸：28.7%→1990年25戸：54戸：38.5%→2000年25戸：48戸：53.6%，であった。当該集落では、1980年代に早くも非農家（移住者）が急増している。

それに着目して北集落は、集落内の茅葺き家屋を観光資源として、1990年以降にきび工房、民俗資料館、食堂、体験民宿を次々と建設した。町が建物をつくり、その運営は北集落民の出資（総額300万円）設立した有限会社が請け負う、公設民営方式である。それにより観光業が起きて、雇用の創出に成功した集落である（当社従業員39人、うち常勤5人）。

他方、更に奥地の田歌集落は、地元雇用が少なく観光もないぶん、過疎・高齢化の影響が北集落以上に深刻であった。だから、田歌集落は、都会からの移住者を歓迎し、色々な職業の都会人が入り込んだことによって、活気を取り戻した集落である。

2集落に共通するのは、同姓、集落、近隣集落、旧行政村地区（11集落）、町など各レベルで共有林を保有する点である。とくに、北、田歌両集落民も加入する9ヶ字共有林は8,000ha以上を保有し、うち4,200haを京都大学へ演習林（芦生原生林）として貸している。その地代³⁾は加入（地権）者へ配分されるが、集落も一部をプールする。それ以外にも田歌集落の場合、集落共有林の区画分譲地代や個人有の松茸山（6ヶ所）の管理料⁴⁾など、山からの収入がある。移住者は、共有林への加入を認められないが、プールの一部が集落（区）費へ回されるので間接的な恩恵に浴する。田歌集落の場合、戸当たり集落費が年5,000円と安いこと（北集落14,400円）が、都会人を移り住みやすくする一因になっている。

表1は、2003年調査による、北、田歌集落の世帯構成である。北集落の世帯数は46戸で、田歌集落29戸に比べ1.5倍ほど多い。だが、農家率は39%で、田歌集落（52%）よりも低い。2集落農家の平均経営面積は43aと零細であり、また、世帯主も60歳以上が50戸、60歳未満25戸と高齢化している。60歳以上の世帯主は2集落

表1 北, 及び田歌集落における在来・移住別, 農家・非農家別,
世帯主の年齢別世帯数と平均経営耕地面積

(単位: 戸, a)

農地	年齢	北			田歌			統計	平均経営 耕地面積
		在来	移住	北計	在来	移住	田歌計		
農家	60歳以上	11(5)		11(5)	11(1)		11(1)	22(6)	北 39 a
	60歳未満	1(1)		1(1)	3(0)		3(0)	4(1)	田歌 47 a
非農家	60歳以上	14(0)	2(0)	16(0)	2(3)	1(0)	3(3)	19(3)	
	60歳未満	4(0)	3(5)	7(5)	8(0)		8(0)	15(5)	
総計		30(6)	5(5)	35(11)	16(4)	9(0)	25(4)	60(15)	平均 43 a

資料) 2003年聞き取り調査による。

- 注) 1) セル内の数値は聞き取り調査世帯数, () 内数値は聞き取り調査洩れ世帯数である。
ちなみに、2000年農業集落カードの農家数(非農家数)は、北集落11(33)戸、田歌集落14(15)戸で、上記(聞き取り)数値と食い違いがある。
2) 農家は10a以上の耕作世帯を指し、平均経営面積は北集落の面積不明1戸を除く25戸の集計平均である。

表2 後継者の年齢別、同別居別、既婚・未婚別にみた世帯数

(単位: 戸)

		後継年齢						統計
同別居	後継結婚	40歳以上	39~30	29~20	19歳以下	なし	不明	
同居	既婚	4	2					6
	未婚	1	2	1	11			15
町内	既婚	2						2
町外	既婚	18	5	1				24
	未婚		4	1				5
	不明		1			1		2
なし	なし				5			5
不明	既婚		1					1
総計		25	15	3	11	5	1	60

資料) 2003年聞き取り調査による。

注) 後継者の同居・既婚のうち1人は別棟同居、町内・既婚の2人は娘である。

とも在来に多くて47戸、在来総数の84%を占めている。なお、北集落の移住者は10戸、田歌集落9戸である。

表2は、後継の年齢階層別の同別居、既婚/未婚者数である(聞き取り調査世帯、以下同様)。30歳以上の後継40人のうち、同居9人(23%)に対して町外に住む28人(70%)が転出している。また、30歳以上後継の未婚率は7人(18%)と高くはないが、同居に限れば3人(33%)が多い。山深い当該2集落では、地元の雇用が少なくて、後継の多くが町外へ転出し、残った後継も結婚難の

状況にある。

表3は、2集落の家族形態別⁵⁾の世帯数である。内訳では、夫婦と未婚子14戸(23%)、2世代夫婦13戸(22%)、夫婦のみ22戸(37%)、単身11戸(18%)である。また、世帯主の年齢層別では、65歳以上が36戸と過半数(60%)を占めている。表中で網掛けをした部分は縦列、及び横列で最も大きい数値である。北、田歌集落とともに右上がりの対角線を描いている。これは次に述べるような家族サイクルの投影である。

直系家族の家族形態は、世帯主夫婦が青壯年の

表3 北、田歌集落における家族形態別、世帯主の年齢層別の世帯数

(単位:戸)

年齢	北集落					田歌集落					総計
	夫婦と 未婚子	2世代 夫婦	夫婦 のみ	単身 世帯	北合計	夫婦と 未婚子	2世代 夫婦	夫婦 のみ	単身 世帯	田歌 合計	
75歳以上	1	2	2	3	8			7	2	9	17
74~65	1	3	8	4	16			1	1	1	3
64~40	3	3	2		8	3	4		1	8	16
39~20	2		1		3	4		1		5	8
総計	7	8	13	7	35	7	5	9	4	25	60

資料) 2003年聞き取り調査による。

表4 北、及び田歌集落の活動種類別、参集範囲別の地域組織・サークル数

(単位:件)

活動種類	北集落					北 計	田歌集落					田歌 計
	氏子同族	集落	旧村	町	町外		氏子同族	集落	旧村	町	町外	
資源管理・財産区	1	1	2			4		1	1	1		3
町政・消防			2	2		4			2	1		3
年齢・性別		2	2			4			2			2
生活・教育			2	2		4			1	1		2
環境保護・観光		4				4			1			1
JA・農業生産	1			2		3		1			3	4
神社・お寺	1	1				2	1	1				2
集落・公民館		1				1		1				1
体育サークル			1	4	1	6			2	3	2	7
文化サークル		1	1	4		6		1				1
福祉サークル			1	3		4			2			2
その他のサークル	3	1	5			9			1	2		3
総計	2	14	12	20	3	51	1	5	10	10	5	31

資料) 2003年調査(60戸集計)による。

注) 1) 「活動種類」内訳の環境保護と観光は本来異質な活動であるが、北集落が保護する環境を観光対象としているために、本表では同じ項目に括っている。

2) 北集落では公民館は集落自治組織(区)に併合され、館長は区長により併任されている。

3) 地域組織及びサークルの参集範囲の確定は微妙なため、回答者により意見を異にするケースがあるが、本表では統一した。例えば、消防団の範囲が町と旧村(知井)とに分かれたのは、知井分団に所属するという現状の投影であり、本表では旧村に分類した。また、JAの参集範囲は町や町外、JA婦人部は集落とする意見が多くたが、2郡の合併農協である当該JAについては、本表では町外に分類した、等である。

時には夫婦と未婚子(核家族)である。それが、後継が同居かつ結婚すれば2世代夫婦へ、逆に転出してしまふと夫婦のみへと変態する。そのぶん世帯主年齢も加齢することになるが、本表で2世代夫婦の方が夫婦のみより世帯主が若いのは、前者において親から後継への世帯主交替が行われるからである。後者の場合、その後に伴侶が亡くな

り、高齢者の独り暮らし(単身世帯)へと移行、その後に後継の帰郷がなければ、やがては消滅する。ただ、当該2集落においては、その穴埋めを移住者受入により行っている(夫婦と未婚子14戸のうち8戸までが移住者)。

このように後継の転出や世帯主の高齢化等が進むなかで、在来世帯は高齢夫婦のみと高齢独居

表5 北、田歌集落の地域組織・サークルへの年齢別・性別の参加率と参加総人数

(単位: %, 人)

分類	北 60 歳以上 参加率	田歌 60 歳以上 参加率	北男 参加率	田歌男 参加率	北 参加総人數	田歌 参加総人數
資源管理・財産区	100.0	100.0	100.0	100.0	4	4
町政・消防	22.2	11.1	88.9	88.9	9	9
年齢・性別	74.3	28.6	37.1	14.3	35	14
生活・教育	15.8	0.0	42.1	44.4	19	9
環境保護・観光	83.3	100.0	83.3	100.0	18	1
JA・農業生産	73.1	68.2	73.1	68.2	26	22
神社・お寺	100.0	100.0	50.0	100.0	2	5
集落・公民館	25.0	0.0	100.0	100.0	4	1
文化サークル	71.4	0.0	57.1	100.0	7	1
体育サークル	16.7	36.4	83.3	81.8	6	11
福祉サークル	57.1	57.1	57.1	14.3	7	7
其他サークル	38.5	0.0	46.2	0.0	13	3
総計	58.0	43.7	60.7	58.6	150	87

資料) 2003 年間取り調査による。

注) 参加率は分類各項目別・北/田歌集落別の参加総人數に占める 60 歳以上、及び男の参加数のシェア。

(単身) とで過半を占められるに至っている。

表4 は、北、田歌集落にある地域組織とサークルである。まず、地域組織と(趣味やボランティア) サークルの種類総数は、北集落が地域組織 26 件、サークル 25 件、田歌集落が地域組織 18 件、サークル数 13 件、である。それらを成人 1 人当たりの参加件数に換算(成人調査総数は北集落 79 人、田歌集落 56 人)すれば、北集落で地域組織 1.48 件、サークル 0.42 件、また、田歌集落で地域組織 1.16 件、サークル 0.39 件、となる。地域組織は、北集落が田歌集落に比べて総数及び成人 1 人当たりの参加件数ともに多く、また、地域組織は 1 人当たりの参加件数が 2 集落ともにサークルよりも 3 倍ほど多い。北集落は田歌集落以上に地域組織活動が活発な集落なのである。なお、参考範囲が集落、旧行政村、町の 3 領域で重層しつつ町内に限られる(完結する)ことと旧行政村がいまだ社会的単位となっていることが特徴である。

表5 は、地域組織、及びサークルがどのような参加者により構成されているかを、年齢と性別について見ている。地域組織のなかで 60 歳以上の、しかも男性によって構成されるものとして、資源管理・財産区、神社・お寺、環境保護・観光が挙げられる。逆に、60 歳未満の、女性によって構

成される分野は年齢・性別と生活・教育である。第3に、60 歳未満の、男性によって構成される分野は町政・消防である(特に消防は 100%該当)。ここで、集落・公民館の人数が 5 人と少ないので、住民がそれらに参加していると自覚していないためである(就く役職に関する設問の回答を筆者がカウント)。なお、サークルへの参加は、地域組織に比べて少なく、体育サークルに 60 歳未満の男性が多い、などを特徴とする。

このように、集落は個人の嗜好をベースにおくサークルより、地縁的原理をベースにおく地域組織の方が濃密(参加人數ではサークル 55 人: 地域組織 182 人)であり、その地域組織に 60 歳以上の者が相対的に多く参加している(地域組織 56.0%: サークル 41.8%)。なお、男性の参加割合は、地域組織 61.5%: サークル 55.3%, である)。地域組織は、資源管理や宗教などを中心に、60 歳以上の、そして男性により、半ば支えられているのである。

III 集落民の定住志向と老後不安

1 定住志向に影響する 5 条件の優劣

聞き取り調査回答者総数 60 人⁶⁾は、うち 32 人が

表6 老後の定住志向に影響する5要因の相対的関係

(A) 因子負荷量		—主成分分析— (B) ケンドール順位相関係数表										
	主成分No1	主成分No2	家田畠	自然環境	親兄弟友	仕事都合	医療福祉					
家田畠	-0.793	-0.368	1.00									
自然環境	0.131	-0.826	0.061	1.00								
親兄弟友	0.248	0.069	-0.168	-0.232	1.00							
仕事都合	-0.346	0.783	-0.078	-0.421	-0.274	1.00						
医療福祉	0.813	0.086	-0.468	0.029	-0.095	-0.132	1.00					
		順位平均	1位	2.18	2位	2.48	3位	2.73	4位	3.18	5位	3.93
固有値表		固有値	寄与率	累積寄与率								
主成分No1		1.49	30%	30%								
主成分No2		1.44	29%	59%								

資料) 2003年聞き取り調査による。

注) 1) 有効回答数は40人である。

2) 5種類の誘因を順位づけた一対比較調査法においては、5段階区分で誘因2種類間の優劣を判定した。

「是非住み続けたい」、17人が「出来れば住み続けたい」と希望している(設問へ回答なし2人)。多くが年齢、男女の別なく、定住を希望するのである。この8割を超える定住希望者に対して、5種の誘因を提示して、一対比較調査法により、どちらの条件がより強い動機となるかを尋ねてみた。表6は、これら5種の定住誘因の優劣順位と相互間の順位相関係数表、そして、それをベースにした主成分分析の因子負荷量である。もともとのデータが1~5位の順位なので、(B)ケンドール順位相関係数表の最下段の順位平均は、少ないほど高位に順位づけされることを意味する。

同表から、(1)5項目の順位は表側に上から並んだ順に高いこと、(2)5項目の主成分因子負荷量は(A)表の通りで、主成分・No.1とNo.2を縦列・横列とする平面図を描けば(図は割愛)、「親兄弟友」が原点に近く、その他4項目が第1~4象限へそれぞれ散らばること、がわかる。5項目は部分的に対抗しつつも、互いに独自の性格を持つわけである。

では、これら5種の住み続ける誘因は、どのような属性や社会的条件に関連するのだろうか。表7(A)は、上記5種の誘因をそれぞれ被説明変数、また説明変数として回答者の所属する家族形態・性別・個人的な問題の相談相手として(同居世帯員以外)の集落内親戚の有無・農業従事(1日以

上を有)・集落(北:田歌)の5条件を取り上げ、誘因カテゴリー毎の上位(第1, 2位)へ順位づけられた割合(%)と数量化II類による5条件の優劣順位を提示している。また、同表(B)左半分は5条件相互の、右半分は5条件と家族や社会ネットワーク5条件との順位相関係数をクロス表として参考までに掲載している。

表7(B)表の順位相関係数表を見れば、(B)表頭・左側の5条件(性別～家族形態)は互いに相関がない。それがこれら5条件を説明変数として採用した理由である。もちろん(B)表・表頭右側の5条件のように、説明変数5条件と相関の強い指標もあり、代替も可能である。例えば、集落は地域組織参加と正相関0.29、福祉サービス利用と負相関▲0.47の関係にある。したがって、集落の代わりに地域組織参加を説明変数に取り上げても良かった。ただ、なるべく回答者本人の恣意に左右されない、言い換えれば本人のもって生まれた属性や基礎集団へのかかわり方を説明条件にしたいと考え、ここでは集落を採用している。

ところで、一対比較法により定住志向の誘因として最も高く順位づけられたのは「家田畠」(家屋敷や田畠がある)で、第1または2位に順位づけた割合は67.7%であった。この家田畠(の第1, 2位の有無)を被説明変数、家族形態～集落までの5条件を説明変数として数量化II類を適用して

表7 「住み続けたい」の誘因5項目間の影響度順位と誘因間の順位相関係数

(A) 属性など5条件のカテゴリー別、誘因種類別の誘因1・2位割合と数量化II類による順位

(単位：%，人)

項目名	カテゴリー名	1位又は2位に順位づけした者の割合と数量化II類の順位								回答数 (人)		
		家田畠	順位 レンジ	自然 環境	順位 レンジ	親兄 弟友	順位 レンジ	仕事 都合	順位 レンジ			
家族形態	2世代夫婦	100.0	1位	50.0	2位	50.0	1位	50.0	4位	0.0	1位	6
	夫婦と未婚子	83.3	0.81*	66.7	0.82	16.7	0.95*	33.3	0.44	16.7	0.61	6
	夫婦のみ	45.5		45.5		63.6		36.4		9.1		11
	単身	62.5		75.0		62.5		25.0		12.5		8
性別	男性	70.8	2位	50.0	1位	50.0	4位	41.7	1位	8.3	4位	24
	女性	57.1	0.51*	85.7	1.34*	57.1	0.33	14.3	0.76*	14.3	0.20	7
相談集落	いる	83.3	3位	50.0	4位	16.7	2位	33.3	5位	16.7	3位	6
	いない	64.0	0.30	60.0	0.31	60.0	0.51	36.0	0.25	8.0	0.35	25
農業従事	ある	61.5	4位	61.5	5位	30.8	3位	53.8	2位	7.7	5位	13
	ない	72.2	0.29	55.6	0.11	66.7	0.50	22.2	0.64*	11.1	0.12	18
集落	北	70.0	5位	55.0	3位	55.0	5位	40.0	3位	15.0	2位	20
	田歌	63.6	0.13	63.6	0.48	45.5	0.12	27.3	0.51	0.0	0.54	11
判別的中率(相関比)		71.0	(0.34)	74.2	(0.16)	74.2	(0.29)	74.2	(0.29)	77.4	(0.09)	
1, 2位に順位づけた割合		67.7		58.1		51.6		35.5		9.7		

(B) 誘因(上表の説明変数)間のケンドール順位相関係数表

	性別 (男・女)	農業 従事	集落 (北・田歌)	相談集落 親戚	家族 形態	伴侶 同居	後継同居 町内	地域組織 参加	相談相手 町内	福祉 サービス 利用
性別(男・女)	1.00	-0.08	0.10	-0.03	0.16	0.41	-0.19	0.11	-0.06	-0.08
農業従事	-0.08	1.00	-0.26	0.24	0.06	-0.09	0.07	0.24	0.14	0.09
集落(北・田歌)	0.10	-0.26	1.00	0.00	-0.04	-0.07	-0.04	0.29	-0.10	-0.47
相談集落親戚	-0.03	0.24	0.00	1.00	0.05	0.13	-0.14	0.17	0.52	0.14
家族形態	0.16	0.06	-0.04	0.05	1.00	0.65	0.53	0.16	0.12	0.08

資料) 2003年間取り調査による。

注) 1) (A)表の網掛け部分は数量化II類の計算結果、それ以外は順位1, 2位割合(%)、回答数(人)である。

なお、順位の下の数値は各項目のレンジで、**、*は1%, 5%の有意(独立性検定)を現わす。

2) (B)表ケンドール順位相関係数表で網掛けした数値は、5%以上の水準で統計的に有意であることを示す。

3) ケンドール順位相関係数の算出にあたって、性別、集落、家族形態は順位と無関係なカテゴリー区分であるが、男性度、集団性濃密度、直系家族度という順列にあると想定して、適用することにした。なお、その他誘因のカテゴリーは有無2区分で、そのうち地域組織参加は2つ以上を有、1以下を無と仕分けした。

4) (A)表の数量化II類の説明変数は順位づけのないカテゴリーカルデータとしての表側5条件で、(B)表の順位相関係数とは無関係であることに注意されたい。

5) 一对比較法による順位は同順位を切り上げ表示したので、1, 2位に順位づけた割合の合計は200%を超える。

みると、判別的中率71.0%と適合度はまあ良い。内訳として、影響力の1位は家族形態、2位が性別である。その内容をブレークダウンしてみると、「家田畠」を1または2位へ順位づけたのは、2世代夫婦の者が100%に対して夫婦のみや単身世帯の者は45.5~62.5%，また、男性が70.8%に対して、女性は57.1%にとどまっている。

同様に、「自然環境」(自然環境が良い)～「医療福祉」(医療福祉等の環境が良い)について5条件の影響力を眺めていくと、概して次のような傾向を見出せる。「家田畠」以下の5誘因は性格を異にするが、影響される条件は全体的に、1位が家族形態、2位が性別、と判定しておおよそ間違いない。ただ、3位以下はバラバラで、順位づ

けが難しい。

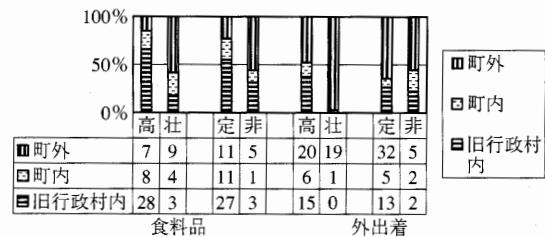
家族形態(表7の行)に即して概観すれば、①2世代夫婦は「家田畠」を重視(100%)し、逆に「医療福祉」を軽視(0%)する、②夫婦と未婚子世帯は他形態に比べ「医療福祉」を重視(16.7%)し、逆に「親兄弟友」(親兄弟や友人がいる)を軽視(16.7%)する、③夫婦のみ、及び単身世帯は「親兄弟友」のいることを重視し、逆に「家田畠」を軽視する、などである。また、性別では、男性は「家田畠」(70.8%)や「仕事都合」(仕事上の都合:41.7%)を重視し、他方、女性は「自然環境」(85.7%)を重視する。

ところで、地域社会と関連が深い他の3つの条件は概して影響度が弱く、順位が2位である誘因がそれぞれ1項目しかない。

まず、相談相手として集落内に親戚がいる者は「親兄弟友」を重視する割合が低い(親戚いる16.7%:親戚いない60.0%)。頼れる集落内親戚は、親兄弟に替わる役割を果たすのであろう。次に、農業に従事する者は「仕事都合」を重視する(農業従事ある53.8%:農業従事ない22.2%)。次節で論じるが、生計の良し悪しは高齢者の精神状況を左右する大きな要因であり、農業従事も生計の手立ての1つである。

さらに集落では、福祉サービスの利用は北集落で殆どなく、田歌集落で多い。福祉サービス利用の設問に回答した60歳以上者のいる戸数:60歳以上の人数計:福祉サービス種類の延べ利用件数を列記すれば、北集落が27戸:47人:1件に対して、田歌集落が17戸:31人:25件である。一般的に言って、福祉サービス利用に対する偏見が存在する地域では、周辺での利用者が徐々に増えて少数派でなくなると、それを見ていた住民がこれまでの抑制から積極的な利用へと転じる現象が時として起きる。両集落の福祉サービスの利用格差は、或いはこのタイムラグかもしれない。そして、北集落における福祉サービス利用の低迷は、その社会関係の濃密さと関連しているにちがいない。

なお、定住志向や老後不安に影響する要因として、生活圏(便・不便)が考えられる。生活圏が



- 注) 1) 例えば購入先として町内と町外を選んだ場合、それを0.5とカウントしている。
2) 棒グラフ下段表内の数値は注1) の方法でカウントした人数で、非回答数は計上していない。

図1 高齢／壮年区分別、定住／非定住志向別の食料並びに外出着の購入先の地域分布シェア

地域内で完結する者はその地域に住み続けたいという志向が強いのではないか、という想定である。図1は、食料品と外出着について、その購入先の地域シェアを示している。食料品について、60歳以上の者の3分の2が旧行政区内外で買い物している。内訳では、51%の者が移動販売業者から購入している(60歳未満者のそれはJA/生協で62%)⁷⁾。足の便のない高齢者は購入先を身近に限定せざるをえない。そして、定住／非定住志向との関連をみると、定住志向派の方が食料品を旧行政区や町内で購入するシェアが大きい。

しかし、この傾向は外出着になると必ずしも当てはまらない。外出着の購入は食料品に比べて町外で購入するシェアが大きいのだが、そのなかでは60歳以上者が旧行政区や町内で購入する傾向にある(60歳未満は町外で97%を購入)。ただ、定住／非定住志向との関連をみると、定住志向派と非定住志向派との違いはあまり見当たらぬ。したがって、食料品と外出着とをあわせて考えると、生活圏が定住志向に与える影響はあったとしても、さほど大きいものではないだろう(60歳以上者における購入業者のトップは商店で38%)。

2 アンケート意識調査による老後不安

老後不安を中心に郵送アンケート方式で行った2005年美山調査(美山と略称)の回答者属性の特徴を内閣府2000年『高齢者の生活と意識—第5回国際比較調査結果報告書』(全国と略称)と比

表8 2000年国際比較調査との比較による2005年美山調査の回答者の属性などの特徴

(単位: %)

年齢階層	2000 全国	2005 美山	健康状態	2000 全国	2005 美山	生計状態	2000 全国	2005 美山
60~64歳	25.9	13.1	健康である	52.9	40.7	困っている	6.0	13.1
65~69歳	29.3	30.2	病気ではない	39.2	48.6	少し困っている	17.6	26.3
70~74歳	19.3	27.6	病気がちである	7.2	7.8	あまり困っていない	38.0	42.1
75~79歳	15.4	21.0	病気で寝込んでいる	0.5	2.6	困っていない	38.3	15.7
80歳以上	10.1	7.8						

資料) 2000年全国は、内閣府編『高齢者の生活と意識—第5回国際比較調査結果報告書』による。

2005年美山は2005年2月の北、田歌集落60歳以上者に対する郵送アンケート調査による。

注) 2000全国のサンプル数は1158人、2005美山のそれは76人である。

表9 5種類の老後不安における5段階レベル別、全国・美山別の不安割合

(単位: %)

	1995 全国	2005 美山		1995 全国	2005 美山
自分自身の健康	いつも不安	18.2	25.0	いつも不安	7.5
	時々不安	31.9	35.5	時々不安	20.4
	たまに不安	34.5	26.3	たまに不安	33.2
	殆ど不安に思わない	10.7	9.2	殆ど不安に思わない	23.9
	全く不安に思わない	4.6	2.6	全く不安に思わない	13.1
経済的生活	いつも不安	9.7	32.8	いつも不安	3.6
	時々不安	18.0	22.3	時々不安	10.5
	たまに不安	31.1	28.9	たまに不安	25.8
	殆ど不安に思わない	24.0	9.2	殆ど不安に思わない	33.3
	全く不安に思わない	16.6	2.6	全く不安に思わない	23.3
世間にかけぬ老人を	いつも不安	7.4	23.6		
	時々不安	17.4	25.0		
	たまに不安	37.0	34.2		
	殆ど不安に思わない	25.1	7.8		
	全く不安に思わない	12.0	3.9		

資料) 1995全国は、総務庁編『高齢者の生活と意識—第4回国際比較調査結果報告書』による。

2005年美山は、表8と同じ。

注) 1) 不安5種類の平均不安率は、「自分自身の健康」60.5%、「経済的生活成立たない」55.3%、「世間にかけぬ老人を」48.7%、「独りで頼るものがない」39.5%、「子が自分を気にかけぬ」18.4%である。

2) 1995全国の調査サンプル数は1183人、2005美山のそれは76人である。

較しよう。

まず、男性割合は50%で全国の48%とほぼ同レベルである。家族形態では、美山が夫婦のみ47%，単身世帯15%で、全国の34%，10%と比べて一段と多く、そのぶん夫婦と未婚子8%，2世代夫婦18%などが少なめである。

表8は、老後の不安と関係が深いと思われる属性や状態に関して、全国と美山を対比している。美山は、年齢階層では70歳代が全国に比較して

多く、やや高齢化が進んでいる。健康状態では、「健康である」がやや少なく、その分「病気ではない」が多くなっている。そして、年齢と健康状態との関連が深いと思われる生計状態は「困っている」「少し困っている」があわせて50%あり、全国の2倍になっている。美山の60歳以上の者は、高齢化の進行で、健康に自信をもてなくなり、日々の暮らしに困っている人が多いと言えるだろう。

表10 属性など6条件のカテゴリー別、不安種類別にみた不安割合と数量化II類による順位

(単位：%，人)

項目名	カテゴリー名	不安の種類								回答数 (人)		
		健康	順位 レンジ	生計	順位 レンジ	社会	順位 レンジ	孤独	順位 レンジ			
家族形態	2世代夫婦	37.5	1位	42.9	4位	31.3	3位	27.3	2位	6.3	3位	11~16
	夫婦と未婚子	87.5	0.52**	62.5	0.19	62.5	0.29	28.6	0.44*	37.5	0.35*	7~8
	夫婦のみ	56.8		51.4		50.0		45.5		19.4		33~37
	単身世帯	80.0		80.0		70.0		70.0		30.0		10
日々の生計	困っている	90.0	2位	80.0	1位	80.0	1位	57.1	1位	50.0	1位	7~10
	少し困る	84.2	0.41**	94.7	0.66	84.2	0.78**	70.6	0.64**	31.6	0.58**	17~19
	困らない	40.5		30.0		26.8		29.7		7.3		37~42
年齢	60~64歳	50.0	3位	25.0	2位	37.5	4位	25.0	3位	0.0	4位	8
	65~69	59.1	0.41*	60.0	0.44	52.4	0.27	47.1	0.42	28.6	0.33**	17~22
	70~74	70.0		55.0		60.0		44.4		15.0		18~20
	75~79	46.7		60.0		40.0		41.7		26.7		12~15
	80歳以上	66.7		66.7		50.0		66.7		16.7		6
農家/非農家	農家	63.8	4位	58.9	3位	54.4	2位	45.8	4位	14.0	2位	58~48
	非農家	38.5	0.35**	38.5	0.23	30.8	0.35	38.5	0.21	46.2	0.43**	13
性別	男	51.4	5位	50.0	6位	50.0	6位	41.9	6位	16.7	6位	31~37
	女	67.6	0.14	60.6	0.02	50.0	0.11	46.7	0.08	23.5	0.01	30~34
集落	北	58.0	6位	52.1	5位	44.9	5位	43.9	5位	20.4	5位	41~50
	田歌	61.9	0.08	61.9	0.06	61.9	0.13	45.0	0.09	19.0	0.05	20~21
判別の中率と(相関比)		78.9	(0.37)	79.7	(0.41)	77.1	(0.38)	75.8	(0.22)	82.9	(0.40)	
不安割合の総平均(%)		60.5		55.2		48.6		39.4		18.4		

資料) 2005年アンケート調査による。

注) 1) 表示数値や記号は、基本的に表7に準じる。

2) 回答数にバラツキがあるのは、各不安項目毎の欠損値数の差異のためである。

3) 説明変数6項目間のケンドール順位相関係数において、統計的に有意な相関関係にあるものはない。

表9は、このような特徴をもつ美山の60歳以上の人々が、何に、どの程度の不安を抱いているかを、全国(但し、不安感の設問が2000年調査から取りやめられたため、ここだけは1995年国際比較調査結果)と比べている。5種類の不安すべてについて、美山は全国に比べ「いつも不安」「時々不安」が多いことがわかる。この2カテゴリーの合計が50%を超える不安の種類として、「自分自身の健康」61%、「経済的に生活がなり立たない」55%、がある。逆に、2つのカテゴリーの合計が20%に達しない不安の種類として「子供達が自分のことを気にかけてくれない」18%がある。

次に、これら5種の老後不安が相互にどのような関係にあるかを、定住志向に影響する5要因に

ついて行った(表6)と同様の主成分分析で確かめてみると(表は割愛)。すると、第1軸だけで寄与率(説明力)が59%となり、5種類の不安との因子負荷量も全て符号が同じで、かつ数値も大きかった。ここから不安の5種類は、定住志向の5要因とは対称的に、相互に関連の強い、似たもの同士であると類推できる。

表10は、属性など6条件のカテゴリー別、5つの不安種類別に、不安を抱いているかを割合(%)で示し、6条件の影響度を数量化II類により順位づけた結果である(表7「住み続けたい誘因」に対応)。不安割合は、表頭に並べた順に多く、健康61%>生計55%>社会不安49%>孤独39%>親子関係18%である。

表側に列挙した6種類の説明変数のうち、家族

形態、性別、集落の3条件は表7と同じ、農家／非農家は概念的には同一だが、仕分け基準が表7では経営耕地10a以上か否かに対して本表では農業従事日数1日以上か否かという違いがある。そして、日々の生計（「経済的な意味で、日々の暮らしに困る」）と年齢階層が表7にない条件である。

5種類の不安に対して、4種類まで影響度合い1位と判定されるのは日々の生計である。困っている者ほど不安割合が高いという傾向がある（孤独感のみ例外）。2番目に影響力があるのは家族形態で、健康不安や孤独感に強く影響している。60歳以上者は2世代夫婦が5種すべてについて最も不安割合の低いこと、逆に単身者と夫婦と未婚子（高齢な親と壮年の子供の未婚）の不安割合の高めなこと、そして夫婦のみ世帯が孤独感の高めなこと、などの特徴を見出せる。3番目に影響するのは農家／非農家で、親子関係不安を除けば農家の方が不安割合は大きい。4番目が年齢で、その内訳では60～64歳が5種類すべてについて不安割合が最少なもの、それ以外は凹凸があって加齢とともに不安が増大するというわけでもない。それに対して、性別と集落はほとんど影響力がなかった。

このように、老後不安を増幅させる主因は、経済的な困窮と家族形態にあり、集落や性別による（カテゴリ一間の）差異はほとんど見られないものである。

IV む す び

農山村・山村の青壮年の多くが、高度経済成長のもとで地元を離れて、都市へ転出していった。それから30～40年たった現在、彼らが帰郷することは少ないので、老いた親達だけが地元に居残っている。山村は、過疎高齢化の現象が先鋭的に現われる地域である。そして、過疎高齢化の低迷を開拓するために、全国各地でさまざまな村起こし活動が行われている。本論の調査地・美山町はそうした村起こしの成功事例として有名なところである。

調査した集落の住民家族は、親子2世代夫婦が同居する直系家族という形態を取ってきたと思われる。だが、現状は、高度経済成長にともなう青壮年の転出が調査集落における直系家族の居住規則を大々的に搖るがせている。世帯主の3分の2は60歳以上であり（移住世帯を除けば8割強）、また、成人で既婚の後継の8割強は親と同居していないかった。その結果、家族形態も、直系家族の典型である2世代夫婦（片親と夫婦を含め）は2割強なのに対して、（世帯主が65歳以上の高齢）夫婦のみと単身世帯の合計が5割近くに達している。そのほか夫婦と未婚子があるが、この形態の過半は移住世帯が占め、残りの在来世帯も半数（3戸）の後継が30歳以上で未婚のため同形態に分類されるものである。このように在来世帯の家族形態の欠落は大きいが、移住世帯が部分的にそれを穴埋めしている。

過疎高齢化した集落であっても、地縁原理にねぎら地域組織は活発に活動し、集落社会を支えていた。合併町である美山町にあっては旧行政村単位の活動が集落と同じくらいに多く、地域組織活動は集落、旧行政村、町の3レベルで重なりつつ、全体として町内の範囲内ではほぼ完結する。他方、個人の嗜好をベースにおくサークル活動の場合、参集範囲は集落を超えて町内全域へ広がる傾向をもつ。そして、これら地域組織とサークルの過半を構成するのが、60歳以上の年輩者であり、男性である（別の言い方をすれば、消防、教育、体育サークルなどの分野では若い世代の役割が大きい）。

さて高齢化した調査集落の世帯主または妻の半数が、男女・年齢の如何を問わず、地元に住み続けたいと思っている。その理由として、家田畠といった資産、自然環境の良さ、親兄弟・友の人間関係…などの重視が挙げられる。そして、これら理由に影響力のある条件として、家族形態と性別がある。例えば、家田畠を最も重視するのは2世代夫婦、および男性であり、自然環境を重視するのは女性、および単身者であるというように、である。定住志向の理由に対して家族形態や性別の影響が大きいのは、つまり、老後の住まい方には

住民がこれまでの家族生活や男性または女性として培ってきた資産観（家意識）・自然観・家族観などが色濃く投影するからであろう。

次に、過疎高齢化した山村に住む高齢者がもつ不安について、中身を明らかにした。それによれば、健康、生計、社会などへの不安は多いが、逆に、孤独感や親子関係への不安はそれほど多くない。単身世帯が多いにもかかわらず後者の不安が多くない一因として、別居していても親子の信頼感が保たれていることがあるかもしれない。例えば、別居した子供は、心配事や悩みの相談相手（59%）、借金の相手（57%）として相当に頼りにされているからである。

さらに、5種類の不安それぞれについて、不安の有無に対する6属性の影響度を測定すると、経済的な貧しさと家族形態のそれが大きかった。前者は、不安の性格は様々であるが、それらの根っ子には経済問題の横たわることを示唆している。後者は高齢者の心身に与える家族の影響力の強さを物語っている。2世代夫婦形態で過ごす高齢者に不安が少なく、単身や壮年の未婚子と同居する高齢者は不安が多いのである。

といって、単身で過ごす高齢者が、子供と同居することを望むかと言えばそうでもない。例えば、身体機能が低下して介助が必要になった場合の住まいについて、自宅残留41人、施設・病院28人、子供宅5人という回答内訳であった。子供宅へ引っ越し越すと答えた5人は単身または夫婦のみ世帯の高齢者で、両形態の高齢者総数51人のシェアでみても1割でしかない。別居の子供を頼りにしながらも、老後に身を寄せようとまでは思っていない。親子同居という直系家族の居住規則は、実効性を失っていると考えて良いだろう。

なお、本論では、定住志向や老後不安に対する地域社会の影響度を検証しえなかった。その理由として、北と田歌集落は総じて似た集落であること、郵送の老後不安意識調査（2005美山）を回収率向上のために無記名で実施したので、定住志向を調べた2003年聞き取り調査結果との接合が直接にはできないという、調査設計のミスなどがある。

注

- 1) 2003年12月聞き取り調査は、農林水産政策研究所ライフスタイル・プロ&高齢者プロの一環として実施した共同調査である。調査員は、会田陽久・相川良彦・渡辺岳陽（農水政策研究所）、岩見良太郎・本城昇（埼玉大学）、秋津ミチ子（高畠共生塾）、高田知和（早稲田大学）、原珠里（中央農業総合研究センター）であった。また、2005年2月の郵送アンケート調査においては、中野貞一（北集落）、高野美好（田歌集落）両氏にご協力をいただいた。
- 2) なお、後者調査に関して北集落の場合、2005年2月時点での聞き取り調査世帯員60歳以上者は55人、うち4人は調査対応不能として除外、逆に聞き取り調査済世帯から3人を追加した。田歌集落の場合、同対象者は27人、うち4人は調査対応不能として除外、逆に聞き取り調査済世帯から2人を追加した。
- 3) 美山町及び北&田歌集落の概況については、「村おこしの取り組みと課題」、「美山町統計資料編」「有限会社かやぶきの里」など美山町編資料（冊子）と農業集落カードを参照した。
- 4) 京都大学の支払い地代は年2800万円である。地権者資格は地区内在住の分家・婚出者へも適用される。
- 5) 共有林の分譲は25区画（1区画500平方メートル）、10年契約、契約料10万円、年間利用料3万円である。また、松茸山の業者入札価格はピーク時には1000万円、近年80~90万円で、その20%が監視料として集落に支払われる。
- 6) 家族形態カテゴリーとして「その他」3戸があった。具体的には、夫婦と妹、世帯主と知人、老母と世帯主（女）である。本論では、前1戸を夫婦のみ、後2戸を単身へ吸収・合併して取り扱う。なお、聞き取り調査済世帯15戸は、家族形態別には、2世代夫婦2戸、夫婦と未婚子2戸、夫婦のみ4戸、単身5戸、不明2戸、また後継の有無別には、いる4戸（既婚3戸、転出2戸）、いない5戸、である。
- 7) 聞取り調査回答者の属性は、男41人、女19人、60歳以上41人、59~20歳19人である。

- 7) ちなみに、総理府統計局（2000）によれば、1999年度全国「二人以上の一般世帯」30~59歳における食料購入先は、生協購買8.1パーセント（全額ベース）であった。そして、購入先として「移動販売」という独立したカテゴリーは設けられていなかった。これから全国に比べて、美山町の食料購入先は、壮年世代において生協（当町ではAコープ中心）が、高齢世代において移動販売が、格段に多いと推測される。

参考文献

総務庁長官官房高齢社会対策室（1997）『高齢者の

- 生活と意識—第4回国際比較調査結果報告書一』。
- 総理府統計局(2000)『平成11年全国消費実態調査報告第2巻品目編その1全国』。
- 高田知和(2005)「高齢者の地域組織の参加—京都府美山町集落調査報告一」, 農林水産政策研究所編2005『高齢者が農業, 農村に果たす役割の影響分析』。
- 内閣府(2002)『高齢者の生活と意識—第5回国際比較調査結果報告書一』。

原(福与)珠里(2005)「農村における高齢女性のパーソナル・ネットワークに関する考察—京都府美山町の地域おこし活動に関与する女性を事例として—」『村落社会研究』第11巻第2号。

———(2005)「高齢者の社会的ネットワーク—京都府美山町集落調査の事例より—」, 農林水産政策研究所編2005『高齢者が農業, 農村に果たす役割の影響分析』。

(あいかわ・よしひこ 農林水産省農林水産政策研究所地域振興政策部社会構造研究室室長)

年金給付水準の低下が老後用貯蓄に及ぼす影響

浜田 浩児

はじめに

高齢化に伴う労働力減少が見込まれる中で、それを補う資本蓄積の原資となる貯蓄の役割は重要である。貯蓄の動向に関しては、今回の年金改革で導入されたマクロ経済スライドによって年金給付水準が低下し、老後生活に備えた老後用貯蓄の必要性が高まると見込まれる。しかし、老後用貯蓄は蓄積されたままではなく老後に取り崩されて消費されるのであり、年金給付水準の低下はこの貯蓄取崩しの必要性も高める。したがって、年金給付水準の低下が個人貯蓄に及ぼす影響は、それによる現役世代の貯蓄の増加と老後世代の貯蓄取崩しの増加のどちらが大きいかに依存する。

このような観点からの年金の個人貯蓄に対する影響は、地主(1977a, b)、深谷(1978)、浜田(1998a)等で分析されているが、年金給付水準が低下していく場合の影響までは分析されていない。そこで、本稿では、年金改革に伴う年金給付水準の低下が個人貯蓄に及ぼす影響について、年金給付水準の移行期間も含め、分析を行う。

以下、Iで、簡単な部分均衡的世代重複モデルによって、年金給付水準の低下で個人貯蓄率が上昇するか、低下するかを分ける条件等を求める。IIでは、それに基づいて、今後の年金給付水準の低下の個人貯蓄に対する影響を分析する。最後に、IIIで本稿の結論と課題を述べる。

I 年金の個人貯蓄に対する影響

1 各個人の貯蓄行動

以下では、生涯は現役期間と老後期間の2期間からなるものとし、貯蓄は老後用のもののみを考え、年金についても老齢年金のみを考慮する。

また、貯蓄は個人年金の形で行われ、寿命のリスクは回避されているものとする。したがって、代表的個人については寿命は確定とみなせる。また、物価や賃金の上昇にも不確実性がないものとする。

さらに、個人の効用は、一般的な生活水準に対する当該個人の消費の比率である相対的消費水準に依存するものとする。たとえば、一般的な生活水準の上昇にもかかわらず、数十年前の平均的な消費しかできなければ、かなりみじめな思いをすることになるであろう。ただし、個人の効用が物価でデフレートした実質消費に依存すると仮定しても結論は同様である(浜田(1998a))。

以上の前提の下で、加法分離性のある通時的効用関数を仮定すると、生涯効用 U は、

$$U = L_{at}u\left(\frac{c_{at}}{y_t}\right) + L_{\beta t+1}u\left(\frac{c_{\beta t+1}}{(1+g_{t+1})y_t}\right) / (1+\delta)$$

と表わせる。ここで、 t は時点、 L_{at} は現役期間、 $L_{\beta t+1}$ は老後期間、 c_{at} は現役期間の消費、 $c_{\beta t+1}$ は老後期間の消費、 y_t は賃金、 g_{t+1} は賃金上昇率、 δ は時間選好率である。また、 u は各期の効用関数であり、どの期も同じと仮定する。

さらに、 u を相対的危険回避度 R 一定と特定化すると、

$$\begin{cases} u(x) = \frac{1}{1-\gamma}(x^{1-\gamma}-1) & (\gamma \neq 1, \gamma > 0) \\ u(x) = \log x & (\gamma = 1) \end{cases}$$

となる。すなわち、 $R = -\frac{xu''}{u'} = \gamma$ で一定である。また、 $\lim_{\gamma \rightarrow 1^-} \frac{1}{1-\gamma}(x^{1-\gamma}-1) = \log x$ より、この効用関数は連続である。したがって、生涯効用関数は、

$$\begin{cases} U = L_{at} \frac{1}{1-\gamma} \left\{ \left(\frac{C_{at}}{y_t} \right)^{1-\gamma} - 1 \right\} \\ \quad + L_{\beta t+1} \frac{1}{1-\gamma} \left[\left\{ \frac{C_{\beta t+1}}{(1+g_{t+1})y_t} \right\}^{1-\gamma} - 1 \right] \\ \quad / (1+\delta) \quad (\gamma \neq 1, \gamma > 0) \\ U = L_{at} \log \frac{C_{at}}{y_t} + L_{\beta t+1} \log \left(\frac{C_{\beta t+1}}{(1+g_{t+1})y_t} \right) \\ \quad / (1+\delta) \quad (\gamma = 1) \end{cases}$$

[1]

となる。

一方、生涯における予算制約式は、

$$\begin{aligned} L_{at}C_{at} + L_{\beta t+1} \frac{C_{\beta t+1}}{1+i_{t+1}} &= L_{at}(1-p_t)y_t \\ &\quad + L_{\beta t+1} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} ay_t \end{aligned}$$

[2]

と表わせる。ここで、 i は利子率、 p_t は年金保険料率、 a は年金給付水準（年金額の賃金に対する比率）である。年金は賦課方式によってまかなわれるものとする（もし年金が賦課方式ではなく積立方式によってまかなわれるならば、前述のように寿命は確定とみなされるから、年金と個人貯蓄は同等になる。）。したがって、現役世代の老後世代に対する人口比率を $1+\pi_t$ とすると、 $p_t = \frac{a}{1+\pi_t}$ となる。これを [2] 式に代入すると、

$$\begin{aligned} L_{at}C_{at} + L_{\beta t+1} \frac{C_{\beta t+1}}{1+i_{t+1}} &= \left\{ L_{at} + \right. \\ &\quad \left(L_{\beta t+1} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right. \\ &\quad \left. - L_{at} \frac{1}{1+\pi_t} \right\} a y_t \end{aligned}$$

[3]

個人は、[3] 式を制約条件として生涯効用関数 [1] を最大化するから、

$$\begin{aligned} L &= U + \lambda \left[\left\{ L_{at} + \left(L_{\beta t+1} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right. \right. \right. \\ &\quad \left. \left. - L_{at} \frac{1}{1+\pi_t} \right) a \right\} y_t - \left(L_{at}C_{at} + L_{\beta t+1} \right. \\ &\quad \left. \times \frac{C_{\beta t+1}}{1+i_{t+1}} \right) \right] \end{aligned}$$

とすると、

$\gamma \neq 1, \gamma > 0$ のとき、

$$\begin{cases} \frac{\partial L}{\partial C_{at}} = L_{at} \left\{ \left(\frac{C_{at}}{y_t} \right)^{-\gamma} \frac{1}{y_t} - \lambda \right\} = 0 \\ \frac{\partial L}{\partial C_{\beta t+1}} = L_{\beta t+1} \left[\left\{ \frac{C_{\beta t+1}}{(1+g_{t+1})y_t} \right\}^{-\gamma} \frac{1}{y_t} \right. \\ \quad \times \frac{1}{1+g_{t+1}} \frac{1}{1+\delta} - \frac{\lambda}{1+i_{t+1}} \left. \right] = 0 \\ \therefore C_{\beta t+1} = (1+g_{t+1}) \left\{ \frac{1+i_{t+1}}{(1+g_{t+1})(1+\delta)} \right\}^{\frac{1}{\gamma}} C_{at} \end{cases}$$

$\gamma = 1$ のとき、

$$\begin{cases} \frac{\partial L}{\partial C_{at}} = L_{at} \left(\frac{1}{C_{at}} - \lambda \right) = 0 \\ \frac{\partial L}{\partial C_{\beta t+1}} = L_{\beta t+1} \left(\frac{1}{C_{\beta t+1}} \frac{1}{1+\delta} - \frac{\lambda}{1+i_{t+1}} \right) = 0 \\ \therefore C_{\beta t+1} = \frac{1+i_{t+1}}{1+\delta} C_{at} \end{cases}$$

したがって、

$$\begin{cases} C_{at} = y_t \left\{ l_{t+1} + \left(\frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} - \frac{l_{t+1}}{1+\pi_t} \right) a \right\} \\ \quad \times \frac{1}{h_{t+1}} / \left(\frac{l_{t+1}}{h_{t+1}} + \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right) \\ C_{\beta t+1} = y_t (1+g_{t+1}) \left\{ l_{t+1} + \left(\frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right. \right. \\ \quad \left. \left. - \frac{l_{t+1}}{1+\pi_t} \right) a \right\} / \left(\frac{l_{t+1}}{h_{t+1}} + \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right) \end{cases}$$

[4]

ここで、 $l_{t+1} = \frac{L_{at}}{L_{\beta t+1}}$ 、 $h_{t+1} = \left\{ \frac{1+i_{t+1}}{(1+g_{t+1})(1+\delta)} \right\}^{\frac{1}{\gamma}}$

である。すなわち、年金給付の現在価値から保険料を差し引いた年金純額を賃金に加えた生涯所得が、利子率や賃金上昇率などに応じて、現役期間と老後期間の消費に配分される。

2 年金給付水準の低下とマクロの個人貯蓄率の関係

t 期における現役世代の貯蓄 s_{at} 、老後世代の貯蓄 $s_{\beta t}$ は、[4] 式より、

$$\left\{ \begin{array}{l} s_{at} = (1-p_t)y_t - c_{at} = y_t \frac{1}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \\ \quad \times \left\{ 1 - \left(\frac{1}{h_{t+1}} + \frac{1}{1+\pi_t} \right) a \right\} \\ \quad / \left(\frac{1}{h_{t+1}} + \frac{1}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right) \\ s_{\beta t} = a y_t - c_{\beta t} = -y_t \left\{ 1 - \left(\frac{1}{h_t} + \frac{1}{1+\pi_{t-1}} \right) a \right\} \\ \quad / \left(\frac{1}{h_t} + \frac{1}{l_t} \frac{1+g_t}{1+i_t} \right) : y_{t-1}(1+g_t) = y_t \end{array} \right. [5]$$

となる。[5]式において、年金給付水準 a の係数は現役世代について負、老後世代について正であるから、年金給付水準の低下によって現役世代の貯蓄は増加するが、老後世代の貯蓄取崩しも増加するといえる。したがって、前者の効果のほうが大きければ（小さければ）、年金給付水準の低下でマクロの個人貯蓄率が上昇する（低下する）。

(1) 年金給付水準の移行期間中の個人貯蓄への影響

マクロ経済スライドによって年金給付水準は現在の 59.3% から 50.2% まで低下するが、これは徐々になされる¹⁾。この給付水準の移行期間中には、老後世代の年金給付水準の引下げが完了しないため、それによる老後世代の貯蓄取崩し増加の効果も部分的なものにとどまる。一方、現役世代は移行期間が過ぎてから年金を受給し、年金給付水準の引下げが完了しているため、それによる現役世代の貯蓄増加の効果も全て生じる。したがって、移行期間中は、年金給付水準の低下による現役世代の貯蓄増加の効果が老後世代の貯蓄取崩し増加の効果より大きく、年金給付水準の低下でマクロの個人貯蓄率が上昇する可能性が高い。

(2) 年金給付水準の移行期間後の個人貯蓄への影響

年金給付水準の移行期間後は、老後世代の年金給付水準の引下げも完了し、年金給付水準の低下が現役世代と同じになる。このため、[5]の 2 つの式からマクロの個人貯蓄率が求められる。

マクロの個人貯蓄率を SR_t とすると、

$$SR_t = \{(1+\pi_t)s_{at} + s_{\beta t}\} / \{(2+\pi_t)y_t\}$$

$$\begin{aligned} \therefore SR_t &= \left\{ \frac{1+\pi_t}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} / \left(\frac{1}{h_{t+1}} + \frac{1}{l_{t+1}} \right. \right. \\ &\quad \times \left. \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right) - 1 / \left(\frac{1}{h_t} + \frac{1}{l_t} \frac{1+g_t}{1+i_t} \right) \right\} \\ &\quad / (2+\pi_t) \\ &\quad - \left[\left\{ \frac{1+\pi_t}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} / \left(\frac{1}{h_{t+1}} + \frac{1}{l_{t+1}} \right. \right. \right. \\ &\quad \times \left. \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right) \} \left(\frac{1}{h_{t+1}} + \frac{1}{1+\pi_t} \right) \\ &\quad - \left\{ 1 / \left(\frac{1}{h_t} + \frac{1}{l_t} \frac{1+g_t}{1+i_t} \right) \right\} \\ &\quad \times \left. \left(\frac{1}{h_t} + \frac{1}{1+\pi_{t-1}} \right) \right] a / (2+\pi_t) \end{aligned} [6]$$

したがって、

$$\begin{aligned} \frac{1+\pi_t}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} &< \left\{ \left(\frac{1}{h_{t+1}} + \frac{1}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right) \right. \\ &\quad / \left(\frac{1}{h_{t+1}} + \frac{1}{1+\pi_t} \right) \} \\ &\quad / \left\{ \left(\frac{1}{h_t} + \frac{1}{l_t} \frac{1+g_t}{1+i_t} \right) \right. \\ &\quad / \left(\frac{1}{h_t} + \frac{1}{1+\pi_{t-1}} \right) \} \end{aligned} [7]$$

であれば、年金給付水準 a の低下による現役世代の貯蓄増加の効果を老後世代の貯蓄取崩し増加の効果が上回り、年金給付水準の低下でマクロの個人貯蓄率が低下する。

ここで、 $\frac{1+\pi_t}{l_{t+1}}$ は、1 歳当たり人口でみた現役世代の老後世代に対する比率であるから、グロスの人口増加率 (1+人口増加率) と考えられるので、[7]式の左辺は、グロスの経済成長率 (1+経済成長率) をグロスの利子率 (1+利子率) で割り引いたものとみなせる。また、[7]式の右辺は、

$$\begin{aligned} &\left\{ \left(\frac{1+\pi_t}{h_{t+1}} + \frac{1+\pi_t}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right) / \left(\frac{1+\pi_t}{h_{t+1}} + 1 \right) \right\} \\ &/ \left\{ \left(\frac{1+\pi_{t-1}}{h_t} + \frac{1+\pi_{t-1}}{l_t} \frac{1+g_t}{1+i_t} \right) / \left(\frac{1+\pi_{t-1}}{h_t} \right. \right. \\ &\quad \left. \left. + 1 \right) \right\} \\ &\doteq \frac{1+\pi_t}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} / \left(\frac{1+\pi_{t-1}}{l_t} \frac{1+g_t}{1+i_t} \right) \end{aligned}$$

と大まかには近似できるから、左辺の擬似的な前期比といえる。したがって、[7]式の条件は、グロスでの経済成長率の利子率に対する比率がその

擬似的な前期比より小さい場合に、年金給付水準の低下によってマクロの個人貯蓄率が低下すると解釈できる。

II 年金給付水準の低下による個人貯蓄率の変化

1 推計方法

以上の[5]式、[6]式に基づき、年金給付水準の低下による個人貯蓄率の変化を推計する。ただし、現実の年金制度は、賦課方式の性格が強いものの、若干の積立金が存在し、完全な賦課方式ではないため、 $p_t = a/(1+\pi_t)$ は成立しない。このため、[5]式は $1+\pi_t, 1+\pi_{t-1}$ を $a/p_t, a/p_{t-1}$ で置き換える、[6]式も、置き換えた[5]式に基づいて計算する。今後、高齢化で $1+\pi_t$ は低下するが、高齢化に対応して年金給付水準 a の引下げと保険率 p_t の引上げが行われることから a/p_t も低下するため、このような置換えをしても似た動きになる。

[6]式の各変数のうち、人口等については、基礎年金の被保険者の年齢範囲及び年金支給開始年齢についての原則に基づき、20歳から60歳までを現役、65歳以降を老後とし、「日本の将来推計人口(2002年1月推計)」に基づいて現役期間と老後期間の比率及び現役人口と老後人口の比率を推計した。ただし、現役世代はその中間年である40歳の者で代表し、それに合わせて、老後期間は25年後の65歳の平均余命で代表した。このように将来の期間も含めた計算が必要であるため、本稿の推計範囲は、「日本の将来推計人口」の対象とする2100年より手前の2060年頃までとなる。

賃金上昇率、利子率等については、「平成16年財政再計算」(厚生労働省)の経済前提(賃金上昇率2.1%、利子率3.2%等)により、老後期間の中間年と現役期間の中間年との間(約35年)について推計した。なお、時間選好率 δ 、相対的危険回避度 γ は浜田(1998a)に従い、それぞれ1.2%, 2.5とした²⁾。

また、年金、保険料については「平成16年財政再計算」に従い、基礎年金の保険料は国民年金の第1号被保険者のもの、年金額は標準的な年金

(6.5万円)のうち保険料によってまかなわれる部分(年金額の2分の1)を用いた。その際、現役世代はその中間年の年齢の者、老後世代は65歳に平均余命の半分を加えた年齢の者の値で代表した。厚生年金についても同様に推計したが、年金が現役時代の賃金に比例する仕組みになっているため、平均的な賃金(月収36万円、賞与年3.6ヵ月分)の者で代表した。ただし、厚生年金の保険料には、基礎年金をまかなう分も含まれているため、これを控除した。控除額の推計は、基礎年金の保険料に基づき、被扶養配偶者の分等も考慮して行った。また、厚生年金は、経過的に65歳未満でも支給されるが、この部分は保険料、年金給付から控除し、原則である65歳以上の年金を対象とした。

さらに、年金、保険料は、仮に給付水準を維持した場合についても、「平成16年財政再計算」に従い、上記の年金給付水準低下の標準ケースと同様に推計した。

以上の各変数の推計値に基づき、標準ケースと給付水準維持ケースの基礎年金、厚生年金について、[5]式から年金が現役世代の貯蓄と老後世代の貯蓄取崩しに及ぼす影響を推計し、それに基づいて年金がマクロの個人貯蓄率に及ぼす影響を推計した。次に、標準ケースの給付水準維持ケースとの差から、年金給付水準の低下による現役世代の貯蓄増加と老後世代の貯蓄取崩し増加を推計し、現役世代については平均手取り収入(月額39万円)、老後世代については夫婦の標準的な年金(23万円)で除して、それぞれの貯蓄率の変化を求めた。同様に、両ケースの差から、年金給付水準の低下によるマクロの個人貯蓄率の変化を推計した。さらに、各変数の推計値に基づいて[7]式の両辺を計算し、年金給付水準の低下でマクロの個人貯蓄率が低下する条件に該当するかを見た。

2 推計結果

(1) 基礎年金と個人貯蓄率

基礎年金の給付水準の低下による個人貯蓄率の変化を推計すると、表1のように、年金給付水準低下によって老後世代の貯蓄率の低下(貯蓄取崩

表1 基礎年金の給付水準の低下による個人貯蓄率の変化

年度	基礎年金の給付水準の低下 が個人貯蓄率に及ぼす影響			基礎年金のマクロ の貯蓄率への影響		グロスでの 経済成長率の 利子率に 対する比率	同比率の 擬似的前期比
	老後世代の 貯蓄率の変化 (%)	現役世代の 貯蓄率の変化 (%)	マクロの 貯蓄率の変化 (%)	給付水準低下 の標準ケース (%)	給付水準維持 のケース (%)		
2005	-0.1	1.1	0.9	-0.1	-1.0	1.05	0.88
2006	-0.2	1.1	0.9	0.0	-0.8	1.01	0.88
2007	-0.2	1.1	0.8	0.3	-0.5	0.97	0.88
2008	-0.3	1.1	0.7	0.4	-0.3	0.92	0.87
2009	-0.4	1.1	0.7	0.6	-0.1	0.89	0.87
2010	-0.5	1.2	0.6	0.7	0.0	0.87	0.87
2011	-0.5	1.2	0.6	0.7	0.1	0.85	0.86
2012	-0.6	1.2	0.5	0.8	0.3	0.82	0.86
2013	-0.7	1.2	0.5	1.0	0.6	0.78	0.86
2014	-0.8	1.2	0.4	1.2	0.8	0.76	0.86
2015	-0.9	1.2	0.3	1.3	0.9	0.74	0.86
2016	-1.0	1.3	0.3	1.4	1.1	0.72	0.86
2017	-1.1	1.3	0.2	1.4	1.2	0.71	0.86
2018	-1.2	1.3	0.2	1.4	1.3	0.70	0.86
2019	-1.3	1.3	0.1	1.5	1.4	0.69	0.87
2020	-1.4	1.3	0.1	1.5	1.4	0.68	0.87
2021	-1.5	1.3	0.1	1.6	1.5	0.68	0.88
2022	-1.6	1.4	0.0	1.6	1.6	0.68	0.88
2023	-1.7	1.4	-0.0	1.6	1.6	0.67	0.88
2024	-1.7	1.4	-0.0	1.6	1.6	0.67	0.88
2025	-1.7	1.4	-0.1	1.6	1.7	0.66	0.88
2026	-1.7	1.4	-0.1	1.7	1.7	0.66	0.88
2027	-1.7	1.4	-0.1	1.7	1.7	0.65	0.88
2028	-1.8	1.5	-0.1	1.7	1.8	0.65	0.88
2029	-1.8	1.5	-0.1	1.8	1.9	0.64	0.89
2030	-1.8	1.5	-0.1	1.9	2.0	0.63	0.89
2031	-1.9	1.5	-0.1	2.0	2.1	0.62	0.90
2032	-1.9	1.5	-0.2	2.1	2.3	0.61	0.90
2033	-1.9	1.5	-0.2	2.2	2.4	0.60	0.91
2034	-1.9	1.5	-0.2	2.3	2.5	0.59	0.92
2035	-2.0	1.5	-0.3	2.4	2.7	0.57	0.92
2040	-2.1	1.5	-0.4	2.9	3.3	0.52	0.94
2045	-2.3	1.5	-0.5	3.1	3.6	0.49	0.96
2050	-2.4	1.5	-0.6	3.3	3.9	0.47	0.98
2055	-2.5	1.5	-0.7	3.4	4.0	0.47	0.99
2060	-2.6	1.5	-0.7	3.4	4.1	0.47	1.00

- 注) 1) マクロの貯蓄率の変化=給付水準低下の標準ケース-給付水準維持のケース。
 2) 給付水準維持のケースで、マクロの貯蓄率は高齢化に伴い低下していくと見込まれる。しかし、本表のマクロの貯蓄率の変化にはこの低下は含まれない。マクロの貯蓄率の変化は、給付水準低下の標準ケースと給付水準維持のケースとの差であり、給付水準低下による影響の分のみを表すものである。
 3) 擬似的前期比は、本文の〔7〕式の右辺により計算。

しの増加)と現役世代の貯蓄率の上昇が見込まれる。

ただし、老後世代については、年金給付水準の引下げが2005年度から2023年度にかけて徐々になされるため、その影響も徐々に生じ、貯蓄率の低下は2005年度で0.1%にとどまる等、当初は小さい。一方、現役世代はこの移行期間が過ぎてから年金を受給し、年金給付水準の引下げが完了しているため、それによる貯蓄率の上昇は2005年度で1.1%であり、当初からかなりの大きさである。このため、移行期間中は、年金給付水準の低下による現役世代の貯蓄増加が老後世代の貯蓄取崩し増加より大きく、表1のように、年金給付水準の低下によりマクロの個人貯蓄率が上昇する。ただし、その上昇の程度は、年金給付水準の引下げが進むにつれて小さくなっている、2005年度の0.9%から2022年度にはほぼ0になると見込まれる。

こうした移行期間の経過後の2023年度以降は、老後世代の年金給付水準の低下が現役世代と同じになる。このため、表1のように、高齢化に伴いグロスでの経済成長率の利子率に対する比率がその擬似的な前期比([7]式の右辺)より小さく、かつ低下していくことに対応して、年金給付水準の低下によりマクロの個人貯蓄率が低下し、しかも低下の程度が2023年度の-0.0%から2060年度の-0.7%まで拡大していくと見込まれる。すなわち、高齢化で現役人口と老後人口の比率が現役期間と老後期間の比率よりも大幅に低下するため、前者を後者で除したものを要素とする[7]式の左辺も大きく低下していくと見込まれるが、その低下の速度はあまり変化しないため、この速度を要素とする[7]式の右辺は0.9前後(左辺の低下を反映して1より小さい)で大きな変動はないと見込まれる。したがって、今後[7]式の条件が成立し、しかも左辺と右辺の差が大きくなっているため、年金給付水準の移行期間経過後の長期では、年金給付水準の低下による現役世代の貯蓄増加の効果を老後世代の貯蓄取崩し増加の効果が上回って、年金給付水準の低下でマクロの個人貯蓄率が低下し、しかも低下の程度が拡大していくと

見込まれる。

なお、年金の存在自体がマクロの個人貯蓄率に及ぼす影響については、表1のように、給付水準維持ケースでは、グロスでの経済成長率の利子率に対する比率がその擬似的な前期比より大きい当初の間は個人貯蓄率引下げの効果、その後この比率が擬似的な前期比より小さくなると個人貯蓄率引上げの効果が見られる。これに対し、年金給付水準低下の標準ケースではこのような対応関係は見られず、ほぼ個人貯蓄率引上げの効果のみとなっている。これは、老後世代については年金給付水準の引下げが徐々になされるため、当初はそれによる貯蓄率の低下が小さいのに対し、現役世代はこの移行期間が過ぎてから年金を受給し、年金給付水準の引下げが完了しているため、それによる貯蓄率の上昇が当初からかなりの大きさであることによる。

ただし、以上の推計結果は、1で述べたように、基礎年金のうち保険料によってまかなわれる部分(年金額の2分の1)のみを考慮したものである。これは、基礎年金の残る2分の1をまかなう国庫負担の財源の特定が困難なため、これに対応する年金額を除いたものであるが、国庫負担の一部は所得税等の形で個人が負担しているから、基礎年金が個人貯蓄率に及ぼす影響は表1の推計値よりも大きいと思われる。

(2) 厚生年金と個人貯蓄率

厚生年金の給付水準の低下による個人貯蓄率の変化を推計すると、表2のように、年金給付水準低下によって老後世代の貯蓄率の低下(貯蓄取崩しの増加)と現役世代の貯蓄率の上昇が見込まれる。これは、表1の基礎年金の場合と同様である。

また、2005年度から2023年度にかけての年金給付水準の移行期間中は、給付水準の低下による現役世代の貯蓄増加が老後世代の貯蓄取崩し増加より大きく、年金給付水準の低下によりマクロの個人貯蓄率が上昇すると見込まれる点も、基礎年金の場合と同様である。ただし、移行期間の経過後も、しばらくはこの状態が続き、年金給付水準の低下によりマクロの個人貯蓄率が低下するようになるのは、2035年度以降と見込まれる。これ

表2 厚生年金の給付水準の低下による個人貯蓄率の変化

年度	厚生年金の給付水準の低下 が個人貯蓄率に及ぼす影響			厚生年金のマクロ の貯蓄率への影響		グロスでの 経済成長率の 利子率に 対する比率	同比率の 擬似的前期比
	老後世代の 貯蓄率の変化 (%)	現役世代の 貯蓄率の変化 (%)	マクロの 貯蓄率の変化 (%)	給付水準低下 の標準ケース (%)	給付水準維持 のケース (%)		
2005	-0.3	2.4	2.0	-1.1	-3.1	1.05	0.89
2006	-0.5	2.5	1.9	-0.8	-2.6	1.01	0.88
2007	-0.7	2.5	1.7	-0.1	-1.8	0.97	0.87
2008	-1.0	2.6	1.5	0.4	-1.1	0.92	0.87
2009	-1.2	2.6	1.3	0.9	-0.5	0.89	0.86
2010	-1.5	2.7	1.2	1.1	-0.2	0.87	0.85
2011	-1.7	2.8	1.1	1.1	0.0	0.85	0.84
2012	-1.9	2.8	1.0	1.6	0.6	0.82	0.84
2013	-2.1	2.9	0.9	2.1	1.3	0.78	0.84
2014	-2.4	3.0	0.7	2.6	1.9	0.76	0.83
2015	-2.6	3.0	0.6	3.0	2.3	0.74	0.83
2016	-2.8	3.1	0.5	3.2	2.7	0.72	0.83
2017	-3.0	3.2	0.4	3.3	2.9	0.71	0.83
2018	-3.2	3.3	0.3	3.5	3.2	0.70	0.83
2019	-3.4	3.3	0.2	3.6	3.4	0.69	0.83
2020	-3.6	3.4	0.2	3.8	3.6	0.68	0.83
2021	-3.8	3.5	0.1	3.8	3.7	0.68	0.83
2022	-4.0	3.5	0.0	3.9	3.8	0.68	0.83
2023	-4.2	3.6	0.0	3.9	3.9	0.67	0.83
2024	-4.1	3.7	0.0	4.1	4.1	0.67	0.83
2025	-4.1	3.8	0.1	4.4	4.3	0.66	0.84
2026	-4.1	3.8	0.1	4.5	4.4	0.66	0.84
2027	-4.1	3.9	0.1	4.7	4.6	0.65	0.84
2028	-4.1	4.0	0.2	4.9	4.8	0.65	0.84
2029	-4.1	4.1	0.2	5.4	5.2	0.64	0.85
2030	-4.1	4.2	0.2	5.7	5.6	0.63	0.85
2031	-4.2	4.2	0.1	6.2	6.0	0.62	0.86
2032	-4.3	4.3	0.1	6.6	6.4	0.61	0.87
2033	-4.4	4.4	0.1	7.0	6.9	0.60	0.87
2034	-4.5	4.5	0.0	7.3	7.3	0.59	0.87
2035	-4.6	4.6	-0.0	7.7	7.7	0.57	0.88
2040	-5.2	5.1	-0.4	9.3	9.6	0.52	0.89
2045	-5.8	5.4	-0.7	10.3	10.9	0.49	0.91
2050	-6.4	5.5	-1.0	10.9	11.9	0.47	0.93
2055	-7.1	5.5	-1.3	11.3	12.7	0.47	0.95
2060	-7.8	5.5	-1.7	11.4	13.1	0.47	0.97

- 注) 1) マクロの貯蓄率の変化=給付水準低下の標準ケース-給付水準維持のケース。
 2) 給付水準維持のケースで、マクロの貯蓄率は高齢化に伴い低下していくと見込まれる。しかし、本表のマクロの貯蓄率の変化にはこの低下は含まれない。マクロの貯蓄率の変化は、給付水準低下の標準ケースと給付水準維持のケースとの差であり、給付水準低下による影響の分のみを表すものである。
 3) 擬似的前期比は、本文の〔7〕式の右辺により計算。

は、厚生年金には65歳未満でも支給される経過措置があることの影響と考えられる³⁾。

III 結論と課題

年金改革に伴う年金給付水準の低下によって、老後用貯蓄の必要性が高まるため、現役世代の貯蓄が増加するが、その老後用貯蓄は老後に消費されるため、老後世代の貯蓄取崩しも増加する。したがって、年金給付水準の低下が個人貯蓄に及ぼす影響は、両者のどちらの効果が大きいかに依存する。

ただし、年金給付水準の引下げは徐々になされるため、その移行期間中は、それによる老後世代の貯蓄取崩し増加の効果も部分的なものにとどまる。一方、現役世代は移行期間が過ぎてから年金を受給し、年金給付水準の引下げが完了しているため、それによる現役世代の貯蓄増加の効果も全て生じる。したがって、移行期間中は、年金給付水準の低下による現役世代の貯蓄増加の効果が老後世代の貯蓄取崩し増加の効果より大きく、年金給付水準の低下でマクロの個人貯蓄率が上昇すると見込まれるが、上昇の程度は年金給付水準の引下げが進むにつれて小さくなっていく。

こうした移行期間の経過後は、老後世代の年金給付水準の低下が現役世代と同じになり、老後世代の貯蓄取崩し増加の効果も全て生じる。このため、高齢化に伴いグロスでの経済成長率の利子率に対する比率がその前期比より小さく、かつ低下していくことに対応して、年金給付水準の低下による現役世代の貯蓄増加の効果を老後世代の貯蓄取崩し増加の効果が上回って、年金給付水準の低下によりマクロの個人貯蓄率が低下し、しかも低下の程度が拡大していくと見込まれる。

このように、年金給付水準の低下には、当面の個人貯蓄率上昇と将来の個人貯蓄率低下の効果がある。これに、そもそも高齢化で個人貯蓄率が低下していくことを考え合わせると、年金給付水準の低下によって個人貯蓄率の変動が大きくなる。逆にいえば、年金制度には個人貯蓄率安定化の効果があるといえる⁴⁾。

ただし、本稿では、老後生活費は年金と個人貯蓄によってまかなわれると仮定したが、子が親の面倒をみるという私的扶養でまかなわれる面も一部あるため、年金が全て個人貯蓄と代替するのではない分、年金の個人貯蓄率に対する影響は小さくなる。さらに、年金給付水準の低下が高齢者の労働供給を促進して早期退職に備えた個人貯蓄を減少させる効果、貯蓄性向の高い高所得層から貯蓄性向の低い低所得層への所得再分配の減少を通じて個人貯蓄を増加させる効果等も、今後の検討課題である⁵⁾。

また、個人貯蓄に対しては、年金のような現金給付だけでなく、医療、介護等の現物給付も影響を及ぼす。医療、介護等のサービスに対するニーズは老後のほうが大きいから、それに備えた貯蓄が現役時代に必要となり、その貯蓄は老後に取り崩される。したがって、医療、介護等の現物給付によっても、現役世代の個人貯蓄の必要性が低下する一方で、老後世代の貯蓄取崩しの必要性も低下する。ただし、年金と異なり、老後世代で医療、介護等が必要になって貯蓄を取り崩すのは一部だけであるから、その現物給付による老後世代の貯蓄取崩し減少の効果は大きくないと考えられる。一方、老後に医療、介護等が必要になる者が一部だけであることから、それに備える意識を持って貯蓄を行う現役世代も一部にとどまり、現物給付による現役世代の貯蓄減少の効果が大きくない可能性もある⁶⁾。このため、両者のどちらの効果が大きいかをはじめ、医療、介護等の現物給付が個人貯蓄に及ぼす影響は、今後の重要な分析課題である。

注

- 1) マクロ経済スライドは、保険料水準を固定してその収入の範囲に給付水準を自動的に調整する仕組みであり、確定拠出の原理が反映されていると考えられる。しかし、マクロ経済スライドが行われるのは2023年度までであり、その後は賃金スライド(新規裁定者)がなされ年金給付水準が一定になることから、マクロ経済スライドは、確定給付から確定拠出への移行というよりも給付水準引下げの経過措置と考えられる。なお、今回の年金改革については、高山(2004),

堀(2005)が詳しい。

2) 浜田(1998a)では、多期間モデルにおいて、

$$\begin{aligned} \text{生涯効用} &= \left\{ \begin{array}{l} U = \sum_{t=0}^T \frac{1}{1-\gamma} \left[\left[c_t / \left\{ y_0 \prod_{k=0}^t (1+g_k) \right\} \right]^{1-\gamma} - 1 \right] / (1+\delta)^t \\ (\gamma \neq 1, \gamma > 0) \\ U = \sum_{t=0}^T \log \left(c_t / \left\{ y_0 \prod_{k=0}^t (1+g_k) \right\} \right) \\ / (1+\delta)^t \quad (\gamma = 1) \end{array} \right. \\ &\quad (T \text{ は生涯期間}) \end{aligned}$$

の生涯予算制約式 $\sum_{t=0}^T \left[c_t / \left\{ \prod_{k=0}^t (1+i_k) \right\} \right] = Y_0$
(Y_0 は生涯所得の現在価値)

の下での最大化から導出した

$$\begin{aligned} \log \left(\frac{c_t}{c_{t-1}} / (1+g_t) \right) &= \frac{1}{\gamma} \log \left(\frac{1+i_t}{1+g_t} \right) \\ &\quad - \frac{1}{\gamma} \log (1+\delta) \end{aligned}$$

を非線形最小二乗法で推定することにより、相対的危険回避度 γ と時間選好率 δ を求めた。なお、 k は意思決定を始める年齢(例えは20歳)から t 時点までの年数をます。データについては、消費と賃金は「国民経済計算」(経済企画庁)の家計最終消費支出と可処分所得を「人口推計月報」(総務庁)の総人口で割ったもの、利子率は「銀行局金融年報」(大蔵省)の生命保険会社の資産運用利回りを用いた。また、推定期間は、「国民経済計算」の計数の増加率が得られる1956年度から、1994年度までである。

相対的危険回避度については、Szpiro(1986b)において保険需要に基づく推定が各國に關して行われているが、その中で日本の推定値は2.8程度となっており、浜田(1998a)の推定結果に近い。時間選好率については、さまざまに想定されており、Auerbach, Kotlikoff(1987)には実証結果は乏しいと述べられている。

3) 本稿の推計では、経過的に65歳未満で支給される年金給付を除いているが、それに対応する保険料も除いているため、経過措置の影響を受ける。

4) 年金制度による個人貯蓄率安定化の効果は、移行期間経過後の長期でも成り立つ。 $[6]$ 式から、マクロの個人貯蓄率 SR_t を現役人口と老後人口の比率 $1+\pi_t$ で微分すると、

$$\begin{aligned} \frac{\partial SR_t}{\partial (1+\pi_t)} &= \left\{ \frac{1}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} / \left(\frac{1}{h_{t+1}} \right. \right. \\ &\quad \left. \left. + \frac{1}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right) \right. \\ &\quad \left. + 1 / \left(\frac{1}{h_t} + \frac{1}{l_t} \frac{1+g_t}{1+i_t} \right) \right\} / (2+\pi_t)^2 \\ &\quad + \left[\left\{ \frac{1+\pi_t}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} / \left(\frac{1}{h_{t+1}} \right. \right. \right. \\ &\quad \left. \left. \left. + \frac{1}{l_{t+1}} \frac{1+g_{t+1}}{1+i_{t+1}} \right) \right] \right\} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\times \left(\frac{1}{1+\pi_t} - \frac{1}{1+\pi_t} \frac{1}{h_{t+1}} \right) \\ &- \left\{ 1 / \left(\frac{1}{h_t} + \frac{1}{l_t} \frac{1+g_t}{1+i_t} \right) \right\} \\ &\times \left(\frac{1}{h_t} \frac{1}{1+\pi_{t-1}} \right) \Big] a / (2+\pi_t)^2 \end{aligned}$$

となる。この式の $[]$ 内は $[6]$ 式の $[]$ 内より小さく、かつ、II 2で述べたように高齢化の下で $[7]$ 式の条件が成立して $[6]$ 式の $[]$ 内は負になる。したがって、上式の $[]$ 内も負になるから、年金制度は、高齢化($1+\pi_t$ の低下)による個人貯蓄率の低下幅を小さくする。

5) もちろん、本稿の推計結果は将来についてのさまざまな前提に依存する。たとえば、利子率と賃金上昇率の差が本稿の前提より小さければ、グロスでの経済成長率の利子率に対する比率が大きくなるから、年金給付水準低下による個人貯蓄率低下の程度が小さくなる。

6) 浜田(1998b)によれば、介護用貯蓄を行っている現役世代の割合は少なく、要介護状態の発生率とあまり変わらない。そうであれば、介護給付による現役世代の貯蓄減少の効果も老後世代の貯蓄取崩し減少の効果と同様にあまり大きくはないため、介護保険によって個人貯蓄が減少するとは必ずしもいえない。

参考文献

- 岩本康志・加藤竜太・日高政浩(1991)「人口高齢化と公的年金」『季刊社会保障研究』Vol. 27, No. 3。
- 国立社会保障・人口問題研究所(2002)『日本の将来推計人口』、厚生統計協会。
- 酒井泰弘(1982)『不確実性の経済学』、有斐閣。
- 地主重美(1977a)「社会保障と個人貯蓄」『季刊社会保障研究』Vol. 12, No. 4。
- (1977b)「動態的ライフサイクル貯蓄と社会保障」『季刊社会保障研究』Vol. 13, No. 2。
- 高山憲之(2004)『信頼と安心の年金改革』、東洋経済新報社。
- 深谷昌弘(1978)「社会保障と個人貯蓄率」『季刊社会保障研究』Vol. 13, No. 2。
- 堀 勝洋(2005)『年金の誤解』、東洋経済新報社。
- ホリオカ、チャールズ・ユウジ・春日教測・山崎勝代・渡部和孝(1996)「高齢者の貯蓄行動」高山憲之・ホリオカ、チャールズ・ユウジ・太田清編著『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』、日本評論社。
- 浜田浩児(1998a)「公的年金と老後用貯蓄—公的年金は今後の個人貯蓄率の低下を緩和する」チャールズ・ユウジ・ホリオカ、浜田浩児編著『日米家計の貯蓄行動』、日本評論社。
- (1998b)「公的介護保険と介護用貯蓄」チャールズ・ユウジ・ホリオカ、浜田浩児編著『日米家計の貯蓄行動』、日本評論社。

Auerbach, Alan, and Kotlikoff, Laurence (1987)
"Dynamic fiscal policy," Cambridge University
Press, pp. 50-51.
Szpiro, George G. 1986 a "Measuring risk aver-
sion: an alternative approach", Review of

Economics and Statistics, Vol. 68.
Szpiro, George G. 1986 b "Relative risk aversion
around the world," Economics Letters, Vol. 20.
(はまだ・こうじ 財団法人家計経済研究所
研究部長)

福祉と政治不満とニューシニア

神 江 伸 介

I はじめに

日本人の長寿化・社会の高齢化は、人々、特に高齢者の政治意識・投票行動に大きな変化をもたらした。政治行動における政治老年学の分野では、この長寿化の時期にまさに焦点を絞るかのように長期的なデータも整い始めた。本稿では「明るい選挙推進協会」¹⁾の1976年から2001年の衆・参院選のデータを使う。そして、1976-1989年を第I期データとし、1990-2001年を第II期とし、年度ごとの違いばかりではなく二つの時期の比較分析が出来るようにデータをプール²⁾して使う。題で言う「福祉」とは、考慮争点³⁾中で選ばれた「福祉⁴⁾」を表している。本稿では、高齢者の中でも、私が「ニューシニア⁵⁾」と呼んでいる最近の前期高齢者に着目し、その他の年齢層との比較に基づいて、福祉意識への高齢化の影響を検討する。本論文と本特集の「老後の不安」との関係は、これを引き起こす独立変数を考察するのではなく、不安自身が独立変数となってこれを解消しようとする福祉運動=従属変数に転化することと、更に不安自身と類似するがその対象・方向が異なり政治的な力を秘めている政治不満を扱う。

本稿で使用する特殊な用語を説明しておく。「超高齢型政治意識⁶⁾」とは、一般的に後期高齢者の持つ政治意識のことを指すが、一種の概念装置であって、必ずしも曆年齢に正確に対応するものではない。本稿では、争点意識に関し福祉(高)に言及した。

ここ25年の間に男女の福祉意識の発展において女性は全体として民主化の方向に大きく一步を

踏み出した。ここに言う民主化とは、学歴、性別、年齢等の社会経済的地位上の違いが最小限になり同じ立場で福祉争点に取り組むことを言う。男性も発展してはいるが、福祉問題については60歳代以上が反応したという偏りが見られる。この男女差の背景、男女ともに民主化の方向に歩む方途について考察をする。

本稿の展開では、まず、福祉单一(多数回答の中の一つ)の争点を取り上げ、第I期、第II期の間の変化と性・学歴・年齢による影響を検討する。男女を問わないニューシニアへの福祉問題への関心の集中と、それより若い年齢層における男女の差が対比される。

第二に、福祉を含む・含まない争点群の特徴と、生活・政治満足との関係、その他の変数を投入した福祉との総合的な回帰分析を行なう。

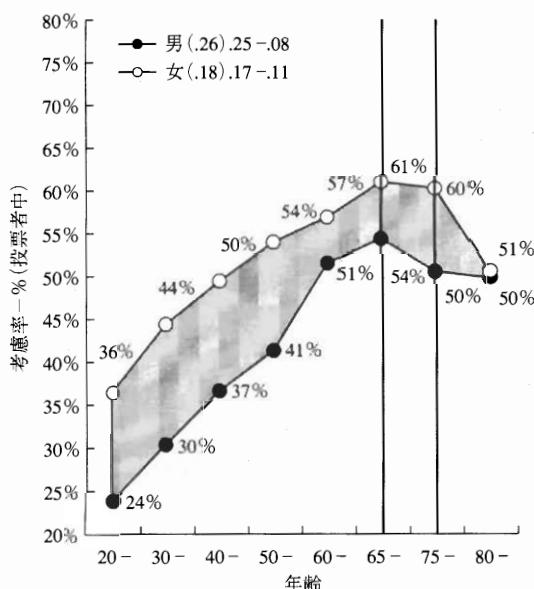
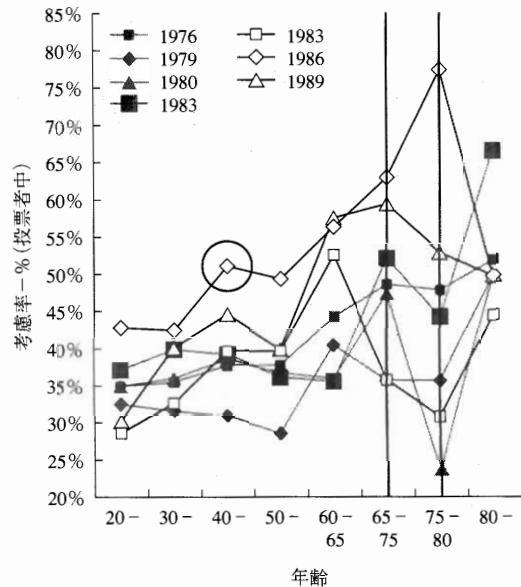
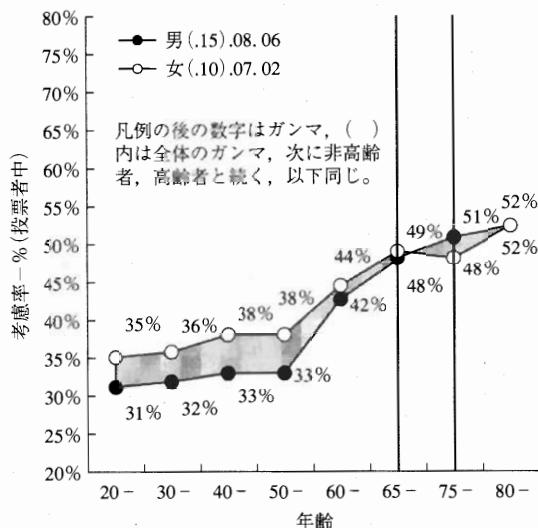
II 福祉と性別

1 ここ25年間の変化

ここでは、まず福祉争点単独に焦点を当て、ニューシニアの最大の関心事でありしかも男女⁷⁾差があるということを論ずる。

第I期を示す図1⁸⁾には、スタート時点で女性が男性に対して4ポイントの差があるものの、一貫して男女差はそれほど大きくなことが示される。福祉への関心は、60歳になると男女ともに増え始め、65歳高齢者進入値⁹⁾ではほぼシーリング¹⁰⁾に到達している。進入値48%, 49%である。

第II期を示す図2では、既にスタート時点で女性は男性に対して12ポイントの差をつけており、



50歳までその差は詰まらず、60歳になって6ポイント＝半分にまで男性が追いつく様子が示されている。進入値男性=54%，女性=61%である。ここでも65歳がシーリングである。75歳の時点で、男性は女性に10ポイント離されるが、結局女性が福祉考慮率を下げる形で男女の関心の程度

が一致してゆく。

第II期において注目されるのは、女性の全般的な底上げと男性非高齢者のラグである。男性は第I期から第II期へと進む際に50歳以下の多く人々を置いてきて、その結果第II期は世代間対立¹¹⁾へ進んだといえる。さらに、男女とも65歳の地点で頂点に達し、前期高齢期の間はほぼ同じ関心レベルを維持し、後期高齢期の80歳時点になると女性が約10%下げるという形で一致するというパターンにも注目できる。

2 いつから男女差が出るのか？——解剖学

次に、各時期区分のデータを調査年度別にグラフ化して見てみよう。

20歳代のスタート時点は第I期（図3）では大体30-40%強の枠内に収まっているのに対して、第II期（図4）では50%弱から25%強と、25ポイントも幅がある。30-40歳代では、第I期において1986年において福祉争点の高まりが見られる。86年（国民全体での福祉考慮率42%）は、介護を施設型から在宅型に転換するための作業が始まる一方で、基礎年金が導入され、サラリーマンの妻も含め国民全員の年金加入が始まった年である。

他方、第II期では、1990～1993年においては30歳代の女性の関心は40%前後の値に収まっているが、1995～2000年では30～50歳代の女性の関心は50%から60%台の間に位置している。1989年のゴールドプラン（1990年に影響）、94年の新ゴールドプランと1999年のゴールドプラン21という政府の福祉政策の発展が、関心の高まりに着

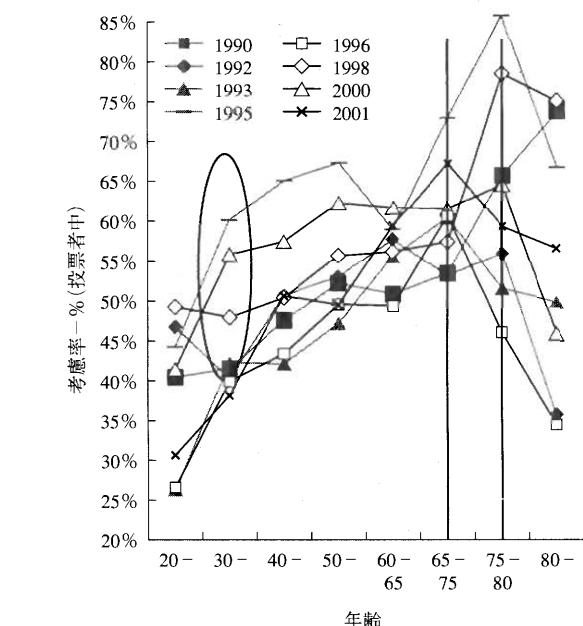


図4 福祉と女性一年次グラフ 第II期

実に反映されている。2001年以降の30歳～50歳代の女性の間では、概して福祉への関心は和らいでいる。介護保険が導入される前とされた後での違いが反映されていると言えよう。

III 福祉争点の民主化の傾向

本節では、福祉争点考慮の変動を年齢¹²⁾と学歴¹³⁾の観点から分析する。明推協は、福祉を含む11の争点の調査を行っている（物価・景気、福祉、税金、政治倫理関係、行政改革、教育、公害・環境、農業対策、中小企業、安保、憲法）。年度によってワーディングが違ったりしているが、11個の争点が、16回の参院・衆院選挙の殆どにわたって調査されている。学歴、世代、年齢分析を通じて、これらの争点は、現実政治型・加齢型・エリート型・民主型のパターン¹⁴⁾に分類することができる。例えば、物価・景気系、税金系の争点は、多くの国民が関与する民主型に分類できる。本稿のテーマである福祉争点は、学歴では福祉言及には差がなく、年齢による利害の違いを反映した加齢型に分類され、まだ全国民的な民主型争点に育っているとはいえない。しかし、図5,6で明らかなように、第I期から第II期にかけて顕著なパターンの変化が見られる。

両図の左半分の棒グラフからは、第I期では男

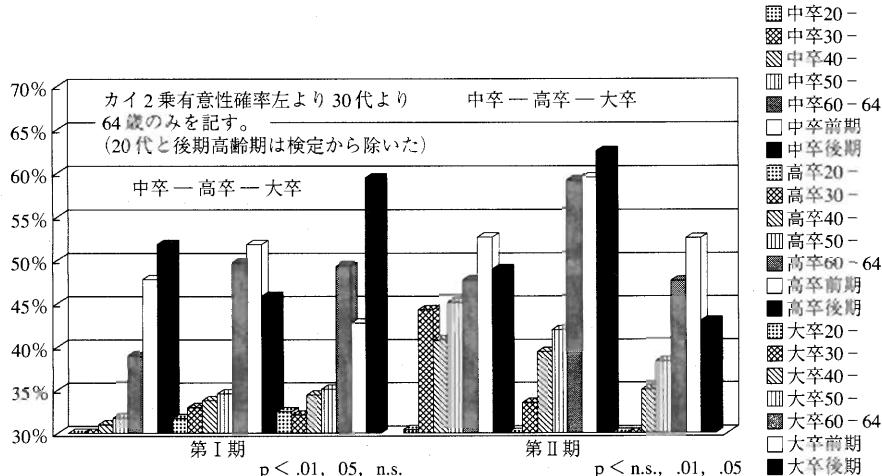


図5 福祉系一男性

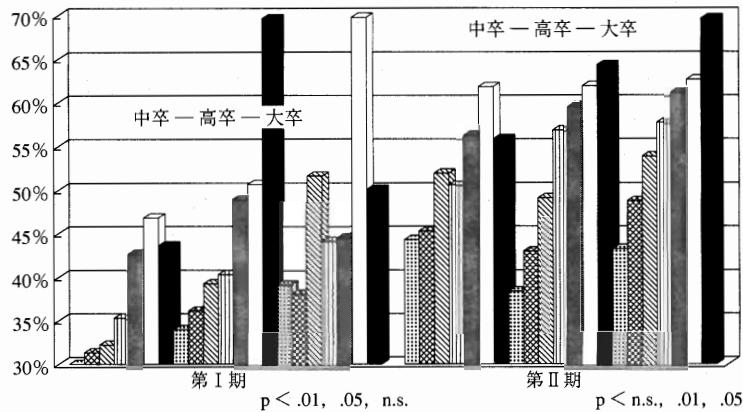


図6 福祉系一女性

女とも向老期(60-64歳)以降に関心を高めていることが分かる(加齢型)。しかし、右半分の棒グラフ(第II期)では、加齢型の傾向を保ちつつも、民主型への限定的な移行が見られる。性別に分けてみると、男性は中卒のみが民主型の傾向を見せるが、女性では中卒・大卒の双方に民主型に向かう指向性が見えている。女性高卒部分も有意性は残っているが50歳代以上に限ってみると、男性は60歳代からやっと民主化しているのに比べて既に民主型になっているのである。

IV 福祉とペアとなる変数群と独立した変数群

本節では、争点に関する回答の中で、福祉争点とその他の争点との組み合わせを見ることで、女性の間では、福祉については、ニューシニアだけではなく全年齢層に関心が広まっていることを指摘する。明推協の争点調査では、福祉は他の10争点とともに1つ以上の多数回答を形成する。そこで、福祉をキーワードにして、回答が福祉を含む場合(正確には福祉胎動-膨張-収斂争点群¹⁵⁾と呼ぶ)と、福祉を含まない場合(非福祉争点群)とに分けた。すなわち、福祉(胎動・収斂)-福祉を含む11個全ての争点(膨張)を含む場合と、福祉をまったく含まない10個の争点で回答が構成される場合を区別する。この区別によって、福祉に重点を置きつつ¹⁶⁾その他の争点全般を考慮しているか否かを見ることができる。

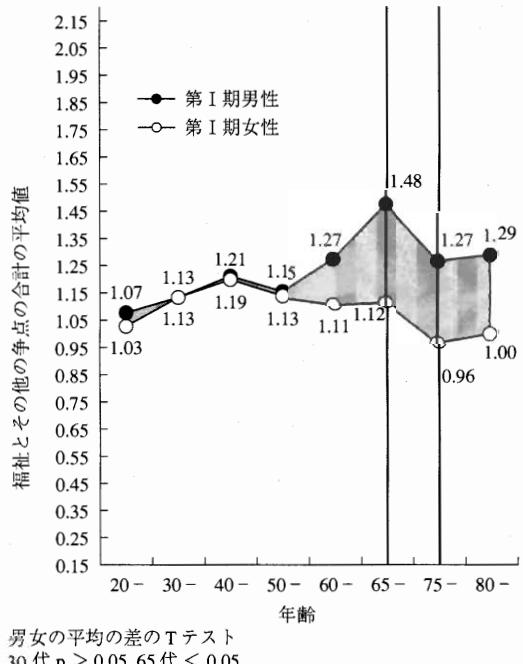
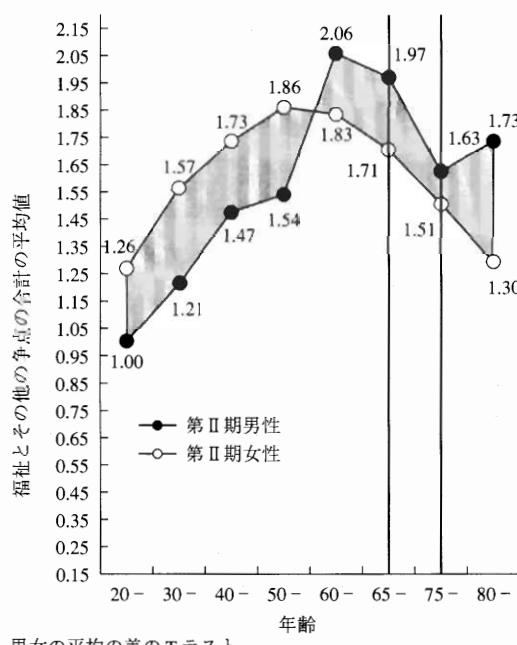


図7 福祉争点群と性別 第I期

時期毎の男性女性の福祉単一争点ではなく、福祉と同時にあげられた争点を加えた値の性別毎の平均値を示したものが、図7,8である¹⁷⁾。図9,10では、福祉を含まない争点群の性別毎の平均値をグラフ化した。さらに、表1、表2においては、福祉だけを考慮する者から福祉を含む11争点を挙げた者までを、10歳単位に分解して度



男女の平均の差のTテスト
30代 p < 0.05 65代 < 0.05

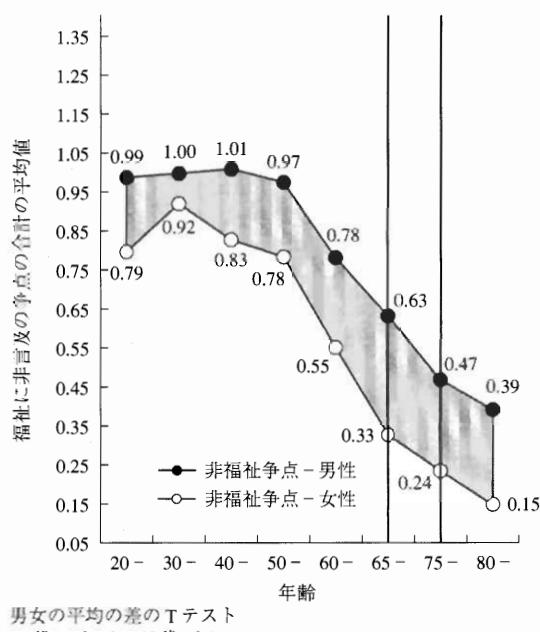
図8 福祉争点群と性別 第II期

数%を示した。このデータによって、グラフで示したことの再確認をし、若年期の福祉胎動期と超高齢期の福祉収斂というパターンの顕著な違いを見ることができる。

1 福祉と他の争点との関係

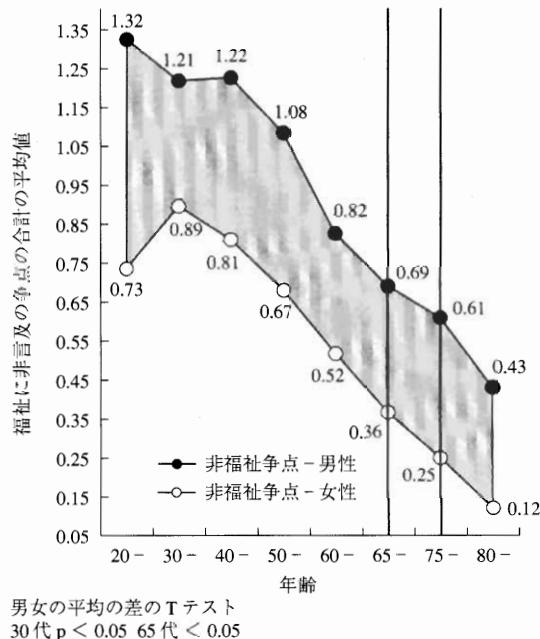
(1) 二つの時期のグラフの違い

図7,8のグラフは歴史的な時代の変化を表している。図7のグラフは第I期で1976-89年までを一つにまとめた図である。50歳まででは性別における違いは見られない。50歳を超えると、男性に福祉争点群の増加が見られるが、女性では変化がない。全体としては福祉争点の増減は平板といえ、福祉がそれほど争点化していなかったことを示す。図8(第II期)では、事態は一変し、全体としての争点の累積と、争点の若年齢化が進んでいく。性別に関しては、男性が女性と比較して若年齢化の傾向が弱く、高齢期に入る直前の向老期で最高の値を示して女性を追い抜き、それからなだらかな関心の衰退を示す。女性については、



男女の平均の差のTテスト
30代 p < 0.05 65代 < 0.05

図9 非福祉争点群と性別 第I期



男女の平均の差のTテスト
30代 p < 0.05 65代 < 0.05

図10 非福祉争点群と性別 第II期

50歳の中年期の地点で、第I期の1.15と比較して、第II期では1.86と、大幅な争点関心の増加が見られる。その関心の高さは、若年層は30歳代から高年層は75歳代まで全体値を引っ張りあげている。

そこでは、高齢者になるにしたがって様々な面で社会的な援助を求めるようになるが、特に福祉を求めるように収斂してゆくパターンが見られる。

まず、成人直後の社会生活未熟期には争点の膨張へ向かう胎動傾向が見られ、中年期においては様々な社会生活の結果、福祉を含んで争点が多元化し、高齢化に従って争点が福祉へと収斂していくというのだ。この傾向は、超高齢型政治意識の一つとして「福祉(高)」と表せる。

(2) 第II期の女性

これが最も理想的な形で現れているのは第II期の女性である。図8では、福祉(高)を示す高齢者を囲んで福祉膨張を示す中年の人々に取り囲まれた布陣を示す。それに対し、第II期男性では、向老期から急に福祉膨張状況が見られ、高齢期に入ると同時に女性レベルへ落ちてゆく。

福祉収斂の仮説から言うと、同図の女性の右端が収斂し、特に80歳代の高齢者の福祉収斂では福祉と2争点までで91%（表2）である。しかし、男性は50歳まで非福祉争点と関係を持つ割合が異常に高い。福祉のニーズを訴える男性高齢者は孤立しているといえよう。

(3) 非福祉争点群から見た性差

非福祉争点群の回答分布を示す図9,10からは、以下の点が明らかになる。

第一に、男女の非福祉の政策関心の相違が顕著である。第I期・第II期とも、全年齢層にわたって男性が上回っている。男女の政治知識の一般的な違いが反映されている。

第二に、どちらの図も右肩下がりであり男女とも加齢とともに福祉へと争点考慮が収斂していくのがわかる。若年層では、両時期とも女性が20歳代で低く30歳で一度頂点に上り、すぐ右肩下がりをはじめる。男性の方は、右肩下がりをするが20歳から50歳まで非福祉争点群に関心が強く女性より0.32から0.59程度の差をもち続ける

(第II期)。

2 女性の福祉争点群の分解

グラフ度数%を分解した表1,2によると、女性の場合若年層になるほど福祉単一の割合が下がってゆき、その逆に高齢期になるほど福祉単一の割合が増えてゆくという関係が見られる。高齢期内部において「福祉のみ」が、第I期では、前期高齢期で26%だったものが、75歳代の後期高齢期で39%，80歳代の超高齢期では同じく39%と「福祉のみ」への移動と収斂が見られる。前期高

表1 女性の福祉争点群度数% 第I期

年齢	20-	30-	40-	50-	60-	65-	75-	80-
福祉のみ	10%	8	11	11	18	26	39	39
福祉+1争点	35	28	27	33	44	41	33	43
福祉+2争点	29	32	32	29	23	22	20	7
福祉+3争点	13	18	14	13	9	7	6	7
福祉+4争点	9	8	8	6	3	2	2	4
福祉+5争点	1	4	4	3	2	1	0	0
福祉+6争点	1	2	2	1	0	0	0	0
福祉+7争点	0	1	1	1	0	0	0	0
福祉+8争点	1	0	1	1	1	0	0	0
福祉+9争点	1	0	1	1	0	0	0	0
福祉+10争点	0	0	0	1	0	0	0	0

表2 女性の福祉争点群度数% 第II期

年齢	20-	30-	40-	50-	60-	65-	75-	80-
福祉のみ	13%	5	10	8	13	18	24	25
福祉+1争点	29	27	24	28	29	35	42	39
福祉+2争点	29	31	27	31	29	25	21	27
福祉+3争点	14	18	17	15	11	12	6	4
福祉+4争点	7	9	10	8	8	6	3	4
福祉+5争点	5	4	5	6	5	2	2	1
福祉+6争点	3	2	2	2	1	1	2	0
福祉+7争点	1	1	2	1	2	0	1	0
福祉+8争点	0	2	1	1	0	0	1	0
福祉+9争点	0	0	0	0	1	0	0	0
福祉+10争点	1	1	1	2	1	1	0	0

齢期と超高齢期との差は 13 ポイントである。

第 II 期では、65 歳代が 18%，75 歳代が 24%，80 歳代が 25% と、前期高齢期と後期・超高齢期との差が 7 ポイントとこの収斂傾向は和らいでいる。

いずれにしても、男性が福祉争点を利害当事者（前期高齢者）が中心となって騒ぐという孤立した形をしているのに対して、女性の福祉に対する布陣は、高齢者だけでなく若い世代をも含み、他の争点も一緒に福祉に対する高い関心を維持している。また、従来の後期高齢期の女性たちの要望といえば福祉中心であったが、最近の高齢者は福祉だけでなく、景気、税金等、他争点も含めて多元的な要求をもつようになってきたといえる。

V 生活満足／不満と政治満足／不満

以下、生活満足（図 11, 12）、政治満足（図 13, 14）¹⁸⁾の性別・年齢別のデータをグラフ化した。

生活満足／不満度のグラフ（図 11, 12）で見ると、第一に、第 I 期では、男女とも、若年期に生活満足感が低く、40 歳ごろの中年期に満足感が上がり始め、それから一生不可逆的に上がっていき¹⁹⁾。シーリングは 3.02（第 I 期女性）のところにあり男性がそれを追っている。第 II 期では、男女とも若年期における生活満足感に高まりが見られ、中年期に衰退し、高齢化とともに満足感が回復していくという V 字型を描く。第二に、第 I 期・第 II 期双方において、女性が男性より常に満足感が高い。第三に、第 I 期男性の方が若年期に満足感が相当低かったが、第 II 期になるとその程度は改善している。第四に、40 歳から 65 歳までの間において、男性は第 I 期と第 II 期で余り変わらないのだが、女性においては中年後期の満足感へ向かう動きを遅らせる力が働いた。50 歳で 2.74 → 2.63, 60 歳で 2.80 → 2.69 と同じ程度にダウンしている。

政治満足／不満度の一般的な特徴は、第一に、生活満足に比べて男女の平均値が相当接近しているという点にある。図 13, 14 によると、生活満足

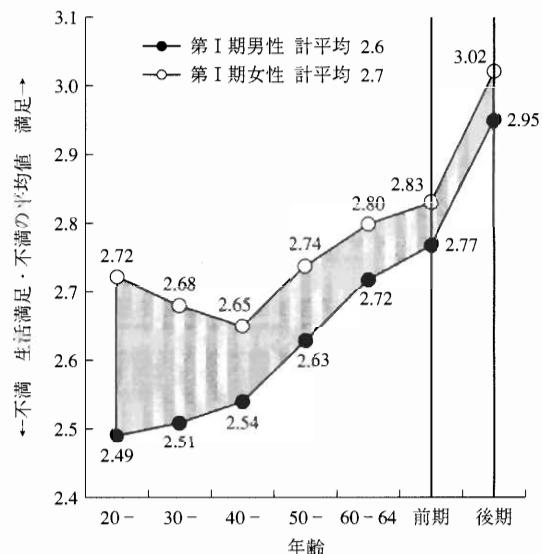


図 11 生活満足/不満と性別・年齢 第 I 期

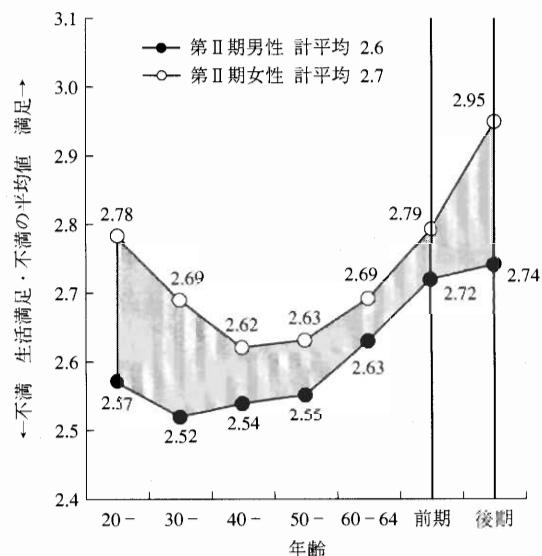


図 12 生活満足/不満と性別・年齢 第 II 期

で見るような若年期の懸隔はないし、高齢期での生活満足感が特に女性に高いということもない。政治という同じ環境からの刺激に反応はほぼ同じである。第二に、若年期のプラトーンな政治不満状態は 30 歳代前後に転換し、満足方向へ向かう。第三に、加齢に伴う政治満足化の程度に男女差がある。第 I 期では、女性は 20 歳から 30 歳に

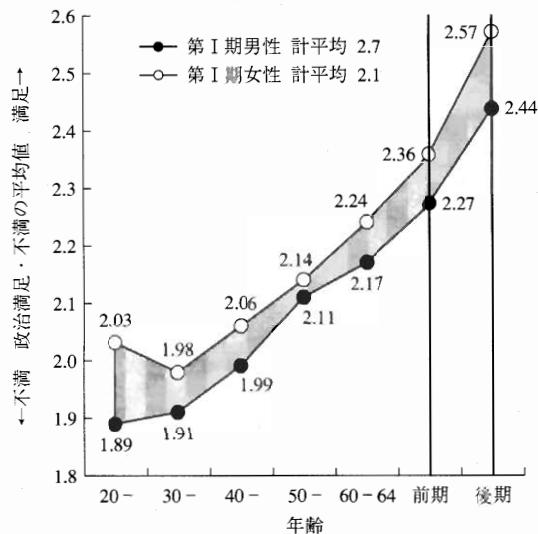


図13 政治満足/不満と性別・年齢 第Ⅰ期

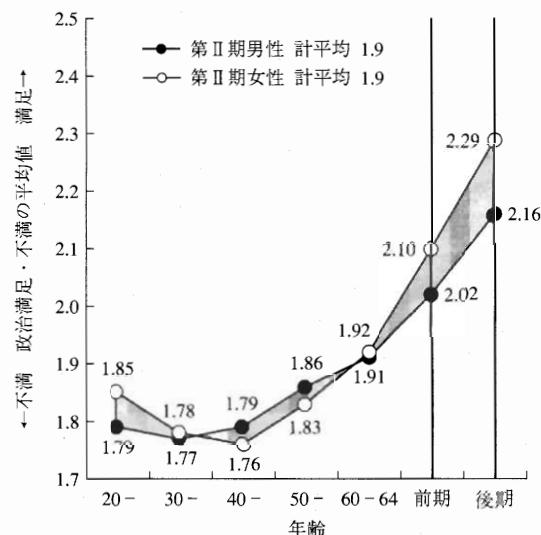


図14 政治満足/不満と性別・年齢 第Ⅱ期

かけて不満方向へ戻り、それから満足化を見せるが、満足度は常に男性より高い。第Ⅱ期では、女性の政治不満傾向は40歳代まで止まらない。

そこで、考慮争点福祉と相関係数を取ってみたら政治満足・不満の方が生活満足・不満より影響が大きかったため、次節の総合的な相関でも政治満足・不満を取り上げる。

VI 総合的な相関(自前²⁰⁾、政治不満、学歴、性、年齢別)

以下、表3に基づいて解説する。①から⑯までと①'から⑯'までの記号は図表中の番号である。解説順は今度は女性からとする。

1 性別世代間コホート

(1) 女性：福祉争点群—①—①'の第Ⅰ期20歳から29歳までの女性のコホートでは、民主化の方向に従って30歳代の学歴の影響は消えている。女性労働者の増加によって自前意識が追加される。政治満足は引き継がれる。更に、第Ⅰ期で30から49歳の集団にいた一部が第Ⅱ期の50から74歳の集団に排出される(②—②')。しかし、その移動集団の特性は移動先の集団の特性により希釈(つまり政治に満足なものも福祉等に言及する)され、学歴以外の特性は出せない。後期高齢期になると満足なものが福祉に言及しなくなるのにしたがって再び政治満足が有効となる(③')。

非福祉争点群—⑥—⑥'の学歴は第Ⅰ期の⑥の30から49歳にあったが⑥'でも依然強い。自前意識は依然強く⑤'では符号が入れ替わって非自前の主張がつよくなっている。政治満足の効果は第Ⅱ期には引き継がれない。第Ⅱ期50-74歳の学歴と自前意識は第Ⅰ期の先行グループでも強かつたので第Ⅱ期でも引き継がれる(⑥—⑥')。

(2) 男性：福祉争点群—⑨—⑨'の第Ⅰ期男性グループであるが、学歴や、政治満足の強い係数値も、第Ⅱ期⑨'できれいに消えている。

非福祉争点群—⑬—⑬'の学歴が現れ、自前意識の残存により加齢型争点以外のパターンがはっきりと残っていることを示す。しかも、⑭'に、第Ⅰ期で見られなかった政治満足が顕われた。

2 世代間合意・対立の内容

一般に福祉胎動期の若年期には争点関心も低く普通に反応する要因にも反応しないので現在の20歳代の無反応状態は仕方がない。それ以上の世代の間で不整合な反応があると重大な問題であ

表3 政治満足・学歴・自前意識の福祉争点群・非福祉争点群¹⁾に対する回帰分析

従属変数	福祉争点群				非福祉争点群			
年齢と独立変数	第I期女性	第II期女性	第I期男性	第II期男性	第I期女性	第II期女性	第I期男性	第II期男性
20-29 R ²	0.08	0.01	0.07	0.03	0.02	0	0.01	0.01
学歴 自前1-非高齢者 政治満足	① ²⁾ ** 0.21 ③) * -0.16	④' ** -0.24	⑨ * 0.15 ** -0.24	⑫' ** 0.12 * 0.09	⑤ ** 0.12 * 0.09	⑧' * 0.08	⑬ * 0.08	⑯'
30-49 R ²	0.08	0.04	0.01	0.12	0.01	0.01	0.01	0.02
学歴 自前1 政治満足	② ** 0.21 * -0.17	①' ** 0.11 ** -0.14	⑩ ** 0.11	⑨' ** 0.10	⑥ ** 0.07 ** 0.10	⑤' * -0.09	⑭ ** 0.10 ** 0.09	⑯' ** 0.09 ** 0.09
50-74 R ²	0.03	0.02	0.01	0.02	0.06	0.04	0.02	0.03
学歴 自前3-50代以上の者 政治満足	③ ** 0.15	②' ** 0.13	⑪ ** 0.09 ** 0.10	⑩' ** 0.10 ** 0.10	⑦ * 0.06 ** 0.21 ** -0.12	⑥' ** 0.14 ** 0.13	⑮ ** 0.09 ** 0.09	⑯' ** 0.09 ** 0.12 ** -0.06
75-R ²	* 0.15	0.10	0.25	0.04	0.04	0.00	0.02	0.01
学歴 自前2 政治満足	④	③' * 0.23 * -0.18	⑫ ** 0.48	⑪'	⑧	⑦'	⑯	⑯'

注 1) IVで論じた争点群で、値は福祉争点群が0から11まで、非福祉争点群が0から10までである。

2) 有意確率 p<0.01

3) 有意確率 p<0.05

る。福祉への関心が、認知(学歴)や階層的反応(職業意識)のみならず、政治満足のように感情的要素から規定されているのであれば、福祉への関心が政治的なダイナミズムをもたらす可能性があるからである。

(1) 女性：第I、第II期を比べると政治満足はほぼ一致している。②'の政治満足が消えているということは、政治満足が高いものも福祉に言及し始めたということである。(②-②')の間は、政治満足が足りないだけ(⑤)の政治満足は記号が逆である)で一致している。女性の間では、福祉関連争点群で政治満足の有効性の存在が争点群をまとめると非高齢期で役割を果たしておりそれをのぞけばその他の要因は争点としての顕出性を果たすのに何らかの役割を果たしていたといえるであろう。

(2) 男性：⑨-⑨'では、⑨のほうに学歴と政治満足の効果があるのに⑨'には何にもなくなっている点に注目していいだろう。その結果、現在の男性の間で年齢別に見ると49歳まで何の要

因も働かず50歳代以降の群と世代間対立の実態を示している。その逆に、⑬-⑬'を見るとコホートではちゃんと争点は維持されているし、⑭'ではなんと政治不満が現れているのだ。

(3) 世代間対立の内実

即ち、①'では30歳代から自前意識と政治満足が要因として有効となり、75歳代の後期高齢期でも政治満足が-0.18という大きな値を示している(③')。⑤-⑤'と⑥-⑥'も政治満足は付隨しないが、ほぼいずれの要因も有効である。女性は政府が進むべき方向性について一定の合意があるといつていいだろう。

男性の⑨'と⑬'のちぐはぐさはいまだ福祉という観点で争点をまとめきれていないイデオロギー的未熟さを示している。⑨'-⑩'の方で中年後期までの集団と50歳以上の間の世代間で互いに異なる争点をまとめの力を働かせているのだろう。

VII おわりに

1. 福祉単一争点の分析では、第II期において、女性の全般的な底上げと、男女のラグが見られた。男女とも65歳のところで頂点を持ち、後期高齢期の80歳時点になると女性が約10%下げるという形で一致を見ている。

2. 福祉争点については、1986年、1989年、1994年と1999年という政府の政策の発展に軌を一にした歩みが見られる。

3. 年齢と学歴の福祉との相関について、第I期では男女とも向老期以降福祉をより考慮し始めるという直線的な関係であったが、第II期になると争点考慮の民主化の傾向が見られた。男性より女性の方が民主化の傾向が強い。

4. 福祉争点とそれに附隨する他の争点考慮の関係を分析した場合、争点膨張－収斂の形をとつて、加齢に従って、福祉に考慮が収斂していく様子が見られる。それは女性に典型的に見られ、福祉を含まない争点考慮（非福祉争点群）という裏からの分析でも同じ傾向が観察された。同時に、近年では、女性において収斂化の傾向は緩やかになっており、高齢者が争点を多元的に考慮し始めた様子が明らかになった。

5. 一般に生活満足、政治満足とともに年齢が経過するにつれ満足感が上がる傾向にあったが、中年期に見られた政治満足感の落ち込みが女性にのみ観察された

6. 年齢・性別毎の福祉関連争点に対する政治満足・学歴・自前意識の回帰分析の結果では、政治満足は女性に効果を持ち続け、男性では効果を持たなくなつた。

高齢化前の態度では大きな差を見せるものの、向老期に入ってニューシニアにいたる年齢層では参加・投票行動において量的に無視できない発言力を持ってきており福祉を問題化させることに大きく期待できる。

ここ25年間に男女の福祉意識の発展において女性は民主化の方向に大きく一步を踏み出した。男性も発展はしたがそれは福祉問題については年

齢による偏りがあった²¹⁾。解決法で現在の段階で早急にやらなければならないことは、福祉をめぐって生じている男性の世代間対立を解消することである。今でこそ福祉争点のありかたが男女高齢者が団結し、男性非高齢者に対峙するというアメリカ型になっているが、長寿化により、次第にこの図式は壊れてゆくだろう²²⁾。むしろ、福祉のみでなくその他の争点もあわせて、非高齢者との諸連合が様々にできてくることが望まれるのである。ここでも女性型の争点の組み合わせに学ぶことが多い。

注

- 1) 以下明推協と呼ぶ。
- 2) デモグラフィーの変化が著しいときはプールは好ましくないといわれるが、プールを二つに分けることでかえってそれをした方が第I期と第II期と対比されて比較が出来るようになる（特に学歴など）。M. Jean Turner, et al., 2002 “Changes and Continuities in the Determinants of Older Adults’ Voter Turnout 1952–1996”, in Donna Lind Infeld, *Disciplinary Approaches Toward Aging: Psychology of Aging*, Routledge, p. 48。尚、実数は第I期が19,037人で、第II期が17,586人である。
- 3) 「今度の選挙で、どのような問題を考慮しましたか。この中にあればいくつでもあげてください。」という多数回答型の質問である。
- 4) 考慮争点のコーディングは言及=1, 非言及=0である。
- 5) 狹義では65歳から75歳より若い前期高齢者を指す。広義では50代以上の団塊世代も含めて使う。
- 6) 例えば保守化（高）というように表す。これは超高齢者特有の保守化を指し、一般の有権者の保守化とは異なるものである。神江伸介（2005）『政治老年学序説－胎動するニューシニア』、成文堂、ii, iii, 3, 36頁。ここではテーマから言って福祉（高）のみを取り上げる。同書、ii, 97頁。「超高齢期」（=Oldest-Oldとアメリカでは言う）については、アメリカでの1990年よりの超高齢期の数の増大と多様な姿について、ゴンヤを参照すること。Gonyea, Judith G., 1995 “Age-based policies and the oldest-old,” *Generations*, Vol. 19, No. 3, pp. 25–27.
- 7) コードは、男=1, 女=2である。
- 8) 図1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10は超高齢期の状況がよくわかるように、80歳代までの年齢であらわしている。その他の図は、75歳以上を「後

期」高齢期とまとめている。

- 9) 進入値とは、65歳におけるY軸の値。種々の変数の高齢期初発値を示している。絶対値が高い／低いが後期高齢期における値を左右する。シーリングもあるので低い方が活動の余地が大きい。
- 10) ある変数のこれ以上は動きようがないとする高齢期における絶対値である。値の内容は寿命等が相対的なものであるから経験的にならざるを得ない。拙著、3頁参照。
- 11) アメリカも日本と同じく大規模な戦後生まれ世代を18年分抱える。日本も、アメリカの政治老年学と情報交換をしながら高齢化の対策を考える必要がある。本論文に関わりがある限りで政治老年学のものを引用しておく。ローゼンバウムによると、全米レベルでは政策、投票行動とも世代間対立は認められないが、フロリダのコミュニティレベルでは認められるとの立場から、非高齢者は、高齢者はお荷物であるといったステレオタイプの意識を持っている等を証明した。Rosenbaum, Walter A. 1993 "Unquiet future of intergenerational politics," *Gerontologist*, Vol. 33, No. 4, p. 483, 488.
- 12) マックマヌスは、世代論者の世代区分を引用しながらも結局年齢をとっている。MacManus, Susan A., (1995), *Young V. Old : Generational Combat in the 21st Century*, Westview Pr, p. 23. アメリカのベビーブーマー世代の研究でも、加齢の効果を主張している。Alwin, Duane F. 1998 "Political impact of the baby boom: are there persistent generational differences in political beliefs and behavior?," *Generations*, Vol. 22, No. 1, p. 49, 50, 51. 私は前記の著作では高齢期のみ年齢とし社会活動をしている時点では世代をとるという中間の立場をとった。拙著、75, 76頁参照。
- 13) 中卒(初等)=1, 高卒(中等)=2, 大卒(高等)=3。
- 14) 4つの型は、現実政治型=年齢・世代・学歴の影響が強い型、加齢型=学歴の影響が少なく、世代(時勢)・年齢の影響が強い型、エリート型=世代・年齢の影響が少なく、学歴の影響が強い型、民主型=学歴・世代・年齢の影響が少なくいつの時代でも問題になるいわば時代交差型、を仮定しほぼ実証された。拙著「第3章」参照。
- 15) 福祉のみに収斂してゆく福祉収斂と呼び、対応して福祉収斂の値から離れ福祉といくつかの争点を含むようになるとき福祉膨張と呼んでおく。若年期の福祉以外の争点の少なさも形の上では類似するが社会化の内容上異なるので福祉胎動とする。
- 16) ここでは仮に福祉が混ざっていれば福祉争点

群としたが、厳密には調査の際に優先順位が付けられる等していかなければならない。それでも幅があり仮説化も困難である。各争点が個別的に全く関わりがない状態から、時勢の影響、年功効果、世代効果の力による関わり、挙げられた争点がイデオロギー的関わりを持つ状態の幅を持っている。

ちなみに表4に福祉関連争点が現実にはどの争点と結合してきたかを示しておこう。性差がある面に焦点を当てて特徴を指摘すると、第一に、経済生活に関する物価・景気、第二に、暮らしに密接に関係する公害・環境、第三に、子育てに関する教育・文化、が女性の争点として上げられるだろう。つまり、70年代から顕著化した経済的暮らし・生活・子育てにかかる争点であり、それは今も変わっていない。下に第II期のみ掲載する。第I期も基本的に同じである。男性は両時期ともこれといった特徴はない。

表4 第II期福祉争点群

○性	争点個数→	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
男	物価・景気	14%	28	21	13	8	4	3	3	2	5	100%
女	物価・景気	22	33	19	12	6	3	2	1	1	2	100
男	行政改革	6	18	22	15	12	6	5	5	3	9	100
女	行政改革	7	19	2	17	14	7	6	4	2	6	100
男	公害・環境	5	17	18	18	12	7	6	5	4	1	100
女	公害・環境	9	24	19	19	11	5	4	3	1	4	100
男	政治倫理関係	5	17	19	15	1	6	6	6	4	11	100
女	政治倫理関係	7	17	18	16	13	8	6	5	2	7	100
男	安保・防衛問題	3	11	13	13	1	9	7	8	7	2	100
女	安保・防衛問題	6	13	14	13	11	1	1	6	3	13	100
男	教育・文化	4	12	18	17	14	7	6	6	4	12	100
女	教育・文化	7	22	23	19	12	5	4	3	1	4	100
男	憲法	3	7	1	9	1	8	9	11	5	3	100
女	憲法	4	1	12	11	17	8	9	8	4	2	100
男	中小企業対策	5	18	16	11	1	6	5	6	6	18	100
女	中小企業対策	6	19	19	17	12	5	4	4	3	11	100
男	農業対策	1	18	15	13	9	6	4	5	5	15	100
女	農業対策	16	21	15	14	1	4	3	4	2	1	100
男	税金問題	9	26	21	14	1	5	4	4	2	6	100
女	税金問題	15	32	21	13	8	4	3	2	1	2	100

出典) 明推協ブルデータ、第II期ブルデータ

- 17) 争点の全体的な分析については、拙著「第3章 (5)」参照。
- 18) 生活・政治満足とも、まったく不満足=1、や

- や不満足=2、だいたい満足=3、十分満足=4。
- 19)拙著「第2章 高齢者の党派行動」の「7 生活不満と政治不満」、61-66頁参照。
- 20)職業階層意識をあらわす変数である。三宅は、「自前意識はもともと、職業カテゴリーと政党支持を結ぶ心理学的過程の一仮説として提出されたものである。自前意識は「自分の仕事や職業が他から直接の支配を受けるのではなく一応独立しておこないうる、すなわち自前で仕事をしているか否か」という意識で……自分の仕事や職業をコントロールする主体が自分の手にあるかどうかという、一種の利害感覚」であるが、他方「あまりにも職業に密着しすぎているのが欠点」であるといふ。三宅一郎（1985）『政党支持の分析』創文社、177-8,184頁。この欠点があるから逆にフェイスシートの職業項目を整理して二値にわけ回帰分析に投入できた。自前（値は=1）自営・専門管理、非自前（値は=-1）被用者等。私の場合、主婦、無職を、非高齢者でははずし（自前1）、高齢者では非自前に入れる（自前2）ということを行なっている。自前3は高齢者と非高齢者が混在しているので相互に分割して自前変数を作った。拙著、60頁。
- 21)その原因については「わからない puzzling」とローゼンバウムらは言うが、高齢になるほど女性が多くなること、アメリカ社会では主として女性が介護上の役割を占めていることと関係があるだろうと指摘する。Rosenbaum, et al., op. cit., p. 488.
- 22)日本の場合、現段階では、福祉をめぐっては高齢社会の問題は世代間争いとして現れており高齢者の一体性が目立つが、アメリカでは「長寿化（多様化とともに）は高齢者の政治的影響力を薄める。モダンエイジングの政治では高齢者

の手当てとサービスを要求し守るのに合意を得ることが出来た。ニューエイジングの政治では長寿化がかかる合意を壊すであろう。」と、トレスジルは言う。Torres-Gil, Fernando M. (1992), *The New Aging; Politics and Change in America*, Auburn House, p. 82.

参考文献

- 神江伸介（2005）『政治老年学序説—胎動するニューシニア』、成文堂。
- 三宅一郎（1985）『政党支持の分析』、創文社。
- Alwin, Duane F., (1998) "Political impact of the baby boom: are there persistent generational differences in political beliefs and behavior?" *Generations*, Vol. 22, No. 1.
- Gonyea, Judith G., (1995) "Age-based policies and the oldest-old," *Generations*, Vol. 19, No. 3.
- MacManus, Susan A., (1995), *Young V. Old; Generational Combat in the 21st Century*, Westview Pr.
- Rosenbaum, Walter A., (1993) "Unquiet future of intergenerational politics," *Gerontologist*, Vol. 33, No. 4.
- Torres-Gil, Fernando M., (1992) *The New Aging; Politics and Change in America*, Auburn House.
- Turner, M. Jean, et al., (2002), "Changes and Continuities in the Determinants of Older Adults' Voter Turnout 1952-1996", in Donna Lind Infeld, *Disciplinary Approaches Toward Aging: Psychology of Aging*, Routledge.

（こうのえ・しんすけ 香川大学教授）

判例研究

社会保障法判例

脇野幸太郎

労働者災害補償保険法所定の年金給付基礎日額について最高限度額を設定した同法及び同法施行規則の各規定は憲法 14 条に違反するものではないとして、当該各規定に基づいてなされた遺族補償年金等支給処分が適法とされた事例

名古屋地方裁判所平成 14 年 7 月 9 日判決（平成 13 年（行ウ）第 25 号、遺族補償年金等支給処分取消請求事件）『判例タイムズ』1148 号 195 頁

I 事実の概要

1 原告 X の夫 A は、平成 6 年 4 月、台湾への出張からの帰国途中、搭乗していた飛行機の墜落事故により死亡した。

X は、本件事故に基づき、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」）所定の遺族補償給付を請求したところ、被告 Y（名古屋労働基準監督署長）は、同年 10 月、死亡当時の A の平均賃金額（2 万 6334 円）が、同法 8 条の 2 第 2 項・同条の 3 第 2 項、同法施行規則 9 条の 4 所定の最高限度額（2 万 0182 円）を超過しているとして、年金給付基礎日額を上記最高限度額とし、これに基づいて算定した年金額を支給する旨の決定（先行処分）をするとともに、翌平成 7 年から平成 11 年にかけて、同条の 3 第 1 項 2 号所定のスライド額を同様に計算して年金額を当該金額に変更する旨の決定（本件各処分）をした。

2 従前、労災保険給付には、給付基礎日額に

関して、最低額保障の定め以外に格別の制限がなかったが、昭和 61 年法 59 号（以下「61 年改正法」という）により、労働省令による最低限度額および最高限度額の定めが置かれ、その給付基礎日額が、当該労働者の年齢の属する年齢階層に応ずる最低限度額を下回りまたは最高限度額を越える場合は、当該最低限度額または最高限度額とすることとされた。61 年改正法は、一部を除き昭和 62 年 2 月 1 日から施行され、本件限度額設定も、同日以降新規に年金を受けることとなる者について適用されている。ただし、経過措置として、上記時点において年金たる保険給付を受ける権利を有している者については、上記時点の当該年金たる保険給付にかかる給付基礎日額が最高限度額を超える場合には、当該給付基礎日額を基礎として給付額を算定し、ただし、当該越える間はスライド制を適用しないこととされた（同法附則 4 条 1、2 項）。

3 X は給付額を不服として、愛知労働者災害補償保険審査官に審査請求、労働保険審査会に再

審査請求をしたが、いずれも棄却されたため、本件各処分の取消を求めて本件訴訟を提起した。

なお、本件請求棄却後、X側が名古屋高裁に控訴しているが、既に棄却〔判例集未搭載〕され、さらに最高裁に上告、上告受理申立がなされている。

II 判 旨

請求棄却

1 労災保険制度の趣旨・性質及び立法府の裁量

(1) 「…労災保険制度は、…政府と使用者とが労働者を被保険者として締結する、他人のためにする責任保険契約としての機能を果たしている」ということができる。」

他方、労災保険法が、「労基法上の災害補償責任の填補にとどまらず、…更にそれを超える内容・種類の各種給付や福祉事業を創設して」いる点を考慮すれば、労災保険制度は「実質的には…社会保障たる性質を有する法制度というべきであら。」

(2) 「もともと労災保険制度は、使用者の有責無責を問わず、業務上の原因に基づき被災した労働者に定額の給付を行なうことを目的とした制度であり、…事故によって被災労働者に生じた全損害の填補を目的とするものとは認められないし、被災労働者やその遺族の生活水準の維持自体を実現しようとする制度でもないといるべきである。」

(3) 憲法25条の規範的性質からすれば、「社会保障制度の一環たる性質を有する労災保険制度の給付要件・内容等を決定するに当たっても、立法府には同様の広範な裁量権が与えられていると解される。」

(4) 「…改正前にすでに保険関係の対象となっていた労働者が、従前の法律の内容に関して、立法上当然に保護るべき既得の具体的法的利益又は地位を有するということはできないのであって、問題の法律改正が労働者にとって従前より不利益な内容を含むとの一事をもって、ただちに当

該法律改正が著しく合理性を欠くとか、…立法府に与えられた裁量権を明らかに逸脱・濫用しているということはできないと解すべきである。」

2 原告の主張に対する判断

(1) 本件処分等の制度趣旨の逸脱及び不合理性の有無

原告主張の事情(ア 経過措置対象者は、旧法の給付基礎日額によって算定された年金を既得権として保護されること、イ 上限設定がなかった場合の年金額と本件処分による支給額は、年金額のほぼ3分の1を減額するもので、低減額の甚だしきにおいて、不合理な差別的取扱である、ウ 先行処分による給付基礎日額2万0182円は、月収60万5460円の労働者の場合の平均賃金額であり、同処分および本件各処分は、事故時の月収が79万0020円であったAを上記月収額の稼働能力に相応する労働者と評価するとともに、Xの生活水準を上記労働者のそれに固定するもので、著しく合理性が欠如している、等)は、法令等の無効をもたらすものではなく、したがって本件各処分の有効性を争う事情ともなりえない。

(2) 憲法14条違反の成否

①「経過措置対象者は、…本件施行日の時点において年金たる保険給付の受給権を取得している者であるところ、これに対し、本件改正法対象者は、…61年改正前にすでに保険関係の対象となっていた場合においても、旧法の内容に関して、立法上保護るべき既得の法的利益ないし地位を有していたということはできないのであるから、両者の法的立場には、かならずしも同一性が認められないというのが相当である。」

②「…(b) 61年改正には、給付基礎日額を、そのまま年金たる保険給付の算定基礎としていたことに伴う…制度面の不均衡、不平等を是正するという合理的な目的があり、かつ、(c) 本件上限設定を含む本件限度額設定は、上記の法改正目的に適合する合理的な手段だったということができる。また、(d) 前示の…最高限度額及び最低限度額の設定水準は旧法時における給付水準から著しく隔絶するものでないことは明らかであり、(e) 前示の〔水準の〕具体的決定方法にも格別

問題となるような点は認められないし…(g) 前示…の本件経過措置の内容によれば、経過措置対象者は、旧法当時の保険給付水準を維持されるが、その後スライド制が適用されないこととなる結果、経過措置対象者と本件改正法対象者との給付格差は順次縮小・解消するよう制度上の配慮がなされていったことが明らかである。」

③「したがって、以上によれば、61年改正による本件上限設定によって、経過措置対象者と本件改正法対象者とを異別に扱うことには合理的理由があるというべきであって、本件改正法対象者を不当に差別するものとはいえないから、憲法14条違反の主張には理由がないというのが相当である。」

(3) 憲法25条違反の成否

①「原告は、憲法25条2項あるいは国際人権規約11条1項によって、國に、国民に対する社会保障水準を上昇させる規範的義務が課されていることを前提に、労災保険制度の給付水準を切下げることができない旨を主張している」が、「憲法25条2項が國に上記のような具体的義務を負わせていると解せられることは…明らかであり、かえって、憲法は、社会保障制度の範疇に属する労災保険の給付内容の変更等についても、立法府に広範な裁量権を与えていたと認めることができる。」

②「原告は、労災保険制度が憲法25条1項の救貧政策に属すること、ないし事実としてそのような救貧的機能を果たしていることを前提として、保険給付の内容には絶対的基準があり、その低減は違憲である旨を主張する」が、「労災保険制度が社会保障制度として憲法25条2項の防貧政策たる範疇に属するものであって、憲法25条1項の救貧政策とは異質なものであることは…明らかである。」

③「原告は、(a) 旧法時の壮年時被災労働者への年金支給額が高額でなかったとか、(b) 保険制度の性質上、支給格差は当然あり得ることであるとの理由をもって、若年時被災労働者への年金支給額との格差を正をいう61年改正は、その目的が不合理である等と主張している」が、「労災

保険の給付内容の決定・変更等に関して立法府に与えられた裁量権は広範なものであって…単に上記(a)(b)のような事情だけで上記裁量権の逸脱等を基礎づけることができるのは見易い道理というべきである。」

④「原告は、(a)…労災保険制度では、所得比例給付が実現されねばならないとか、(b) 労災保険給付は、家族共同体の従来の生活水準の維持に焦点を合わせるべきであるとの理由により、61年改正による本件上限設定が不合理である旨を主張している」が、もともと労災保険法は、制度上上記(a)(b)のような特質を有するものではなく、これらを理由として裁量権の逸脱・濫用等を根拠付けることはできない。

III 検討

本判決の結論には賛成だが、判旨一部疑問

1 はじめに

本件は、昭和61年の労災保険法改正により設けられた、年金給付基礎日額に最高限度額を設定する旨の規定の有効性が争われた事案である。争点は、①これら規定が憲法14条に違反するか、という点を中心として、②労災保険制度の趣旨・性質、③上記諸規定の憲法25条違反、④行政訴訟における主張立証責任等にも及んでいる。以下これらに即して若干の検討を試みたい(なお紙幅の都合上、④については省略する)。

2 労災保険制度の性質・趣旨及び立法府の裁量について

(1) 現在の労災保険制度が、使用者の労基法上の災害補償責任を前提としつつ、他方、その機能において社会保障としての性質を有するにいたっている、との本判決の理解それ自体は、一般的なものとしてほぼ異論のないところと思われる。問題となるのは、この使用者責任と、各種給付の年金化、特別加入制度や労働福祉事業の導入等の「社会保障たる性質」との関係をどのように整合的に説明すべきか、という点であるが、本判決に

おいて必ずしもこの点が明確にされているとはいえない。

この点をめぐっては、これまでにさまざまな見解が提示されており、もはや古典的な論点といえる。だが、この点の把握の如何は「業務上」概念のとらえ方に反映し、補償対象範囲の広狭となって現れる〔青野 2003, p. 51〕とともに、保険料負担と給付の対応関係やいわゆる労災民事訴訟との関係、ひいては補償システムとしての労災保険制度のあり方にも関わりを有するものであるだけに、今後なお検討される余地があるものと思われる。

この点をめぐる学説としては、労災補償が純粹な意味ではや社会保障化しているとする説〔高藤 1971, p. 1 以下, 同 1974, p. 121 以下, 同 1978, p. 294 以下, 同 1993, p. 134 以下〕や、使用者の集団的責任に根拠を求める説〔西村 1972, p. 46 以下, 西村 1978, p. 314 以下〕等の対立がみられる。前者の説に対しては、労災補償の前提たる使用者責任の所在をあいまいにしてしまうとか、現在他の社会保険制度と比較して高水準にある労災保険の給付水準の引き下げにつながる、といった批判¹⁾が、後者の説に対しては、各種給付の年金化や特別加入制度、労働福祉事業等の創設といった、いわゆる「労災保険のひとり歩き」といわれる現象をどのように説明するのか、といった批判²⁾がそれぞれ向けられている。この点、労災補償の労働関係的特質を基礎に維持しつつ、被災労働者およびその家族の生活保障という社会保険法的特質に着目して、労災補償の社会保険法における「相対的独自性」を承認する見解〔荒木 1981, p. 227 以下〕が、使用者責任と社会保険法的性質の関係や、他の社会保険制度との給付格差の問題について最も無理なく説明しうるのではないかと思われる。

(2) 本判決においては、現在の労災保険制度は、社会保障たる性質を「実質的に」有する法制であるというべきであるとする旨が指摘されている。これを上記の諸学説にあてはめて考えれば、それは労災補償が「社会保障化」した旨をいうのではなく、使用者の災害補償責任を基礎とする労

災補償の生活保障機能を、社会保障法の他の構成要素との共通性に着目しつつ把握したものと解すべきものと思われる。そして、このようにあくまで使用者責任を基礎とする以上、その生活保障給付の内容や方法も労働関係の投影を色濃くうけることとなり、この意味で他の社会保険制度との給付格差もむしろ自然のこととして、その合理性を認められることとなる〔荒木 1981, p. 264〕ものと考えられる。

ところが、本判決は、上記のとおり労災保険制度が使用者の災害補償責任を基礎とするものであることを指摘しつつも、その給付内容・要件等の決定・変更に関しては、労災保険制度が社会保障の一環たる性質を有するという側面のみに着目して、立法府に広範な裁量権が与えられる旨を判示している。確かに、社会保障法的特質を有し、なおかつ被災労働者の全損害の填補ではなく、被災労働者、もしくはその家族に定額の給付を行うことを目的とする労災保険制度の給付内容・要件等の決定・変更（本件で問題となっている年金給付基礎日額における最高限度額の設定も、当然これに該当する）は、第一義的には立法裁量の問題であると考えられる。ただし、その裁量に当たっては、労働関係の場における使用者の災害補償責任ということが当然基礎に置かれるべきであり、本判決が立法府の裁量権の認定に際し、この点を考慮に入れなかった点、問題が残るものと思われる。すなわち、この点を考慮に入れず、単に社会保障たる性質を有するという側面のみを根拠として広範な裁量が認められるとなれば、そこには労災補償が「社会保障化」したととらえることとの質的な差異が見出し難く、上記（1）における社会保険化説に対するのと同様の批判が妥当する余地が生ずることになるものと思われる。この意味で、本判決においては、使用者の災害補償責任と労災保険の社会保障たる性質、さらにはこれらと立法裁量との相互関係が、もう少し明確に示されるべきであったように思われる。

3 憲法 14 条違反の成否について

(1) 周知のとおり、憲法 14 条 1 項が合理的

理由のない差別を禁止する趣旨であり、その差別的取扱が合理的なものであるかぎり、違憲の問題は生じない、とするのが通説・判例の立場であり、ほぼ異論のないところと思われる。社会保障法に関しては、給付要件・給付内容に差異が生じている場合であっても、それが合理的なものであるかぎり、その格差は許容されることとなる。

問題は、その合理性の判断基準であるが、憲法学説においてさまざまな見解が唱えられているものの、通常これに関し、依拠すべき一般的な基準があるとはいひ難い〔堀 2004, p. 155〕とされている³⁾。そこで、社会保障法の規定等が憲法14条1項に違反するかどうかを争点として、これまでに数多くの訴訟が提起されてきたわけであるが、立法府の広範な裁量権を是認する判例の立場のゆえに、この点に関し違憲の判断が示された判決の数は決して多くはない。本件もこのような訴訟の類型に属するものであるが、合理性判断の対象となつたのが最高限度額の設定であったという点で、従来の判例において類例のなかったやや特異な事例であったといえる⁴⁾。

(2) 本件最高限度額設定の合理性の有無に関する裁判所の判断枠組みは、Xの主張に対応する形で、①経過措置対象者と61年改正法対象者との法的立場における同一性の有無、②本件最高限度額設定そのものの合理性の有無、③最高限度額の水準設定における合理性の有無、の3つに分類しうるものと思われる。

本判決においては、①については同一性がなく、また②③についてはいずれも合理性があるとされ、61年改正法対象者を不当に差別するものとはいはず、憲法14条違反の主張には理由がないものとされている。上述のとおり、現在の判例の状況においては、社会保障法の規定等にもとづく差別的取扱が憲法14条違反とされるケースはきわめて少なく、本件のように最高限度額の設定が問題とされる事例において、その合理性が否定される可能性はきわめて乏しかったといえる。仮にこのような事情を度外視し、また、労災保険における使用者の災害補償責任という前提を考慮を入れたとしても、判決において合理性認容の根拠とされ

ている諸事情や、上限設定の目的等からすれば、この結論そのものは妥当なものといえる。そして、給付基礎日額における最高限度額設定につき、一定の合理性判断基準を提示した点、本判決の意義が認められうるものと思われる。

問題となりうるのは、本判決が最高限度額設定における合理性の判断枠組みを上記のように3つに分類し、最高限度額設定そのものの合理性だけでなく、設定された水準とその設定方法における合理性(上記③)についても判断を行った点である。この点に関し、今後仮に現行の最高限度額をさらに引き下げこととなった場合に、その水準を現行水準を設定した際と同様の設定方法(ないしは規準)によって決定できるか、という問題が生じる可能性がある。次項において検討するように、社会保障給付の縮減や給付水準の引き下げも基本的には憲法25条2項違反の問題は生じない、とするのが有力説の見解であり⁵⁾、この見解に従えば、これら縮減や引き下げの有効性の判断は、事実上憲法14条に即した合理性の如何のみによることとなる。この意味において、仮に本件最高限度額の再度の引き下げが検討されるような場合には、本判決が「格別問題となるような点は認められない」としてその合理性を認定した現行水準の設定方法が、引き下げの際の水準設定にただちに妥当しうるか、という上述の点の検討を含め、より厳格な合理性の判断枠組みが要求されるべきものと思われる。

4 憲法25条違反の成否について

(1) 憲法25条に関する、いわゆる1項・2項分離論を前提とする有力な見解によれば、給付内容の縮減、給付水準の引き下げを伴う制度の再設計も、立法府の政策判断に係るものであって、基本的には25条2項違反の問題を生ぜしめることはない〔岩村 2001, p. 36, 同旨、堀 2004, p. 147, 西村 2003, p. 40〕、とされている⁶⁾。また、これとは別に、25条2項の裁判規範性を肯定する独自の1項・2項分離論に立つ見解〔畠井 1972, p. 83, 同1991, p. 16〕も、合理的理由がないのに、生活保障の受給・受益資格につき差別

を設けたり、従前の保障水準を切下げたりする場合には、生活条件維持・向上にむけての政策的努力義務に背反するものとして、その契機において違憲評価をまぬがれない、としているので、逆にその差別的取扱が合理的なものである限り、やはり25条2項違反の問題は生じないことになる。

(2) 本件は、年金給付基礎日額に上限を設定することによる、まさに「給付内容の縮減、給付水準の引き下げを伴う制度の再設計」に相当する事例であるが、すでに憲法14条違反の成否の判断の段階で、本件上限設定が合理性のあるものとして認定されている以上、上記(1)の諸学説に従えば、憲法25条違反の問題はそもそも生じないことになる。この意味で、原告の主張に即して判断し、本件について憲法25条違反の問題は生じない旨を判示した本判決の結論は、一応妥当なものと思われる。

ところで、本判決は、労災保険制度につき、これが憲法25条1項の救貧施策ではなく、同条2項の防貧施策の範疇に属するものである旨判示している。そして、その根拠として、先行処分の段階でXに支給決定された遺族補償年金その他の具体的な数額(労災保険から年額389万5200円、それに厚生年金からの支給額を加えると年額563万円余り)を提示して、この数額からしても、労災保険法上の遺族補償年金が救貧的機能を果たす程度の内容にすぎないと認め難い、としている。ではこの場合、具体的にどの程度の数額であれば「救貧的機能を果たす程度の内容」といいうるのか、という点については、本判示からは必ずしも明らかではない。しかし、憲法25条の解釈としていわゆる1項・2項分離論を採用し、労災保険給付の要件・内容等の決定・変更に立法府の広範な裁量権を認める本判決の立場からすれば、同条1項の「健康で文化的な最低限度の生活」を充足しえないような給付水準を設定する等、明らかな裁量権の逸脱・濫用が認められない限り、労災保険制度における給付の内容・要件等の決定・変更についても、憲法25条違反の問題は生じない、とする趣旨をいうものと解するのが自然であるようと思われる。そして、使用者の災害補償責任を

基礎とする労災保険制度に関する限り、単にこのような広範な立法裁量をいうのみでよいのか(Xの主張する、いったん到達した社会保障給付水準の合理的理由のない切下げ・廃止がただちに違憲となる旨の指摘はともかくとして)、という上述(2)(2))の疑問がここで改めて想起されることとなる。

5 おわりに

上述のとおり、訴訟において社会保障法等の規定が憲法14条1項違反とされるケースはきわめて少ない。このような判例の状況に加えて本件は、労災保険法の、さらに上限設定の有効性を争うという事例であり、問題とされる給付の水準が比較的高い(上述のとおり本判決は、わざわざその数額を具体的に示している)こともあって、裁判所としても合理性の認定はしやすかったものと思われる(これが仮に最低限度額設定に関するものであれば、もう少し別個の、あるいはより厳密な合理性判断の枠組みが提示された可能性もある)。この意味で(しかも同様の処分が数年にわたって繰り返された段階で)このような訴訟が提起されたことの目的や趣旨には、必ずしも明らかでない部分があるようにも思われるが¹⁾、本件が、労災保険制度の性格や趣旨、憲法14条と社会保障法規定等の合理性判断、憲法25条違反の成否、といった社会保障法における基本的な論点を提供していること、同種先例のない中で、本件上限設定の合理性判断基準を示した点で、一定の意義が認められうことなどを考慮して、紹介と若干の検討を行った次第である。

注

- 1) 後者の批判に対し高藤は、むしろ他の諸制度の給付水準の引き上げが考えられるべきであるとする[高藤 1993, p.67以下]。
- 2) 西村によれば、給付の年金化は「より合理的な損害填補の形式」[西村 1972, p.55]であるとされる。なお、西村のこの立場は、西村2003, p.327以下においても基本的に維持されているが、同書において現在の労災保険は「社会保険と損害賠償との中間に位置する補償システム」[同書 p.328]であるとされる。

- 3) ただし、最大判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁参照。
- 4) 本件を紹介している『判例タイムズ』1148号p.195もこの点を指摘する。
- 5) 次項4参照。
- 6) ただし堀は、「たとえ社会保障給付の削減等をするにしても、それは第1に合理的理由に基づくことを要し、第2に必要最小限度のものにとどめることを要し、第3に既得権や期待権をできる限り尊重することを要し、第4に急激な変化のないよう経過措置を設けるなどの配慮が必要であろう」〔堀2004, p.147〕として、一定の歯止めが考慮されるべきであるとする。これに対し西村は、「給付の切下げ等を行う場合、これらは、基本的に配慮すべき点であると思われるが、結局は、これも給付の切下げ、支給要件の厳格化・制限等が行われる際の財政状況いかんによるのであり、立法府の政策判断の問題に帰着すると思われる」〔西村2003, p.40〕としている。
- 7) このような事例の場合、別途いわゆる労災民事訴訟が提起されるのが一般的であると思われるが、本件に関連してそれがなされたかどうかは不明である。

参考文献

青野 覚(2003)「労災保険法」山田省三編著『リーディングス社会保障法』(第2版), 八千代出版。

- 荒木誠之(1981)『労災補償法の研究一制度と法理の展開一』, 総合労働研究所。
- 岩村正彦(2001)『社会保障法I』, 弘文堂。
- 高藤 昭(1971)「労災保険における社会保障原理一個別使用者責任における原理との対比においてー」『社会労働研究』17巻1・2合併号, pp.1-25。
- (1974)「労災保険の社会保障化上の基本的問題」『社会労働研究』20巻1号, pp.121-51。
- (1978)「労災補償の社会保障化」恒藤武二編『論争労働法』, 世界思想社, pp.294-310。
- (1993)『社会保障法の基本原理と構造』, 法政大学出版局。
- 西村健一郎(1972)「労災保険の『社会保障化』と労災補償・民事責任」『学会誌労働法』40号 pp.43-65。
- (1978)「労災補償の社会保障化」恒藤武二編『論争労働法』, 世界思想社, pp.311-29。
- (2003)『社会保障法』, 有斐閣。
- 堀 勝洋(2004)『社会保障法総論』(第2版), 東京大学出版会。
- 糸井常喜(1972)『社会保障法』(労働法実務体系18), 総合労働研究所。
- (1991)「社会保障法の基本的性格と制度体系」糸井編『社会保障法』, エイデル研究所。
(わきの・こうたろう 明治大学大学院
博士後期課程)

書評

三井さよ著

『ケアの社会学——臨床現場との対話』

(勁草書房, 2004年)

立岩真也

たいてい書評欄は小さく、実際には書評などできない。それに比べて本誌で与えられた字数が多い。しかしこの本は、とてももっともなことが書いてあり、そのとおりだらうと思ひ、納得し、そんなことがあってよいと思い、書くことを思いつけない。以下、そのことについて。

この本は、書きたいことがはっきりしている本である点でまず評価される。著者は、幾つかの病院に行って、長いこと聞き取り調査等をした。この本は、そこから書かれているのだが、言いたいことが調査と論文から生まれてきて、それははっきりと言われる。事実が並べられ、何か言いたいこともないではないようだがはっきりしない、という本より、いくらもよい。

そうして取り出されるのは、「戦略的限定化」である。それは、「まずは、自らのなすべきことやできること、自らと相手との関係性、こういったものを、そのつど生じた問題的状況に即して限定することであり、また同時にそれによって、限定された範囲内においては無限にありとあらゆることを試みようとする」とある。(p.109)。そのようなことはあるだらうと思う。この本で取り上げられているのは看護という仕事だが、もちろんこの仕事だけに限らない。さらにこれはある仕事を職業にする人たちだけが行っていることでもないだらうし、専門職者の行いにも限らないだらう。私にしても、やれることは限られているとし、他人にも自分にも過大な期待をかけることを防ぎながら、しかしできることをしてみる。その方がやりやすいしやる気がでる。圧迫される感じが少なく、かえってうまくできる。

もう一つ、「相補的自律性」が言われる。「相補的自律性とは、各医療専門職が互いの職務が重なるときに、発言し合い問題提起し合うことの意義を互いに認め合った関係である。」(p.226, 他に定義的な記述と

して pp.213-214)。職域が分かれ、権限の差異もあることをまずは受け入れ、自らは自らのすべきことをしながらも、互いに協力し合って仕事をすることである。これもよいことである。次に言うことがない。

とはいへ、むろん、いかにも言われそうなことがないわけではない。それは、こうした対応が、基本的にはケアの提供者の側(この本の場合には看護者の側)が行おうとして行われるものであるということである。相反するとも思われる二つの契機の双方を組み合わせ、使い分けでうまくやっていることを著者は描くのだが、その組み合わせ方、使い分け方は、その人たちに委ねられ、やり方によっては、逆向きの作用を起こしてしまうこともあるだらう。例えは、ある時には、それは自らの仕事ではないからとしてせず、ある時には職分を超えて行うことを拡張してしまう。互いに譲ってすべきことがなされなかつたり、自分の職域にもってこようと取り合いになつたりする。

ではこのことを指摘する人たちは、代わりに何を言うか。第一に、提供者の仕事、権限を限定し、利用者の方が選び、使い分け、統御するのがよいと言うかもしれない。このような主張は、「全人的なケア」といったことを言う人たちの神経を逆なでし、その人々から嫌われもするのだが、しかし、それでももっともな主張ではある。だから私も、このような場面があることを書いてきた。けれど、そういう仕方ではうまくいかないこともたしかにあり、著者が見ているのはそんな場面である。病院にやってくるからには様々に弱っていることもあり、それで何もかも自分で決めるのは無理なことだし、辛いこと面倒なことでもある。自分で律するのには限界がある。その時にはケアする側がうまく振る舞う必要がある。(「当事者の自己決定の限界」についての著者の記述は pp.35-38。)

すると第二に、規則を定め、何を行い、行わないか

を決めて、それを遵守するようにしたらよいか。しかし、それではもとに戻ってしまう。そんなことではうまくいかないから、著者が記述するような臨機応変な態度、工夫もまた現われ、行われているのである。それを細かに決めてしまったら、かえってうまくいかないかもしれない。

こうして、反問はすぐに出され、対置される立場が少なくとも二つはあるのだが、そちらの側も、二つともそう強くはないということだ。まず、皆が立派な消費者・決定者でないから援助する側も苦労している。規則を作ると、それは多く、余計なことをすることや必要なことをしないことの理由とされてしまう。またケアする側が何も思わず、考えないことを促すことになる。だから、別のことと言いたい側も、著者が示す態度に対する優位を示せるわけではない。

とすると、反問する側は、代わりにどんな方があるかではなく、事態が起こっている条件・状況について今度は言いたがるかもしれない。ここでもまず二つあげられる。

第一に、この本に描かれる人たちはたしかにいっしょけんめいやっている、調査対象の病院は情熱によって支えられている、しかし、と言う。調査された病院では、すべてはよいケアを提供するために行われていて、使命感や、それを実行しているという誇りがその行いを支えている。現状を改革しようとしていて、その実現を現実に志向することによって、負の効果を与えるような方向に行かないようになっている。たしかにそれならば、また加えて情報の誤伝達がないなら、うまくいくだろう。しかし多くの施設はそれほど熱心ではない。先駆的な施設は少数だから先駆的なのだ。多くの人はそう大きな情熱を感じたりもしない。だからそうそううまくはいかない。このように言うだろう。

それはたしかにそうかもしれない。だが、だからどうすればよいのか。そこで批判者は再度同じところに戻されることになる。つまり、やる気のない供給者に代わり、一つ、消費者が制御できるようにする、二つ、規則で規制する。しかし、それでうまくいかないから、それで実現されないことがあったから、筆者がこの本で取り出す契機が大切だという話だったのではないか。

第二に、ケアの与え手と受け手の関係を規定している枠組み、「社会」を問題にすることもできよう。局

所的な関係の中でなされていることの外側にあるものがある。それが大切であり、そのことを看過してはならない。こう言うのである。しかし、言われた人たちもまた、自分たちが定められた囲いの中でやっていること、やれることに限界があること、そんなことはわかっている、と言うだろう。常に限界はある。自分たちを囲む大きなものを変えていくことは必要だろうし、そのことをけっして無視するのではないが、それは今できることをしなくてよいということではないはずだ。私たちとして今やれることを、その限界を自覚した上でするのだ。こう言われる。これももっともある。だから、なにかにつけて「社会」を持ち出し、言いつのるのも大人げない行いではある。

こうして、著者のこの本に記す立場は強い。それに対して何か言いたい側も、批判と自分の主張とをあまり強く言うことはできない。代わりに指摘できる事実、代わりに示すことのできる方向はなくはないが、それには限界がある。

こうして、この本について書くことがないという感じは、まず、本に書かれているようなことは事実あるだろうし、あってよいだろうと思えることによるのだが、さらに、それについて別の言い方をしたくとも、あまり強く自信をもって言えないというところから来ている。示される方向は、基本的にすべきことをしようとしつつ、無力感と過度の疲労とを防ごうというのだから、力の使い方としては効果的である。常によい方向に作動するか、それはわからない。しかし、そんなことは著者も当然わかっている。だからこのことを指摘するのは大人気ないということになる。

それでも、あえて何か書くとしたらどんなことになるだろうか。関係し合う二つのことを述べる。

一つは、もっと先に行って、縁取ることである。しかしもっと先とはどのことか。まず、この本が、他と比較した時、どこの辺まで行っているかについて述べる。

この本が教えるのは距離のとり方である。いくらかの距離をとれないと巻き込まれてしまい、螺旋状に下の方に向う道行きになってしまい、双方が潰れてしまうから、それはいけない、距離をとりつつ、力を尽くすのがよいと言われる。これ自体が発見であるなら、それを発見して終わるのもよい。ただそうでもないだろう。例えば距離のとり方については、著者も引いている人としては宮子あづさの本等々に、論文的な書か

れ方でではないにせよ、書いてある。

そしてケアの仕事や、専門職の人を肯定し、応援することも、この社会では既に当然のこととされている。あらゆるものを斜めから見て、文句を言う、というのが戯画化された社会学のあり方だが、私は、その戯画通りのものをめったに見かけず、たまにはそんなものがあってよいとさえ思う。大勢として存在するのは既に、そんな単純でやんちゃな言論ではない。著者の立論に既に（社会学者も含め）ほとんどの人は反対せず、ほぼ敵はないはずである。

すると、やはりその先、というか、前というか、である。さきに、消費者主権と規則主義をもってくればすむといふものではないことを述べたし、ケアする側の態度に左右されることや、社会的な状況・条件が大切なことを指摘すればよいわけでもないことを述べた。それはその通りなのだが、それは、筆者が見出した推奨する方策も含め、どれもが唯一の解、特權的な策というわけではないということでもある。すると、何がどれだけ、どのような場面で、必要なのか、あるいは必要でなく、やめた方がよいのかである。私たちは、依然として、どこで何がなされ、どこでは何がなされたらまずいのか、わかっていない。著者が推奨する方向でやってみて、うまくいかないことが当然いくらもあるだろう。その時にはその場はどうなるのか。またどうしたらよいのか。

こうした主題は「規範論的」に考えてみるという方向もある。だが、同時に、そのような関心をもって、実際のところを調べることもできるはずだ。そのためには、やはりうまくいかないところ、衝突してしまうようなところ、それでよいのかわからなくなるところを見ていくという方向があるだろう。

例えこの本には、「ガンなんじゃないのか」と問い合わせられたのだが、病名告知はなされていないために答えるわけにもいかず、かといって問い合わせを無視することもできない看護者が行う「ニーズの「翻訳」」が、「戦略的限定化」の一つとしてあげられている(pp. 130-134)。けれども、それで話が終らなかつたらどうなのだろう、どうなつたのだろう。例えあくまで知らせられるべきだと言い張ったら（ちなみにそれは私自身の立場ではない）どうなるのだろう。あるいはどうしたらよいのだろう。例えそんなことである。そんな場面に起こる右往左往や、問題の処理のされ方、あるいは忘却のされ方を調べてみると、そう

いう方向が一つあるだろうと思う。

それはある種の「医療社会学」の伝統に連なる捉え方、冷たい接近法・記述法ということになるかもしれない。しかし、医療や看護の仕事を記述的に記述し、ときに皮肉に語ってきた人たちが、その仕事をしている人たちを否定していたのか。多くの場合、そんなことはない。むしろ、どこに限界があつたり、綻びがあつたりするかを見出すことによって、ではその人たちは何が出来るのかを知ったり、考えられたりすることもある。

このように考えていくと、もう一つ、多くの人たちが最も聞き飽きもし、言い飽きもしていることを、やはりここでも言うことになるだろうか。つまり、ケアする相手との間に何が起こっているのだろう。その関係に生成しているのは何だろう。

いったいその人は何を「ケア」されたいのだろう。それはその人に聞いてもわからないし、聞いても仕方のないようなことではあるだろう。少なくともあらかじめその人はそれを知つたりはしておらず、そして多くの場合、わからないままに、そしてとても平凡に、時は経っていく。しかしそのまったく同じ時に、様々なことが起こってもいる。かなり多くの場合、ケアする人が仕事として対応していくそれなりの限界があることは、ケアされる方も知っている。そして、それでもうれしく、それでよいと思つたりすることがある。すべてを与えるなどと病者は求めはせず、むしろ多くの場合かなり社交的にことは進む。ただ間違えてならないのは、それでも、それがたんなるうわべの行き、関係だということになると限らず、そこにいくらかの真実が生成するように思われたりもするということだ。「承認」を語る人たちの中にもときには単純にすぎる人たちがいる。たしかに、「ケア」は分割して薄めることが容易でない。しかしではそれは本来は賃金を得るような仕事にならない仕事か。そんなことはない。

ケアする側の「戦略的限定化」をも一部として含みこむようにして、たんなる仕事上の関係でもあり、それだけでもないような関係ができていく。例え「心のケア」なるものが不愉快であるとしよう。しかしながらものでもときに効果があるということは、それほどには人間は賢いということかもしれない。そのような（それ自体はたいしたことのない）行きをそれを仕事にする人がわざわざ私に行うというのだから、それ

に応じてあげる、自分がそのケアの提供者にそのように応じてあげることによって、すこし立ち直ったりもできる、そんなことがある。これらで何が起こっているのかは、おそらく「ナラティヴ」をただ再録することによっても、また「感情」の抑制・秘匿と吐露という「感情労働」を語る語り口によっても、うまく拾うことができない。どうしたらよいか、よい方法を思いつかない。しかし、なにか書きようがあるような気はする。

その人に固有であるようなあり方を保持するために、(そのためにも)消耗し尽くさないように行動する。力を無駄にしないように、しかし真剣に対する。そんなことは存在するし、必要だ。しかしそれだけな

ら、ある視点(「ケア」の視点)のもとに存在する世界をそのまま代言し、既に現場で保持されている物語=現実を反復していることであるかもしれない。ケアする人の力の傾注あるいは調整というだけでない動きが起こることがあるだろう。その中には、どうにもならないような膠着もあるだろう。心中物のような破滅への道行きがあつたりもするだろう。生き続けていくためには距離は必要なだから、ここで浪漫主義的である必要はない。ただ、それらの中に、ただあしき事例として教訓を得るためにそうした例も見ておく必要がある、というだけないことごとがあるよう思う。

(たていわ・しんや 立命館大学教授)

「社会保障のガバナンス」に関する投稿論文募集について

本誌『季刊社会保障研究』の第41巻3号（本年12月刊行予定）または第41巻4号（2006年3月刊行予定）において、「社会保障のガバナンス」を特集することを企画しています。この特集については、5本程度の依頼論文のほかに読者からの投稿論文で構成したいと考えています。特集の趣旨および論文募集要項は下記のとおりですので奮ってご応募下さい。

1. 特集の趣旨

少子高齢化が進展する一方かつてのような高度経済成長は望めない中で、社会保障の持続可能性の確保が大きな課題となっています。社会保障のあり方は最終的には国民の選択に委ねられるものですが、社会保障の給付と負担のバランスをどのようにとるのか、社会保障が負担に見合った効果・目的を達成しているか、社会保障制度が国民の意思や選好を適切に反映しているかは、今後ますます厳しく問われことになると考えられます。言い換えるれば、国民の選択が適切に反映され効果的・効率的な社会保障のガバナンス（「規律づけ」・「統治の仕組み」）のあり方が今日求められています。本誌では、このような問題意識の下に「社会保障のガバナンス」と題する特集を組むことにしました。

2. 論文募集要項

（1） 募集論文の範囲

1の特集の趣旨に合った学術論文であればジャンルや学問分野を問いません。例えば、社会保障を横断的に捉え特定の「切り口」により分析することも可能ですし、社会保障の特定の分野（年金や医療など）に対象を限定しその特性や課題等を踏まえた論文でもかまいません。公私のガバナンス構造の相違や諸外国の社会保障制度のガバナンスの相違を分析した論文も対象になります（ただし日本の社会保障のガバナンスに関する政策的示唆を加えて下さい）。いずれにせよ、「社会保障のガバナンス」は様々な捉え方をすることが可能なテーマであり、斬新な問題の捉え方や分析による質の高い論文が投稿されることを期待しています。

（2） 投稿締切り日

2005年9月20日（火）必着とします。

（3） 掲載予定号

季刊社会保障研究第41巻3号（2005年12月刊行予定）もしくは第41巻4号（2006年3月刊行予定）。

（4） その他

論文の採否および執筆要領等は通常の投稿論文の場合と同様ですので、「季刊社会保障研究投稿規程」および「季刊社会保障研究執筆要項」をご覧下さい。

海外社会保障研究 No. 150

目 次

特集：成長するアジアの社会保障

特集の趣旨	漆 原 克 文
シンガポールの少子高齢化対策と CPF 改革	駒 村 康 平
マレーシアの所得保障と医療保障	菅 谷 広 宣
発展途上国における国民皆医療保障制度の構築	
—タイ国のケース—	川 口 典 男
中国農民社会保障の現状と課題	沙 銀 華
モンゴルの市場経済への移行と社会保障	駿 河 輝 和
ベトナムの社会保障	和 泉 徹 彦
ラオス、カンボジアの社会保障制度	漆 原 克 文

動 向

アジアから見た日本の社会保障制度

—アジア諸国社会保険行政官研修アンケート—

.....	漆 原 克 文・山 本 克 也
中国都市部における最低生活保障制度の現状および問題点	鍾 仁 耀

【お詫びと訂正】

季刊社会保障研究第 40 卷第 4 号目次に掲載した湯田道生先生の表題に誤植がありましたので、お詫びし訂正いたします。

(誤) 湯田 道夫
 (正) 湯田 道生

編集後記

超高齢社会が目前になりつつある現在、老齢への備えをいかに構築するかは、社会保障の重要な政策課題と言えます。本号では、安心して老後を迎えるようにするためにどうすればよいかということを考える前提として、老後の不安というものを実態的に把握したいと考えました。老後の不安には、高齢者が現在の生活において感じる不安と、現役世代が将来に向けて感じる不安とがあり、また、それらは中長期的な社会変動によって変化するものだと思われます。本特集がそれらを読み解く端緒となり、より良い政策に結びつくことを願います。

(M. O.)

編集委員長

京極高宣（国立社会保障・人口問題研究所長）

編集委員

岩村正彦（東京大学教授）

岩本康志（東京大学教授）

江口隆裕（筑波大学教授）

遠藤久夫（学習院大学教授）

新川敏光（京都大学教授）

田近栄治（一橋大学教授）

永瀬伸子（お茶の水女子大学助教授）

平岡公一（お茶の水女子大学教授）

島崎謙治（国立社会保障・人口問題研究所副所長）

漆原克文（同研究所・政策研究調整官）

本田達郎（同研究所・企画部長）

府川哲夫（同研究所・社会保障基礎理論研究部長）

金子能宏（同研究所・社会保障応用分析研究部長）

編集幹事

大石亜希子（同研究所・社会保障基礎理論研究部第2室長）

泉田信行（同研究所・社会保障応用分析研究部第1室長）

西村幸満（同研究所・社会保障応用分析研究部第2室長）

小島克久（同研究所・社会保障応用分析研究部第3室長）

尾澤 恵（同研究所・社会保障応用分析研究部研究員）

季刊

社会保障研究 Vol. 41, No. 1, Summer 2005 (通巻 168 号)

平成 17 年 6 月 24 日 発行

編 集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話 (03) 3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>

制作 (株) UTP 制作センター

THE QUARTERLY OF SOCIAL SECURITY RESEARCH (KIKAN SHAKAI HOSHO KENKYU)

Vol. 41

Summer 2005

No. 1

Foreword

Social Risks and Insecurity in Old Age	TOSHIMITSU SHINKAWA	2
--	---------------------	---

Special Issue: What Is Insecurity in Old Age? A Multi-Dimensional Approach to Understanding Actual Conditions and Anticipation for Government Policies

Anxiety in Old Age : Trends and Contributing Factors	YUKIMITSU NISHIMURA	4
Anxiety about Old Age among the Urban Elderly	MICHIKO NAOI	12
The Concerns of Elders in Rural Areas : A Case Study of Miyama Village, Kyoto	YOSHIHIKO AIKAWA	22
The Effect of Pension Level Decline on Personal Retirement Savings	KOJI HAMADA	35
Welfare, Political Discontent, and “New Seniors”	SHINSUKE KONOUE	45

Report and Statistics

Social Security Law Case	KOTARO WAKINO	57
--------------------------------	---------------	----

Book Review

Sayo Mitsui, <i>The Sociology of Care : Its Theory and Practice</i>	SHINYA TATEIWA	64
---	----------------	----

Edited by

National Institute of Population and Social Security Research
(KOKURITSU SHAKAI HOSHO • JINKO MONDAI KENKYUSHO)